

令和4年9月定例会

## 委 員 会 会 議 錄

[ 総務文教常任委員会  
建設環境常任委員会  
健康福祉常任委員会  
議会運営委員会 ]

行 田 市 議 会

## 令和4年9月行田市議会定例会委員会会議録目次

### ◎総務文教常任委員会（9月20日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時28分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第57号について	4
議案第57号の質疑	4
議案第57号の討論、採決	6
休憩（午前 9時39分）	7
<hr/>	
再開（午前 9時40分）	7
議案第53号について	7
議案第53号の質疑	9
休憩（午前10時05分）	15
<hr/>	
再開（午前10時11分）	15
議案第54号について	16
議案第54号の質疑	17
議案第54号の討論、採決	19
議案第55号について	19
議案第55号の質疑	21
議案第55号の討論、採決	28
休憩（午前10時53分）	29

再 開 (午前 10 時 54 分) .....	2 9
議案第 53 号について .....	2 9
議案第 53 号の質疑 .....	3 0
休憩 (午前 10 時 57 分) .....	3 0
<hr/>	
再 開 (午前 11 時 09 分) .....	3 0
議案第 53 号について .....	3 1
議案第 53 号の質疑 .....	3 2
議案第 53 号の討論、採決 .....	3 8
休憩 (午前 11 時 32 分) .....	3 8
<hr/>	
再 開 (午前 11 時 40 分) .....	3 8
議請第 3 号について .....	3 8
議請第 3 号の意見 .....	3 9
議請第 3 号の討論、採決 .....	4 1
閉会の宣告 .....	4 2
閉会 (午前 11 時 55 分) .....	4 2
署名委員 .....	4 3

※

◎建設環境常任委員会（9月15日）

付託案件 .....	4 5
出席委員（6名） .....	4 7
欠席委員（0名） .....	4 7
説明のため出席した者 .....	4 7
事務局職員出席者 .....	4 8
開会 (午前 9 時 28 分) .....	4 9
閉会の宣告 .....	4 9
休憩 (午前 9 時 30 分) .....	4 9

---

再 開 (午前 10 時 32 分) .....	4 9
開議の宣告.....	4 9
議案第 58 号及び議案第 59 号について.....	5 0
議案第 58 号及び議案第 59 号の質疑.....	5 2
議案第 58 号及び議案第 59 号の討論、採決.....	5 8
休憩 (午前 11 時 04 分) .....	5 9
再 開 (午前 11 時 06 分) .....	5 9
議案第 53 号について.....	5 9
議案第 53 号の質疑.....	6 1
休憩 (午前 11 時 23 分) .....	6 3
再 開 (午前 11 時 28 分) .....	6 3
発言の申出.....	6 4
議案第 65 号について.....	6 5
休憩 (午後 0 時 07 分) .....	7 4
再 開 (午後 1 時 09 分) .....	7 4
議案第 65 号の質疑.....	7 4
議案第 65 号の討論、採決.....	8 0
休憩 (午後 1 時 28 分) .....	8 1
再 開 (午後 1 時 30 分) .....	8 1
議案第 66 号について.....	8 1
休憩 (午後 2 時 04 分) .....	9 0
再 開 (午後 2 時 14 分) .....	9 0
発言の申出.....	9 0
議案第 66 号の質疑.....	9 1

議案第66号の討論、採決	98
休憩（午後 2時38分）	98
<hr/>	
再開（午後 2時41分）	98
議案第56号について	98
議案第56号の質疑	101
議案第56号の討論、採決	102
休憩（午後 3時01分）	103
<hr/>	
再開（午後 3時03分）	103
議案第53号について	103
議案第53号の質疑	104
休憩（午後 3時10分）	105
<hr/>	
再開（午後 3時14分）	105
議案第53号について	106
議案第53号の質疑	109
休憩（午後 3時31分）	112
<hr/>	
再開（午後 3時34分）	112
議案第62号について	112
議案第62号の質疑	114
議案第62号の討論、採決	118
休憩（午後 3時55分）	118
<hr/>	
再開（午後 3時57分）	118
議案第53号について	119
議案第53号の質疑	123
議案第53号の討論、採決	130
閉会の宣告	130

閉会（午後 4時35分）	130
署名委員	131

---

※

---

◎健康福祉常任委員会（9月16日）

付託案件	133
出席委員（7名）	134
欠席委員（0名）	134
説明のため出席した者	134
事務局職員出席者	134
開会（午前 9時29分）	135
開会の宣告	135
開議の宣告	136
議案第53号について	136
議案第53号の質疑	137
休憩（午前 9時44分）	140

---

再開（午前 9時47分）	140
議案第53号について	141
議案第53号の質疑	144
休憩（午前10時28分）	151

---

再開（午前10時39分）	151
議案第53号の質疑続行	151
休憩（午前10時46分）	153

---

再開（午前10時52分）	153
議案第61号について	153
議案第61号の質疑	161

議案第61号の討論	170
議案第61号の採決	170
休憩（午後 0時13分）	171
<hr/>	
再開（午後 1時14分）	171
議案第64号について	171
議案第64号の質疑	174
議案第64号の討論	175
議案第64号の採決	176
休憩（午後 1時38分）	176
<hr/>	
再開（午後 1時44分）	176
議案第53号について	176
議案第53号の質疑	177
議案第53号の討論	177
議案第53号の採決	178
議案第63号について	178
休憩（午後 2時21分）	185
<hr/>	
再開（午後 2時34分）	185
議案第63号の質疑	185
議案第63号の討論	195
議案第63号の採決	196
休憩（午後 3時22分）	196
<hr/>	
再開（午後 3時29分）	196
議請第2号について	196
議請第2号の意見	196
議請第2号の討論	198
議請第2号の採決	200

閉会の宣告	201
閉会（午後 3時51分）	201
署名委員	203

---

※

---

◎議会運営委員会（9月14日）

付託案件	205
出席委員（7名）	206
欠席委員（0名）	206
事務局職員出席者	206
閉会（午前 9時29分）	207
閉会の宣告	207
開議の宣告	207
議請第4号について	207
議請第5号について	212
閉会の宣告	215
閉会（午前10時02分）	215
署名委員	217

---

※

---

總務文教常任委員会

9月20日(火曜日)

## 令和4年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年9月20日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 議案第54号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第55号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例
  - 議請第3号 パブリックコメントに真剣に取り組むことを求める請願
- 審査日程
- 【教育委員会】
    - 議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例
    - 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 【総務部】
    - 議案第54号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
    - 議案第55号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
    - 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 【総合政策部】
    - 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
    - 議請第3号 パブリックコメントに真剣に取り組むことを求める請願

○出席委員（7名）

委 員 長 加 藤 誠 一 委員	3 番 斎 藤 博 美 委員
副 委 員 長 福 島 ともお 委員	4 番 香 川 宏 行 委員
1 番 高 澤 克 芳 委員	5 番 江 川 直 一 委員
2 番 細 谷 美恵子 委員	

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

渡 邁 直 豊	総 合 政 策 部 長
石 川 学	財 產 管 理 課 長
横 田 英 利	總 務 部 長
松 田 正 人	事 課 長
野 辺 博 彦	人 權 推 進 課 長
小 池 義 憲	教 育 部 長
長 島 浩 司	教 育 總 務 課 長
小 林 誠	学校給食センター 所 長
野 口 啓 司	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長
中 島 洋 一	文 化 財 保 護 課 長
新 井 大	教 育 文 化 センター 所 長 兼 中 央 公 民 館 長
岡 部 将 弘	教 育 部 副 參 事
田 口 範 幸	教 育 支 援 センター 所 長 ( 会 )

---

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

皆さんおそろいのようなので、少し早く始めさせていただきたいと思います。

本日は、台風の影響で足場の悪い中お越しいただきまして、ありがとうございます。ただ、台風は通り過ぎているようですけれども、風とか雨が激しく断続的に降るというようなこともありますので、会議のほうの進行につきましては、進行にご協力いただきまして、なるべく早く終わりにしたいと思います。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

傍聴の方にご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願ひいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されました案件は、議案4件及び議請1件であります。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、小池教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○教育部長 皆さん、おはようございます。

日頃より加藤委員長をはじめといたしまして、総務文教委員の皆様には教育行政の進展に多大なご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

教育現場の近況を申し上げますと、先日9月17日、中学校の体育祭、開催いたしました。

その中で、忍中学校、西中学校、長野中学校につきましては、新型コロナウイルスによる学級閉鎖が生じている状況がありまして、延期したところでございます。そのほかの5校につ

きましては、順調に実施をいたしました。

さて、本日の委員会でご審議いただきます案件でございますけれども、議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算(第6回)、以上の2議案でございます。

この後、それぞれ所属長より説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

---

#### △議案第57号について

○委員長 初めに、議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

中島文化財保護課長、お願いします。

○文化財保護課長 それでは、議案第57号について説明を申し上げます。

議案書の70ページをお願いいたします。

議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例でございます。

本条例につきましては、平成11年に本市が市制施行50周年を迎えるに当たり、昭和39年に刊行された行田市史の続編を編さん、刊行するため委員会を設置する必要があったことから、平成11年9月に制定したものでございます。

これまでに、行田市史続編の本編のほか、民俗資料や各年代の資料編8冊、普及版2冊を刊行してきましたが、昨年度をもって完了となりました。制定目的を達成したことから、本条例を廃止するものでございます。

71ページをお願いいたします。

行田市史編さん委員会条例について廃止することを定めるものでございます。

その下、附則ですが、条例の施行について、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

---

#### △議案第57号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番 齋藤委員。

○3番 齋藤委員 質疑を行います。

50周年を迎えるということで、続編を委員会を設定して作ったということでしたけれども、まず委員会のメンバー、どういった方が何名いたのか。それと、改訂作業はどのようなメンバーで、何名で行ったのか。委員会と策定のほうをお伺いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 編さん委員会については、9名の委員さんにお願いをしておりました。市教育委員、文化財保護審議委員、それと学識経験者の皆さんから成っております。その下に、実際の編さん作業は各部会がありまして、それぞれの部会全部で5部会ありましたけれども、各5人から6人の専門家の方を起用して、委員会を編成しておりました。

以上でございます。

○委員長 齋藤委員。

○3番 齋藤委員 例えば、改訂作業というのは、中身、専門の方が行うということですか。委員会の中身というんですか、どういったことを委員会で審議するのか、何回ぐらい行ったのか、お伺いします。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 委員会のほうは、各専門部会の代表の方が5人出ておりまして、それ以外は市教育委員、文化財保護審議委員、学識経験者の方という構成になっておるんですけども、方向性とか全体の内容について審議をするという形になっておりました。大体、年に2回程度、毎年開催いたしておりました。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

斎藤委員。

○3番 齋藤委員 それと、目標達成したということでしたけれども、1冊の値段が、私の記憶だと3,000円ぐらいからと思うんですけども、1冊の値段と、売上げがどの程度あったのか、平均で年何冊ぐらい売れたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 値段は厚さによって違うんですけども、1,500円から4,000円の間になつておりますて、3,000円のものが一番多い形です。

それで、これまでに、合計して1,661冊売れております。約16年ぐらいの間でそれぐらいなので、年間100冊前後ということになるかとは思います。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、続編をつくる可能性って今後もあると思うんですけども、そういう可能性が出たときに、また委員会を立ち上げると思うんですけども、それというのは、例えば今回は50周年を迎えるという節目がありましたけれども、そういう計画というのは今後も何か、もう前もってあるのかどうか、それとも歴史が流れていく中で、そろそろいいかという状況で判断するのか、最後、それをお伺いします。

○委員長 中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 現時点では、この後の市史編さんの計画は特にございません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

○3番 斎藤委員 はい。

○委員長 他に質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第57号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第57号 行田市史編さん委員会条例を廃止する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しま

した。

暫時休憩いたします。

午前 9時 39分 休憩

---

午前 9時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用してお願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭を行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

順次説明をお願いいたします。

○教育支援センター所長 それでは、令和4年度行田市一般会計補正予算のうち、教育支援センター所管部分について説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いします。

10款教育費で9,355万8,000円の追加でございます。

1項3目教育支援センター費の右ページ、②教育支援センター管理運営費55万6,000円は、国際情勢の影響などにより、液化天然ガスや原油などのエネルギー価格の上昇に伴い、電気料金が高騰しており、旧星宮小学校の電気料を追加措置するものでございます。

以上で、教育支援センター所管部分の説明とさせていただきます。

○教育総務課長 続きまして、教育総務課所管部分について説明申し上げます。

2項1目②小学校管理運営費及び3項1目②中学校管理運営費でございますが、エネルギー価格の上昇に伴い、小学校と中学校の電気料及びガス料について追加措置するものでございます。

以上で、教育総務課所管部分の説明とさせていただきます。

○生涯学習スポーツ課長 続きまして、生涯学習スポーツ課所管部分についてご説明申し上げます。

4項1目社会教育総務費の②生涯学習スポーツ課関係経費は、エネルギー価格の上昇に伴

い、旧北河原小学校と旧須加小学校の電気料の不足分を追加措置するものでございます。

次の⑩産業文化会館管理費は、同じくエネルギー価格の上昇に伴い、電気料の不足分を指定管理料に追加措置するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

中ほど、5項2目体育施設費の⑩施設管理運営費は、同じくエネルギー価格の上昇に伴い、電気料及び燃料費に係る不足分を体育施設指定管理料に追加措置するものでございます。

以上で、生涯学習スポーツ課所管部分の説明とさせていただきます。

○文化財保護課長 続きまして、文化財保護課所管部分についてご説明申し上げます。

47ページにお戻りください。

10款教育費、4項2目文化財保護費ですが、52万6,000円の追加となります。これにつきましては、大字長野地内における分譲住宅の建設や若小玉地区産業団地……

[「526万円」と言う人あり]

○文化財保護課長 申し訳ありません。526万円の追加でございます。

これにつきましては、大字長野地内における分譲住宅の建設や若小玉地区産業団地整備事業の実施に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行うほか、発掘調査が完了した林遺跡の受託事業について、出土品の整理作業を早期に完了する必要があることから、1節の会計年度任用職員報酬から13節器具・機材借上料までの経費について、所要額を計上するものでございます。

以上で、文化財保護課所管部分の説明とさせていただきます。

○中央公民館長 続きまして、中央公民館所管部分についてご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

4項4目教育文化センター費及び4項5目公民館費でございますが、エネルギー価格の上昇に伴い、電気料金やガス料金が高騰しており、光熱費について不足が見込まれることから、ホール、中央公民館、図書館、教育支援センターで構成される教育文化センター及び地域公民館16館の電気料及びガス料について追加措置するものでございます。

以上で、中央公民館所管部分の説明とさせていただきます。

○郷土博物館長 続きまして、郷土博物館所管部分についてご説明申し上げます。

4項8目博物館費ですが、エネルギー価格の上昇に伴い、郷土博物館の電気料について不足が見込まれることから、追加措置するものでございます。

以上で、郷土博物館所管部分の説明とさせていただきます。

○学校給食センター所長 続きまして、学校給食センター所管部分についてご説明申し上げま

す。

5項3目学校給食センター費でございますが、エネルギー価格の上昇に伴い、学校給食センターの燃料費及び電気料について追加措置するものでございます。

以上で、学校給食センター所管部分の説明とさせていただきます。

○委員長 峴入。

○文化財保護課長 文化財保護課所管部分の峴入についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、文化財発掘調査事務委託金526万円でございますけれども、これは峠出計上の全額を委託金収入として計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

細谷委員。

○2番 細谷委員 質疑をします。

47ページの文化財保護費です。本会議のときも質疑しましたが、その点まだ不十分だったので、今、加えてお伺いします。

文化財保護費526万円ということですが、まず長野分譲住宅、若小玉産業団地、林遺跡出土品の整理等3つ、内訳を今お聞きしました。金額の内訳をまずお答えください。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 お答え申し上げます。

長野地区の分譲住宅建設に伴う発掘調査のお金は、天神遺跡の発掘調査ですが、127万円でございます。それから、若小玉産業団地に伴う北大竹遺跡の発掘調査は313万円でございます。それから、林遺跡の出土品の整理につきましては86万円でございます。

以上が内訳でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 長野分譲住宅というのは以前、林遺跡を発掘したとき、分譲住宅の土地開発のために同じぐらいの金額があったと思うんですけども、この前の本会議では、これは全く違う遺跡だということは伺いました。そして、分譲住宅の会社も全く別なものだという

ふうに伺いました。そこまでは分かったんですが、若小玉産業団地のほうですけれども、これは県と行田市で、いわゆる共有部分である道路のところの発掘調査は完了したということを議員説明会で伺ったし、分譲地以外全て発掘完了したと、令和3年12月議会に部長答弁が本会議でありましたけれども、若小玉産業団地の313万円の発掘場所というのはどういうところでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島課長。

○文化財保護課長 これにつきましては、産業団地内の防火水槽の設置部分と一部道路拡幅の部分がございます。道路拡幅部分については、そこに個人の住宅があって、軒居がその方の都合で遅れたことによって、その部分だけ発掘調査が残っていたことが判明したため、調査を行うことになったものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 そうすると、完了はしていなかったということですかね、分譲地以外は全て発掘完了と。今聞いたら、防火水槽の部分、道路拡幅の部分、そして一部民地の部分というようなことですけれども、議員説明会で聞いたのは、共同部分を発掘調査して、約3億円ぐらいを県と行田市とそれぞれ折半したかのように聞きましたけれども、それで完了したということと違うんですか、どうですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島課長。

○文化財保護課長 大変申し訳ありません。実際、本当に僅かな面積ですけれども、残っていたということになるかと思います。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうすると、完了していないということですね。部長答弁は、去年の12月議会ですよ、分譲地以外全て発掘完了というふうにありますけれども、それは間違っているということですかね。そうしましたら、まだ発掘調査は完了してなかったということです。

そうすると、これは県の事業で、行田市も共同でということは伺っておりますが、県のほうは追加費用についてどのような対応でしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 発掘調査費については全額、県のほうから頂くことになっております。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 県のほうは、産業団地の富士見工業団地の分譲を令和6年まで延長したということでありまして、今までの5社、契約があったものがキャンセルになったということを鑑みて、改めてまた分譲を開始するというふうに伺っておりますが、この発掘調査によつて、またそれが遅れるのではないかと懸念しますが、発掘調査というのはどのぐらいの期間というのを見ていますか。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 2地点ありますと、それぞれを1カ月程度というふうに見込んでおります。両方が完全に分離してやるか、並行して2箇所同時にやるかというのは今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 1カ月程度と一緒にやれない場合は、2カ月になるというふうに今聞きましたけれども、今までいろんなところを発掘調査していらして、予定が大きく違ってしまったこととか、そういうことがありますか。最大2カ月、早ければ、並行してやれば1カ月ということで、いつ着手するのかも含めて、予定がこのとおりになるのかどうかということでお答えいただきたい。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 着手時期については今検討しておるところですが、11月中には着手をしたいと考えております。大変水が湧くところであるので、大雨等で予定が狂うことはないとは言いませんけれども、おおむね1カ月でそれぞれの箇所は終了できると踏んでおります。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしましたら、12月、年をまたがないという、年度ではなくてですね、今年中に終わるという計画をしているということで、その計画が大幅に、過去に発掘調査等で遅れたことはないということでよろしいでしょうか。

○委員長 中島課長。

○文化財保護課長 現時点では、年内に終わらせる算段で計画を立てております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

他に質疑はありますか。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 電気料です。本会議でもメインで質疑させていただきましたけれども、教育支援センター、旧星宮小学校、生涯学習スポーツ課関係経費の中で旧北河原小、旧須加小ですけれども、こちらのほうは、私、新電力の質疑をしたんですけども、主に小・中学校、公民館はみんな新電力に切り替えましたというような部長答弁がありましたけれども、旧の小学校ですけれども、今の契約がどうなっていますか。

それと、全体の教育費の中で、東京電力と契約している施設はどこなのか、お伺いしたいと思います。

それと、旧星宮小、旧北河原小、旧須加小ですけれども、今、閉校していますけれども、電気料について開校していたときと今どれくらいの差があるのか。閉校していても電気は使いますので当然ですけれども、どれくらいの差があるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 先に、旧北河原小学校と旧須加小学校のご質疑についてお答えをさせていただきます。

現在、電力会社は東京電力でございます。学校再編の状況を踏まえてということで、令和3年10月から2年間の継続使用が担保できなかったため、旧北河原小学校、旧須加小学校については除外をされたというところでございます。

それと、現在の旧須加小学校と旧北河原小学校の使用の状況ですが、施設の警備をする関係での電気が主に必要な部分と、あと施設を地域等に貸出しをしておりますので、体育館等で夜間等の利用による電気の使用が主なものでございます。

昨年との比較でございますが、電気そのものの量でいきますと、昨年までが大体、月40～50キロワットぐらいの使用でありましたが、現在では5ないし7キロワット程度の使用でございます。

以上、生涯学習スポーツ課の所管の部分についての回答とさせていただきます。

○委員長 田口教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 お答えいたします。

電力会社については、東京電力でございます。

旧星宮小学校につきましても、電気料は、月によって違うんですが、昨年の5分の1から10分の1ということでございます。ただ、お金につきましては、過去12カ月の基本料金をとることでありますので、それほど今年は下がっていない状況でございます。

使っている状況では、地域開放で体育館、それから来年度移転のための工事をするということで今、設計業者等が入っております。また、文化財保護課の埋蔵文化財センターが入る関係で、下の片づけ等で人が入ったりということで主に使っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員、よろしいですか。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 全体をお聞きしたんですけども、ここだけですか。閉校になったということで東電に切り替えて、あと全ては新電力ということでいいんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

新井中央公民館長。

○中央公民館長 中央公民館所管部分につきまして、7施設、東京電力と契約している施設がございます。

以上です。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 先ほどの中で回答が漏れていきましたけれども、体育施設の中で門球場と総合体育館の急速充電の電力につきましては、東京電力でございます。

以上です。

○委員長 東電が残っているのは、今。

小池教育部長。

○教育部長 今申し上げたのが東京電力で、それ以外は皆、新電力事業者のミツウロコとなつております。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、学校も閉校すると東電に切り替えたということと、公民館

という部長答弁が本会議でありましたけれども、公民館においても7施設はまだ東電ということ、それと門球場、総合体育館云々とありましたけれども、これっていうのは切り替える予定はないのか。要は、本会議での部長答弁ですと、効果の高いところからやったという答弁がありました。公民館というのが入っていましたけれども、まだ7施設も残っているということですけれども、その点どうでしょう。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

新井中央公民館長。

○中央公民館長 お答えします。

例えば、東京電力で契約している施設ですけれども、星河公民館があるんですけれども、星河公民館につきましては、駐車場の電灯の部分が東京電力との契約になっておりまして、主なところについては新電力に切り替えているところでございます。

以上です。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、公民館は、施設は新電力で、駐車場とかそういう部分が東電が残っているという答弁なのかな。今、星河公民館だけ出てきたんですけども、そういう分け方をしているのか分からないですけれども、それもお願いするのと。

要は、私、本会議で聞いたときに、東電であっても契約の交渉の仕方によっては20%も電気料、コストを抑えるということができているということをお聞きしましたので、教育委員会の全体を見て、なるべく安く済ませるといった観点で見たときに、東電の部分のそういう何というんですかね、交渉というのはやるべきだと思うんですけども、その辺どういうふうに契約していますか。ただ契約しているのか、下水道みたいにね、そうやって20%も削減できるよということがありましたけれども、どうでしょう、そういうふうに交渉の部分はあるのかどうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

まず最初に、新井中央公民館長。

○中央公民館長 先ほどの関係ですけれども、新電力と契約している部分ですが、高圧契約のところのみ、新電力の電力会社と契約している状況でございます。

○委員長 それで、各公民館においても、一部そういう事情で東電が残っているという考え方でよろしいんですか。

○中央公民館長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 じゃ、全体。

[「交渉」と言う人あり]

○委員長 交渉ですね。

小池教育部長。

○教育部長 お答えいたします。

電気料の契約方法については、市役所内の全体で見ているところもございまして、そういった中で、教育施設は施設が多いものですから、できるだけ電気料が抑制されるように、今後、そういうたった契約方法も検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○3番 斎藤委員 はい。

○委員長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第53号の討論及び採決については、この後審査をいたします総合政策部所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 05分 休憩

---

午前 10時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆さん、おはようございます。

加藤委員長をはじめ委員の皆様には、日頃より大変お世話になっております。ありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第54号及び第55号並びに第53号のうち総務部の所管部分でございます。

説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼して着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入ります。

執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願ひいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭を行い、円滑な議事進行にご協力をお願ひいたします。

---

#### △議案第54号について

○委員長 初めに、議案第54号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長、お願ひします。

○人事課長 それでは、議案第54号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いします。

本案は、人事院規則の一部改正により、男性職員の育児参加のための休暇対象期間が拡大されたことに伴い、男性職員の育児参加に係る特別休暇について規定するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第8条の2、第9条及び第12条は、用語の整理を行うものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第14条第2項第14号は、妻の出産前後に2日の範囲内で取得できる配偶者出産休暇について規定しておりますが、妻のほか、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の出産についても、当該休暇の取得対象とするものでございます。

次に、第15号は、妻の出産に当たり、子を養育する場合に、新たに5日の範囲内で育児参加のための特別休暇を取得できるよう規定するもので、取得できる期間は、出産予定日の6週間前から出産日以後の1年を経過するまでの間になります。

次に、3ページをお願いいたします。

第5項は、用語の整理を行うものでございます。

その下の別表は、忌引の期間を定めておりますが、配偶者の用語を改めるものでございます。

議案書に戻りまして、52ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を、人事院規則の施行日である令和4年10月1日とするものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第54号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

香川委員。

○4番 香川委員 大体理解はできるんですけれども、今まであったもの、これは要は職員にとってプラスであると、それだけお聞きすれば結構です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

育児参加の休暇につきましては、配偶者の出産前後に育児参加休暇を利用できますので、配偶者の心理的・身体的な負担の軽減や、職員が積極的な育児参加していただくためにプラスになる休暇であると思っております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 ということは、職員にとっても配偶者にとってもプラスであるということでおよしいですか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 香川委員のおっしゃるとおりでございます。

○4番 香川委員 ありがとうございました。

○委員長 香川委員、よろしいですか。

○4番 香川委員 いいです。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 新旧対照表のほうで、主な改正点というのは3つでよろしいですか、確認します。第14号、第15号と別表ということで、第14号は妻だけではなくて、事実婚も認める。第15号のほうで、当該の子、これから生まれるお子さんと上のお子さん—未就学児ということでおよろしいんですかねーも育児休暇が取れると、それが5日間ということ。

それと、別表のほうは、こっちはまた別ですよね。忌引の期間ということで、こちらのほうにも事実婚が入ると。まず、この3点でいいのか。補足があればお願ひします。

それと、こういう職員の規定というのは条例と連動して、規則のほうでも変わっていく部分があると思うんですけども、ここには読み取れなくても、ここが変わることによって規則が変わることがあると思います。そこで変わる部分があれば、そちらも説明お願ひします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

初めに、本条例の改正点、3点でよろしいかということでございますけれども、斎藤委員おっしゃるように、第14条の第14号は事実婚の規定を入れまして、第15号が育児参加のため特別休暇、これが新設になります。

それと別表ですが、忌引、配偶者の用語の中に事実婚の方も追加しております。

そのほかにつきましては、用語の整理になっております。

続きまして、規則でございますけれども、現時点では、関連する規則については改正がございますが、その規則の中でこの条例に規定している内容以外の改正点はございません。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員、よろしいですか。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 規則で変わることはないということで分かりました。

そうしますと、疑問に思うのが事実婚、いろんなケースがあるとは思うんですけども、その証明というのは口頭でいいんですか、それとも何か、そういう根拠となるものといいますか、そちらで考える事実婚というのはどのように考えているのか、お伺いします。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

事実婚、法律婚の取扱いと同等なものといったしまして、社会保険の扶養家族、これ事実婚

の場合も認められております。当然、事実婚になりますと、職員の場合、共済組合への扶養の申請が出てきますので、それで確認はできます。

以上でございます。

○3番 齊藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですね。

○3番 齊藤委員 はい。

○委員長 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第54号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第54号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○委員長 举手全員と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### △議案第55号について

○委員長 次に、議案第55号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第55号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、人事院規則の一部改正により、育児休業の取得に係る要件が改正されたことに伴い、市職員及び非常勤職員の育児休業に係る規定のほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

初めに、第2条は、育児休業をすることができない職員について規定するもので、第3号として非常勤職員に関する規定を追加するものでございます。

第3号ア及びイは、非常勤職員の育児休業に該当する要件を規定するものでございます。

なお、当該条項の非常勤職員の定義において、「地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員を除く。」と規定しておりますので、フルタイム勤務の会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員は除外となりますことから、本条例に規定する非常勤職員につきましてはパートタイム勤務の会計年度任用職員が対象となります。

次に、5ページをお願いいたします。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日を規定するものでございます。

第1号は、次の第2号及び第3号に該当する場合を除いて、非常勤職員の養育する子の1歳到達日まで育児休業を取得できることを規定するものでございます。

第2号は、非常勤職員の配偶者が養育する子の1歳到達日以前に育児休業している場合において、当該非常勤職員が育児休業を取得しようとする場合に、当該子が1歳2ヶ月に達する日まで育児休業を取得できることを規定するものでございます。

次のページの第3号は、1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育する非常勤職員が当該子の1歳6ヶ月到達日まで育児休業を取得できることを規定するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第2条の4は、新たに条を追加して、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合を規定するものでございまして、1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が育児休業を取得できる場合について、第1号から第4号までの要件を規定するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を規定するものでございます。

当該条項ただし書は、当該子について既に2回の育児休業をしたことがあるときの特別の事情を規定するものでございまして、改正前の第5号を削除し、第6号及び第7号において、新たに特別の事情を規定するものでございます。

第3条の2は、改正前の第2条の3と同様の規定で、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として定める期間を57日間とするものでございます。

第7条は、次のページになりますが、用語の整理を行うものでございます。

第11条第6号は、計画書の様式変更に伴い、名称を改めるものでございます。

第21条は、育児休業法第19条第1項の条例で定める部分休業をすることができない職員について規定するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第22条は、第3項を追加して、非常勤職員が部分休業を取得できる時間について、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内と規定するものでございます。

第25条は、妊娠、出産等について申し出た職員に対して、制度の周知とともに、育児休業の意向確認のための措置を講じなければならない旨を新たに規定するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

第26条は、育児休業に係る勤務環境の整備について、第1号から第3号に係る措置を講じなければならない旨を新たに規定するものでございます。

議案書に戻りまして、59ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を、人事院規則の施行日である令和4年10月1日とするほか、経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は举手をお願いいたします。

3番 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 議案第54号のほうは新旧対照表で読み解くことができたんですけども、議案第55号のほうがたくさんあって、複雑ですけれども、要は改正点が何点あって、簡単でいいのでもう一度ですね。さっきは読んでいたので、もっと簡潔にしていただいて、何点あって、どんな内容なのかということと。

また、さっきと同じですけれども、それによって規則で改正されるのがあれば説明してい

ただきたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

改正点でございますけれども、まず常勤職員と非常勤職員、2つの改正がございまして、常勤職員につきましては、まず1点目です。

[「何点のうち1点ですか」と言う人あり]

○人事課長 全体で何点。

[「違う、違う、常勤は何点ありますか」と言う人あり]

○人事課長 常勤がですね。

[「よろしいでしょうか、委員長」と言う人あり]

○委員長 横田総務部長。

○総務部長 確かに、複雑で大変恐縮でございます。端的に申し上げますと、まず、今回、条例のほうで改正しているのが非常勤職員の規定に係る部分がほとんどございまして、法律のほうでは常勤職員等が改正というのがあって、パンフレットとか見ていただくと、それが載っているケースは多いんですけども、大きく説明いたしますと、新旧対照表の5ページの第2条の3から規定しているものは、要は1歳の到達日に育児休業している人が1歳の到達日まで育児休業できるとか、その後、1歳の到達日以前に育児休業している場合に1歳2ヶ月までできる。それと、1歳6ヶ月の到達日まで育児休業を取得できることを規定する部分、もう1つが2歳です。ですから、段階を追って、育児休業ができる場合を法律が条例に委任しておりますので、そこを条例に記載しているというのが大きな改正でございます。

その他は、8ページの第3条では、既に2回の育児休業している場合に、特別の事情がある場合はもう一回プラスできるとか、それと最終的には制度の周知です。最後の第25条になるんですけども、妊娠、出産等について、制度の周知と意向確認の措置がここに新たに規定されたと、大きく分けるとそんなような改正になっております。

以上でございます。

○委員長 齋藤委員。

○3番 齋藤委員 そうしますと、今のは非常勤の、要は先ほど言っていましたけれども、パートさんというと短時間ということでよろしいですか、今、部長が答弁されたのは。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

パートタイム勤務の会計年度任用職員のことです。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、フルタイムの方は、もう規定が整備されているということでおろしいですか。今回、なかつた短時間の方の条例ができたということでいいですか、確認します。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 フルタイムの会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様の休業が取得できますので、今回、育児休業することができない職員に、新たにパートタイムの会計年度任用職員を追加したということでございます。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、会計年度任用職員も公務員ですよね、身分としては。そうしますと、育児休業中に市からの給料というのは、無給なのかどうか。そうすると、共済組合のほうでどれぐらい出るのか。民間ですと大体6割ぐらい補てんされると思いますが、そこはどうなっていますか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

会計年度任用職員の育児休業期間中の給与についてでございますけれども、当然、育児休業期間中は無給となります。雇用保険の加入者は公共職業安定所から育児休業給付金が支給されます。その手当金の支給期間でございますが、子が1歳になるまででございます。

対象のお子さんが保育園に入所できないとか特別の場合については、子が1歳6ヶ月または2歳になるまで手当金の支給がございます。手当金の額についてでございますけれども、おおむね6割ぐらいでございます。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、今、雇用保険というお話をあったかと思いますけれども、短時間の会計年度任用職員の方は、短時間ですので、市町村共済組合というよりは、ご主人か何かの扶養で雇用保険に入るということなのか、その辺がよく分からぬので教えていた

だきたいんですけども、市町村共済組合に入る方と民間の雇用保険に入る方との違いのところを説明してください。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 社会保険に加入している会計年度任用職員につきましては、現時点ですと、政府管掌の協会けんぽに加入しております。と同時に、雇用保険も加入していただいておりますので、ご自分の加入している雇用保険からの支給となります。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 そうしますと、会計年度任用職員は身分は公務員だけれども、共済組合ではなくて、協会けんぽのほうに民間と同じに入るということですか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 現時点では、身分とすると非常勤の地方公務員ですけれども、協会けんぽに加入しております。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 それはなぜでしょうか。それって、全国的にそのように取っているのか、行田市だけなのか分かりませんけれども、なぜ協会けんぽと共済組合とを分ける必要があるのか。それによっても育児休暇の内容が変わってくるかと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 今の制度上、市町村共済組合に加入の会計年度任用職員というのがフルタイム勤務の会計年度任用職員だけでございまして、短時間勤務の社会保険加入者は協会けんぽということで、どこの自治体も政府管掌の協会けんぽに加入となっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 それと、一番大きな疑問ですけれども、短時間の方の雇用期間の定めって、1年以内でしたよね。先ほどの条例改正になると、1歳になるまでが、1歳6ヶ月、2歳に、段階を経て、2歳まで取れるということですけれども、1年以内の雇用期間しかないので、例えば育児休業取りますよといったときに、雇用の継続をきちんと市ができるのかというと

ころです。要は、1年しか契約期間がないので、妊娠しました、育児休暇取りたいですといったときに、継続してきちんと雇用できますか。その辺が、この条例ができた意味合いといいますか、それができなければ、この条例の意味がないと私思うので、その辺どういうふうに考えているのか。大きな問題だと思いますので、お願ひします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

育児休業することができる非常勤職員ということで、具体的には、雇用が会計年度任用職員の方につきましては、年度で雇用契約を、雇入れさせていただいておりますので、当該年度の3月末日までということでございます。

雇入れに当たりましては、雇用期間満了後の再度の任用の有無について本人にお知らせしております、任用する場合があります。あとは、期限が決まっている事業で、短期で必要な事業の方は採用させていただいておりますので、そういう方につきましては、いついつまで任期満了の場合、その後は任用しません。二通りの雇入れの通知をさせていただいております。

それで、今回、該当する会計年度任用職員が延長になった場合について、当該年度の3月末日以降はどうなるのかという質疑でございますけれども、任命権者と同じくする職、再度の任用が、引き続いて採用されないことが明らかでないことというのが条件になっておりますので、任用する場合がありますとして任用した会計年度任用職員の方につきましては、当該育児休業の延長といいますか、取得の対象者となってきます。

以上でございます。

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 今、2つの任期について説明していただいたので、よく分かったんですけども、そうすると、1番のほうですよね。2番は、もう何月までということで決まっているので、それは初めからそういう条件で雇っているということですけれども、1番のほうですけれども、要は再度、私が妊娠したから切られてしまったのではないかということがないようにしていただきたいということで、今、説明の言ったことはよく分かるんですけども、市の職員がそれを守るというか、規則とか、そういったところの変更というのは何かあるんですか。要は、それが守られるという、何か根拠となるものがありますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 不本意な雇い止めに対する根拠となるものということでございますけれども、この条例の条文そのものが根拠になりますので、職の必要性でありますとか、本人の態度とか能力、継続で任用するかどうか。職の必要性ということですので、妊娠したから雇い止めということは想定はしておりません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 斎藤委員 はい。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 新旧対照表を拝見していまして、改正がたくさんあるんですが、会計年度任用職員、非常勤職員の育児休業することができない職員とか、部分休業することができない職員等々ありますけれども、具体的に、本市においてこのように該当するセクションは、どんなところにこういう方々が配置されているのかということを伺いたいと思います。

つまり、このような改正が行われたときに、どのようなことが起こってくるかということも含めて、現在、フルタイム勤務の会計年度任用職員と再任用が除外されると先ほど説明があったかと思うんですけども、具体的にはどのような職員が該当するのかということでお尋ねしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

育児休業することができる職員に該当する職員はどのような職員かということでございますけれども、勤務日で申し上げますと、週3日以上または週の勤務日が定められていない職員については1年間の勤務日が121日以上でございますので、会計年度任用職員を数百名配置してございますが、小・中学校現場の会計年度任用職員を除きまして、本庁にいる職員につきましては、ほとんどの職員が該当してきます。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 ほとんどの職員が該当するとは思うんですけども、どこが多いですかね。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

職員数が多いところにつきましては、マイナンバーとか手続をやっております市民課に配属している職員が一番多いです。

以上でございます。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 そうしましたら、この条例改正をすることによって、速やかに業務の連続性というか、そのようなことは担保できるということでおよろしいでしょうか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

業務の連続性ということでございますけれども、育児休業の請求が、育児休業開始希望日の1ヵ月前までに請求ということでございますので、申出がございましたら、業務が停滞しないように、例えば代わりの方を配置するとかということで、業務が停止しないようには対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 細谷委員、よろしいですか。

他に質疑はございますか。

斎藤委員。

○3番 斎藤委員 新旧対照表の11ページです。

第26条、これは大事なことかと思いますので、確認したいんですけども、この条例によって、「次に掲げる措置を講じなければならない。」と、3点あります。1つが職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置、それぞれどういうふうに行田市はやっていくのか、やっているのもあれば、それも含めてお伺いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

勤務環境の整備に関する措置に対する対応でございますけれども、まず1点目の職員に対する育児休業に係る研修の実施ということですけれども、これまで研修につきましては、ワーク・ライフ・バランス研修であるとか働き方改革研修を行ってきておりまして、今回、改正になりましたので、新たに育児休業に関する研修を既存の研修の中に組み込むなど実施してまいりたいということで考えております。

2点目の育児休業に関する相談体制の整備でございますけれども、これまででも育児休業に関する相談につきましては、人事課職員が窓口となって直接対面や、あとはメールのやり取りによって対応をしてまいりました。ですので、改正に当たって漏れのないように、引き続き相談体制の対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置についてでございますけれども、こちらにつきましては、育児休業に関する制度や、育児休業の取得促進に関する方針でありますとか取得事例などを、改正点も含めて全職員に周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 齋藤委員。

○3番 齋藤委員 周知の方法ですけれども、ここが変わったということがきっと短時間の方に伝わらないと意味がないですし、それに周りの職員のほうもこれを知っていないといけないと思いますので、全職員に周知するのは当たり前のことだと思いますけれども、周知方法というのはどのように考えていますか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

周知方法についてでございますけれども、職員の勤務に関する制度変更につきましては、条例が可決した時点で、速やかに全職員に改正点の変更等を含めて、通知といった形で周知させていただきますので、今回の改正点につきましても会計年度任用職員に伝わるような形で、漏れのないように周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

○3番 齋藤委員 はい。

○委員長 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第55号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第55号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 53分 休憩

---

午前 10時 54分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総務部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

野辺人権推進課長、お願ひいたします。

○人権推進課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、人権推進課所管部分につきましてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案書の31ページをお開き願います。

2款総務費、1項12目人権推進費、補正額48万5,000円につきましては、右ページ、説明欄のとおり、10節電気料でございます。これは、今般の電気料金高騰に伴い、地域交流センターの電気料に不足が見込まれることから、所要額について追加措置するものでございます。

なお、当該補正額の財源は、全て一般財源でございます。

人権推進課所管部分の説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は举手をお願いいたします。

3番 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 本会議の、全部の電気料の値上げ率というのが1.6倍ぐらいになってしまったということでした。

地域交流センターだけ見ると、補正が48万円ということですけれども、ここはどれぐらいの、要は値上げになったのか。そんなに変わらない気もするんですよね。その辺はどういうふうになりましたか、金額が。

○委員長 野辺人権推進課長。

○人権推進課長 地域交流センターの電気料につきましては、当初予算額ですと95万円でございまして、今回の補正額が48万5,000円でございます。合計で補正後の額は143万5,000円となりまして、当初予算と比較しますと51%の増ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員、よろしいですか。

○3番 齊藤委員 はい、分かりました。

○委員長 他に質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第53号の討論及び採決は、この後審査いたします総合政策部所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 57分 休憩

---

午前 11時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、渡邊総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 皆様、こんにちは。

加藤委員長、福島副委員長はじめ、総務文教常任委員会の皆様におかれましては、日頃より総合政策部所管の業務に格別なるご理解、ご支援賜り、この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第53号の令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、総合政策部が所管する部分でございます。

説明につきましては財産管理課長から申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭を行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川財産管理課長、お願いします。

○財産管理課長 着座にて説明させていただきます。

歳出から申し上げますので、議案書の31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項5目財産管理費で1,240万7,000円の追加です。

右ページ、10節需用費の電気料及びガス料は、液化天然ガスや原油等のエネルギー価格の上昇に伴い、電気料金、ガス料金の高騰が続いているおり、これら光熱費について不足が見込まれることから、所要額を追加措置するものでございます。

◎市有財産維持管理費の電気料及びガス料は、市役所本庁舎分となっております。

初めに、電気料です。燃料価格の変動は燃料費調整額に反映され、昨年1月以降、一貫して上昇を続けている状況です。本庁舎の電気は、新電力事業者から電力供給を受けておりますが、調達コストの高騰により本年6月から基本単価の改定があり、値上がりをしています。改定額は、基本料金が1キロワット当たり880円から1,700円、率にして93.2%の増、使用量に応じた電力料金単価は、7月から9月の夏季料金については1キロワットアワー当たり14.43円から17.54円、率にして21.6%の増、その他の季節については13.48円から16.38円、

率にして21.5%の増となっています。

これらの状況を踏まえ、積算額につきましては、今後の燃料費調整額の上昇を見込み算出しますと、本年度分の電気料は2,045万6,000円となり、当初予算計上の1,300万円では不足が見込まれますことから、不足分745万6,000円を追加措置したものでございます。

続いて、ガス料です。本庁舎におけるガスの主な使用用途は、冷暖房空調機の燃料でございます。ガス料金の変動は原料価格変動による調整額に反映され、こちらも昨年1月以降、一貫して上昇を続けている状況です。

直近8月の空調契約分の基本単価は、1立方メートル当たり85.56円で、前年同月の47.42円と比べ38.14円、率にして80.4%の増となっています。今後の調整額の上昇を見込み算出しますと、本年度分のガス料は911万1,000円となり、当初予算計上の600万円では不足が見込まれますことから、不足分311万1,000円を追加措置したものでございます。

次に、12節調査測量設計委託料184万円は、市役所本庁舎のLED化事業を、行田市公共施設照明LED化基本計画に基づき、実施しようとするものでございます。本計画では、LED化に伴う電気料金の削減効果が高い施設から優先的に実施することとしており、本庁舎は商工センターに次いで2番目となっています。

つきましては、令和5年度早々のLED化工事着手に向け、本年度に設計業務に着手したいため、調査設計に要する経費を計上させていただいたものでございます。

積算根拠ですが、本庁舎においてLED化されていない照明の総量を把握し、これら全てをLED化するための設計費を、埼玉県建築設計業務等積算基準を基に積算したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

27ページをお願いします。

19款繰越金を補正財源として措置するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

細谷委員。

○2番 細谷委員 31ページの調査測量設計委託料ということで、LED化に伴う本庁舎の調査測量設計委託料、何かいろいろなことを委託するんですけれども、一体この184万円の調査測量設計委託の内容はどんなことですか。

私、自分の家ですけれども、LEDに替えるのに調査測量設計委託しないので、どのようなことが委託しないと分からぬのか、何をしていただくのか、その点をお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 お答えします。

設計費はどういうものをやるのかということですけれども、これは規模が大きいものですから、工事を発注するためには仕様書、工事設計の図面等、何枚か作らなければならないですけれども、そういうのが必要になります。それを基に、工事費が幾らになるのか、入札するときに参考にするため、工事費を算出しなければならなくなります。それを基に、入札するに当たっての設計費をはじき出さなければならぬので、それらもろもろの工事発注に当たっての設計業務をお願いしようとするものでございます。

○委員長 細谷委員、どうですか。

細谷委員。

○2番 細谷委員 よく分からぬです。入札のため、この後入札になるということですけれども、工事の設計図面もろもろと言われてもですね。例えば、入札でしうけれども、それを含めて入札ということで、例えばLED工事なわけですから、その専門業者がやるわけでしょう。その前に、調査測量、別な設計委託をするわけでしょう。だから、LED関係の工事業者にそのまま、設計も含めて入札というふうな、前倒しというか、入札はそれも含めての入札ということではないですか。だから、普通の感覚で考えると、見ていただいて、それぞのところが設計も入れて、図面も入れて、それで入札をして、どこかが落札するという、そういう形なのではないのかと思ったんですけども、それだと難しいということでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 大きな工事ですと、单年度で設計から工事まで、時間的に間に合わないので、通常2カ年でやるんです。設計業務は1年でやって、次の年に工事をやるものですから、大きな工事ではそのように、LED化設計図には配線とかいろいろな、もう既にこの部屋はL

EDになっていますけれども、LEDになっているところとかなっていないところもありますので、その辺を図面を描いて、入札するための図面とか仕様書、設計図を示して入札にかけたいので、工事費を算出しなければなりません。

どの程度金額がかかるのか、LEDを取り替えるのに幾らかかって、ここはどういうLEDにしようとか、そういう設計をやっていくんですけれども、工事するための設計費を、今、委託にかけているということです。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 今、大きな工事は2カ年と、先ほどの説明だと、令和5年の初めには設置したいというような説明だったと思うんです。今、令和4年ですよ。ですから、2年なんていうのはかかるない、大きな工事ではないということだと思います。説明からすると、そうですよね。大きな工事だと2カ年かかるんだと、設計したり何なりで。

でも、その前の説明だと、本序舎分をLED化するために、令和5年には設置を目指していると。今、令和4年も半分以上終わっています。そうすると、大きな工事ではないということですよね。ですから、そういうことに設計委託料をかけてやる必要があるのか。

それで、そのためには設計があって、入札があって、そういう話でしたけれども、そこ矛盾するんですよね、説明が。

ですから、なるたけ、委託しなくていいものだったらしないでやっていって、経費を節減するというのが基本ですから、大前提ですから。ですから、お願ひすれば、それは何でも引き受けるところはありますけれども、入札にかけるんであれば、それこそ設計も含めて、これでれますよという金額を出していただくのが入札だと思うんですよ。それが大体この金額を出して、そこから入札ですか。入札の必要がないと思うんですけれども、どうですか。

この設計委託のもろもろで184万円、これは必要なのか。それが、いわゆる入札をするような業者がそこまで見ていただいて、計画を立てていただいて入札するという形はできないでしょうか。

既にここはLED化されているんだというふうに今説明もありましたけれども、その辺り、不要な費用というのはなるたけ発生させないというのが、税金を頂いている立場からは大事なことだと思うんですが、これはどうしても必要ですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川財産管理課長。

○財産管理課長 どうしても必要なのかというところですけれども、通常ですと、大きな工事

ではないのではないかということですけれども、市役所全体の施設をLED化するためには、一つ一つのLEDになっていない球を調査して、それにかかる工事費を算定しないと予定価格が算出できませんので、できるだけ設置にかかる費用については、設計業務委託の中で仕様書を決定して、その仕様に基づいて適正な積算額が算出されるのかと思っていますけれども。

委託設計と工事を一本化できないかということにつきましては、それは難しいのかと思っています。

[発言する人あり]

○財産管理課長 通常、工事する場合には2ヵ年計画で立てていて、1年目で工事設計をやって、次の年に実際に工事にかかるというところで、設計しないで工事発注するとなると、4月、5月頃発注するとなると、6月に大体受注が決まりますので、そこから1年間かけて工事を行いますので、2ヵ年で設計業務と工事業務をやるのは、期間的に難しいかと思っています。

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 さっきの説明と違うんですよね。だから、最初に、令和5年当初を目指してLED化、本庁舎の全部をLED化すると言っていましたよね。そこ違うんですか、そう言いましたよね、違うの。そこだとするとですよ、その後の説明で、大きな工事だと2ヵ年かかると。今おっしゃったように、設計委託、そして入札、そういうもので時間がかかるんですよ。ただ、最初の説明ですと、本庁舎を全部LED化するのは令和5年当初ということですから、あと半年ですよね。

ですから、今、例えば大きな工事は2年かかると言ったのと違う工事なわけですよ、説明は。ご自分が説明されたのですよ。ですから、そういう場合に、調査測量設計委託までして順々とやるのは大きな工事、2年間かかるような工事だと、そうでないから、こういうものは要らないのではないかと言っているんです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

渡邊総合政策部長。

○総合政策部長 まず、大きな工事というのが、なかなか抽象的な表現でありましたけれども、この委託をする理由ですけれども、例えば今、LED化計画というのをつくっている中で、電灯が何本あるかとかというのは記載もしておりますけれども、これは現場の職員の目視で数えておりますが、これを、LED化にどこがされていないとかされているとかでした

場合に、この枠ごと替えないといけないものですから、電灯だけ替えるんじゃなくてですね。そういったことをするものですから、それが何箇所あって、あとLEDも照度が違いますから、LEDに替えた場合何本、本当に今の本数を全部LEDにする必要があるかとか、工事に伴つていろんな検討をいたします。最終的にどういう形にしようかと、そういった形で仕様を決定いたしまして、その仕様に基づいて積算をして入札にかけるということでありますので、そういった作業を緻密に全部やっていこうとすると、委託の手を借りる必要があるというふうに私ども判断させていただいているということでございます。お答えになっていますでしょうか。

[「関連」と言う人あり]

○委員長 関連ですか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長 斎藤委員。

○3番 斎藤委員 私も細谷委員と全く同じ質疑を考えてきたんですけどね。例えば、この基本計画の中に、あと何本、全部本数出ていますね。本庁舎に関しては、LED化が549本終わっているよと、まだやっていないのが1,475本というのはもう分かっているわけで、この部屋はもうやっていますよって先ほどありましたけれども、もうやっているところがあるんであれば、なぜこの委託料が発生するのかと私は疑問です。

私も見て歩きましたけれども、形状はほとんどこれなのかというところで、ここから算出することってできますよね。なぜこの184万円が必要なのか、私にも理解ができないので、もう既に、これをやるに当たって設計委託というのはやったんだと思うんですけれども、やつていないのかな。やっていないにしても、1本当たりが出てくるわけですよ。そうすると、全体の本数が出ていますので、出ませんかね、どうでしょう、その辺もう一度お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えします。

本庁舎の総数が基本計画に載っておりますけれども、2,024本で、LED化されていない照明は、委員おっしゃったように1,475本です。一部LED化になっているのもありますし、LED化率が27%くらいあるんですけども、一部本庁舎の耐震工事の際ですとか、一部庁舎の内装改修をやったときにLEDに入れ替えた場所があります。

それ以外の場所を一括してやるためにには、部分部分で工事やるわけにはいきませんので、

工事発注するための仕様書ですとか設計図を用意しておく必要があると。それで、工事費を算出していくということが必要になるからでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 分からないのは、私は素人なのでそういう考えなのかもしれない。1本当たりの単価って出てしまうわけですよ。それを基に本数でやればいいのかと思ったんすけれども、図面だとか仕様書、仕様書って職員でも作れるものかと私は思うんですけども、どういったところができないですか、委託しなければならないですか。庁舎の図面というのはもともとありますよね。何がそんなに、この184万円を必要とする理由がよく分かりません。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石川課長。

○財産管理課長 お答えします。

先ほども部長のほうで説明しましたが、全て1個、今3本ついているところを、本当に3本必要なのか、照度はどうなのか、部屋ごとによって違いますので、それを一つ一つ見ながら仕様書に落としていくわけです。そういう作業がまず必要でございます。設置してある場所によっても、中の配線をどのようにしていくかとか、その辺も、今LEDになっていない球について見ていかなければなりませんので、それを一つ一つ調べていくとなると専門の業者にお願いするのがいいのかと思っております。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、今3本ついているところが2本になる可能性も照度によってはあって、そうすると、3本つけるよりも2本にしたほうがコストが抑えられるので、そこを含めての設計委託ということでいいんですか。

○委員長 石川課長。

○財産管理課長 そういう考え方でおります。

○委員長 よろしいですね。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）中、総合政策部所管についての審査を終了いたします。

以上をもって議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）についての全ての部署の質疑が終了いたしました。

---

△議案第53号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）についての討論を行います。討論のある方は举手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）は、原案のとおり可決するに賛成の委員は举手をお願いいたします。

[賛成者举手]

○委員長 举手全員と認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 32分 休憩

---

午前 11時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

△議請第3号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

議請第3号 パブリックコメントに真剣に取り組むことを求める請願を議題といたします。  
事務局に請願の朗読をお願いいたします。

[請願文書朗読]

○委員長 朗読が終わりました。

---

### △議請第3号の意見

○委員長 次に、意見を求めます。意見のある方は順次ご発言をお願いします。

3番 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 一つ一つ、私も言葉の中身と事実かどうかというのも含めて、確認をさせていただきました。

まず、1つ目の市報のトップに掲載するべきだというところは、もっと目立つようにするべきだということで、そこはよく分かりました。

2つ目ですけれども、募集期間のことが書いてあると思うんですけれども、現状は大半がおおむね約1カ月、行田市の場合は1カ月だと少ないという意味だと思うんですけれども、事務局に調べていただいて、近隣を含めてどうなっているのか、他市の状況を確認したんですが、おおむねどこも1カ月以上とはなっています、行田市と同じですね。1カ月以上、30日以上ということで、短いところだと14日以上というふうになっているということなので、1カ月以上ということをいえば2カ月ということもあり得るとは思いますけれども、特段、行田市が少なくなっているということでもないのかなということはあります。

ただ、資料が50ページ、100ページもあるという中で、パブリックコメントに気がついて、要はこの量の資料を1カ月でチェックするということがどうなのか、有効なコメントを書くのは困難ではないかという趣旨はよく分かります。

それと、提出件数がゼロ件、意見なしということも書かれていますので、これに対する工夫が必要だということも読み取れるかと思いました。

それと、3番目ですけれども、受け取ったコメントを実施案にどう反映させたかを明確にして、広報にも行うべきだ。適当に扱われてということが云々とありますけれども、受け取ったコメントはご意見とするものなので、全て反映させるものではないという中で、行田市として、結果は不十分かもしれませんけれども、ホームページできちっとご意見と市の対応ということで載っていましたので、この辺がどうなのかというところがありました。

ただ、受け止めようとするならば、コメントがもっと増えるように、ゼロということがないようにしろということと、もっと目立つように努力する必要があるのかな。要は、パブリックコメントが形だけのものになってしまんかという趣旨はよく分かりましたので、私としては、この請願に関して、事実と違うところもありますけれども、そこを理解するとするならば、趣旨採択ということで私の意見とさせていただきたいと思います。

○委員長 他に意見はありますか。

順番にいいですか。

江川委員、どうですか。

○5番 江川委員 ないです。

○委員長 いいですか。他に意見。

[「順番じゃないですか」「ない人もいるんだって」と言う人あり]

○委員長 細谷委員。

○2番 細谷委員 私は、パブリックコメントに真剣に取り組むことを求めるということですが、市のほうが真剣に取り組んでいないということが趣旨だと思うんですけれども、まずパブリックコメントがどういう意味合いを持つのかということが広く知られていないことがいろんな意味で原因かと思います。住民の方々に、パブリックコメントを出すことによってどのような効果があって、どのようなことになるかということが、まず周知されていないということは私も思います。

ですから、そこが一番の部分かな。その割には、パブコメを通しましたということで、執行部はお墨つきを得ましたみたいな、そのようなコメントをするときも散見しています。パブリックコメントにかけました。その結果、特段、何もありませんでしたというようなことも時々耳にするところもあります。

パブリックコメントというのが、そういう意味では、もっと周知するように。どういう意味合いを持つのかということを周知して、件数が上がってくるということが地方自治の、そういう意味では、いい形の回り方なのかとも思いますが、現状としては、そういう意味での努力が、周知する努力が足りないのかという感想は持ちます。

その結果をどう反映させたかということは、コメントを全て採用すると、そのとおりにするということはあり得ないし、いいコメントは採用するということだと思います。取捨選択することだと思いますので、そこは全部採用されるということではないと思っております。

ただ、本当に件数が少ないという理由は、私はそういう意味での周知がされていないことにより、住民の皆様が重要なものだというような認識を持っていないということが原因なのかと思います。ですから、そういう意味での努力が足りないというところは納得しますが、真剣に取り組むという意味もそういう意味だとすれば分かるんですが、募集期間とかについては大体1カ月ぐらいなのかと思いますし、そういう点とか指摘されていますが、それはそれとして、まず周知ということでは足りないということは分かります。

以上です。

○委員長 高澤委員、ありますか。

○1番 高澤委員 なし。

○委員長 福島副委員長。

○副委員長 私のほうからは、請願事項に入る以前の話として、文章中、本会議でもさせていただきましたが、募集期間は不明だが、恐らく約1カ月であろう、こんな募集内容はとても正常とは思えないというような臆測を基に、そこまで断言してしまえるのかどうかというは引っかかります。

また、内容に関しましても、市報のトップに掲載するべきだと、大活字でトップに載せるやり方を真似るべきだというふうに書いてありますが、私はそこは考えが違いますので、賛同はできないということを申し上げておきます。

以上でございます。

○委員長 他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

[「委員長、私、趣旨採択なので退席します」と言う人あり]

○委員長 はい。

---

#### △議請第3号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第3号 パブリックコメントに真剣に取り組むことを求める請願は、採択とするに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手なし。よって、不採択とすべきと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

---

○委員長 なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、9月29日午前8時30分から第1委員会室で行いますので、時間までにご参集願います。

---

△閉会の宣告

○委員長 本日は、これにて閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午前 11時 55分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 加藤 誠一

建 設 環 境 常 任 委 員 会

9 月 15 日 (木曜日)

## 令和4年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年9月15日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例
  - 議案第58号 行田市道路線の認定について
  - 議案第59号 行田市道路線の廃止について
  - 議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○審査日程 【建設部】

- 議案第58号 行田市道路線の認定について
- 議案第59号 行田市道路線の廃止について
- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）

【都市整備部】

- 議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例
- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）

【市民生活部】

- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
- 議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について

【環境経済部】

議案第 53 号 令和 4 年度行田市一般会計補正予算（第 6 回）

○出席委員（6名）

委 員 長 小 林 友 明 委員	2番 木 村 博 委員
副 委 員 長 小 林 修 委員	3番 吉 田 豊 彦 委員
1 番 高 橋 弘 行 委員	4 番 吉 野 修 委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

吉 田 悅 生	市 民 生 活 部 長
岡 村 幸 雄	危 機 管 理 監 兼 市 民 生 活 部 危 機 管 理 課 長
磯 貝 和 実 彦	市 民 課 長
酒 井 春 彦	地 域 活 動 推 進 課 長
風 間 重 文	交 通 対 策 課 長
今 井 良 和	南 河 原 支 所 長
堀 口 修 司	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ 一 所 長
長 澤 紳 介	市 民 生 活 部 副 參 事
江 森 裕 一	環 境 経 済 部 長
森 原 秀 敏	環 境 経 済 部 次 長 兼 商 工 觀 光 課 長
近 藤 隆 洋	環 境 課 長 兼 粗 大 ご み 处 理 場 長
間 宮 秀 義	農 政 課 長
青 山 義 徳	都 市 整 備 部 長
斎 藤 和 也	都 市 整 備 部 次 長 兼 建 築 開 発 課 長
寺 田 定 弘	都 市 計 画 課 長
黒 澤 典 弘	下 水 道 課 長
橋 本 雅 至	上 下 水 道 経 営 課 長
加 藤 修	水 道 課 長
藤 野 賢 哉	都 市 整 備 部 副 參 事
長 谷 見 悟	建 設 部 長
吉 田 兼 弘	管 理 課 長
五 十 幡 雅 弘	道 路 治 水 課 長

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案6件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めにお諮りします。議案第58号及び第59号 行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行った後に、審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行いますので、この後、危機管理課脇の西側の玄関前までご移動をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 30分 休憩

---

午前 10時 32分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

初めに、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶、お願ひいたします。

部長。

○建設部長 建設部長の長谷見でございます。

先ほどの現地視察、ありがとうございました。誠に恐縮でございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にあ

りがとうございます。また、建設部に係る3議案につきまして審査をいただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうちの建設部所管部分、議案第58号 行田市道路線の認定について、議案第59号 行田市道路線の廃止についての3議案でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお詳細につきましては、この後、担当課長の吉田、五十幡から説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第58号及び議案第59号について

○委員長 初めに、議案第58号 行田市道路線の認定について及び議案第59号 行田市道路線の廃止についてを一括議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、吉田課長、お願いします。

○管理課長 管理課長の吉田です。よろしくお願ひいたします。

現地調査、ありがとうございました。それでは、議案第58号及び第59号について、順次ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

初めに、議案第58号 行田市道路線の認定について、議案書の72ページをお願いいたします。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、16路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。

なお、74ページ以降に位置図を添付してございます。

また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名2.3-264号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏5807番地先、終点、行田市大字須加字向984番地先から表の一番下、2.3-305号線、起点、行田市大字荒木字寿町2377番2地先、終点、行田市大字荒木字寿町2366番地先までの9路線につきましては、荒木郷地裏土地改良区整備事業が完了したことに伴い、認定替えするものでございます。

議案書の73ページをお願いいたします。

表の一番上、2.3-333号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏5803番地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏5981番2地先から表の3段目、2.3-335号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏6026番地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏6010番地先までの3路線につきましては、同事業により道路が新設されたため、新たに認定するものでございます。

次に、4段目、4.3-309号線、起点、行田市大字若小玉字鞘戸3611番1地先、終点、行田市大字若小玉字鞘戸3624番地先から表の一番下、4.3-332号線、起点、行田市大字若小玉字六本木3858番1地先、終点、行田市大字若小玉字枳1894番1地先までの4路線につきましては、行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業の実施に伴い、当該整備事業地の周辺道路を認定替えするものでございます。

以上、16路線の市道を認定するものでございます。

次に、議案第59号 行田市道路線の廃止についてご説明いたします。

議案書の76ページをお願いいたします。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、22路線の市道の廃止について議決をお願いするものでございます。

なお、79ページ以降に位置図を添付してございます。

また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、2.3-264号線、起点、行田市大字須加字四ツ家905番地先、終点、行田市大字須加字向984番地先から5段目、路線2.3-274号線、起点、行田市大字荒木字根岸3972番地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏4703番地先までの5路線、2段飛びまして下から2段目、2.3-280号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3683番1地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3539番1地先。

次の77ページをお願いいたします。

上から2段目、2.3-291号線、起点、行田市大字荒木字柳町2518番地先、終点、行田市大字荒木字根岸4536番2地先、その下、2.3-293号線、起点、行田市大字荒木字柳町2505番地先、終点、行田市大字荒木字根岸4770番1地先、4段飛びまして下から6段目、2.3-305号線、起点、行田市大字荒木字寿町2377番2地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3661番1地先までの以上合計9路線につきましては、荒木郷地裏土地改良区整備事業に伴う認定替えのため、廃止しようとするものでございます。

戻りまして、76ページをお願いいたします。

表の上から6段目、2.3-275号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3875番1地先、終点、

行田市大字荒木字郷地裏3980番地先、その下、2.3-278号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3688番地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3735番地先、1段飛びまして表の一番下、2.3-281号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3770番1地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3964番1地先。

次の77ページをお願いいたします。

一番上、2.3-282号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3891番1地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3858番1地先、2段飛びまして4段目、2.3-295号線、起点、行田市大字荒木字柳町2469番地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3806番地先から7段目、2.3-303号線、起点、行田市大字荒木字寿町2402番地先、終点、行田市大字荒木字寿町2411番地先までの4路線、1段飛びまして下から5段目、2.3-308号線、起点、行田市大字荒木字郷地裏3851番1地先、終点、行田市大字荒木字郷地裏3978番1地先までの以上合計9路線につきましては、同事業による道路新設に伴い、代替機能が確保されたため、廃止しようとするものでございます。

次の4.3-309号線、起点、行田市大字若小玉字鞘戸3611番1地先、終点、行田市大字若小玉字鞘戸3638番2地先から一番下、4.3-332号線、起点、行田市大字若小玉字枳1980番2地先、終点、行田市大字若小玉字六本木3858番1地先までの4路線につきましては、行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業の実施に伴う認定替えのため、廃止しようするものでございます。

以上、22路線の市道の廃止をするものでございます。

以上をもちまして、議案第58号及び第59号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第58号及び議案第59号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 説明、ありがとうございました。

ちょっとお伺いしたいんですけども、廃止路線についてお尋ねいたします。

今、説明で廃止路線が何本か説明があったんですけども、代表的にこの78ページに書いてある2.3-281号線、2.3-282号線とかと以下4路線が廃止になったということですね。そ

こに、次として代替機能が確保されたため、市道を廃止するという説明ですけれども、廃止された市道というのは、その後は市道から外れるわけですから、それで今度は廃止された道路というのはどういうふうに活用されるんですか。これを聞きたい。

○委員長 答弁を求めます。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

廃止した道路につきましては、荒木の場合は郷地裏土地改良区の区域内の他の道路等と合わせまして、別の場所に付け替えという形になっております。

以上とさせていただきます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 市道から外れるわけですよね、でも道路は残ると思うんですよ、それだと。今の現在使っている市道に認定されている道路が廃止になるんですから、廃止された道路自体は残存するわけでしょう。と私は思うんだけれども、それはどういうふうになるんですか。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

廃止された道路につきましては、現地には道路がなくなります。その代わりとして、ほかの道路にその機能を持たせるという形になります。

以上とさせていただきます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 道路としてはなくなるわけですけれども、そうすると、誰か道路を買うなり、受けるなりする人がいるわけでしょう。というわけだと思うんですよ、廃止するんですから。それと、その隣接する土地の人が、行政から何とか利用するために買っていただけないかと交渉するなりすると思うんですけども、どういうふうにそれは活用されるんですか。そこをちょっと詳しく教えてくれる。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 お答えします。

今回の荒木の場合は、土地改良区ということで全て面で整備されているものです。この土地改良につきましては、1本、1本というのではなくて、土地改良区内の換地、道路、水路というのは、一度合わせた形で新たに必要な場所に道路を整備し直すものなので、元あった道路の部分をどなたかに払下げるとか、そういうものではございません。

以上とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 そうすると、そこに、どこかにするわけですけれども、道路を認定された人には、今まで道路はなかったもんだから、認定して、道路を造るんでしょうね。市道と認定された、そこには税はかかるない、これは市道ですから税はかかるないですよね。市道と認定された、廃止されたところには誰かが所有するわけでしょうから、税はかかるんでしょう。

○委員長 吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

土地改良とか区画整理とか、工業団地もですが、一度、ほぼ全てを真っ白な状態にして、新たに線を引き直すということなので、今まで道路があったところが個人に変わるというよりは、現況は田んぼとかになりますが、底地自体がもう個人の方になりますので、税金はその田んぼにかかりますので、道路自体がもう、そこにはそもそもなかったという扱いになります。

以上とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 いいです。ありがとうございます。

○委員長 ほかにはいかがですか。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 先ほど現場を見せていただきまして、現地でここにある幅員等を測る形を取りましたけれども、どこからが道路の幅員というか、いわゆる境界なのか、その辺がはっきりしなかったということで、その辺、今帰ってきて、くいが打っていなかった、またはいろいろな仮ぐいのようなものが現地にあった、その辺は市としてしっかり境界を把握した上で、道路認定というものをしていくと思うんですが、先ほど現地で、水路は道路幅員に入るのかとか入らないのかとか、入らない場合はどこからが幅員の始点で終点がどこなんだというような部分について、今帰ってきて図面等を見た結果について、分かったことがあつたら教えていただきたいと思います。

○委員長 いかがですか。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

現地でまずご質問がありました、2.3-269号線、こちらにつきましては、南側にありました水路、あちらは換地図上も水路になっております。北側にありました素掘りにつきましては、公図上は道路という形になっておりますので、道路幅員に含めさせていただく形になります。

あと、くいにつきましては、まず土地改良の場合は、担当課が換地処分後に、土地改良区から引継ぎを受ける際に、現地を確認していると思います。こちらとしましては、担当課から出来形とか測量図とか、そういう資料を引き継ぎまして、その資料に基づいて、出来上がった幅員、成果図に基づいた幅員で認定をかけておりますので、認定をかける際には、現地のくいというのは確認させていただいておりません。

以上とさせていただきます。

○委員長 木村委員、どうですか。

どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 認定をかけるときには、現地のくいを確認していない。今日も、我々が行っても、くいがどこにあるのか分かりませんでした。それでも、いわゆる測量図とかがあるので復元ができるのは分かるんですけども、引き受けるときに、担当課が引渡しを受けるときに、どこが境界なのかというのを分からずに引き受けているということでしょうか。

また、これから引き受けてしまった、いわゆるくいの復元というのは市がやるんでしょうか。これから地元と管理していく上で、どこが境界なのと聞かれたときに、現地へ行ってすぐここですよというのが言えないと思うんですよね。そういう状況でよろしいのか。何か、その辺が何かはっきりしないので、どのような状態で管理に入るのか、その辺を教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

まず、道路認定につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり、くいを確認せずに、今回の場合は土地改良区でできた出来高に基づいて、その幅員が現地で確保できてるかというのを確認した上で、認定はさせていただきます。

また、くいにつきましては、今後もし、くい等がなくなった場合は、座標に基づきまして、道路管理者よりこちらで復元はさせていただきます。

以上とさせていただきます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 なくなった場合というのは、あるから、なくなった場合というんでしょうけれども、今ないですよね。今ない。ないやつをどうするんですかと。幅員がありましたといつても、どうやってくいがないのに幅員を確認したのかというのがまず一つあります。今、なくなった場合は管理課でやるということですけれども、そもそもないやつをなくなった場合というのは、どういう意味なのか、よく教えてください。よく分かりません。

○委員長 どうですか。執行部。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

現在、現場で確認できないということにつきましては、今回道路台帳の整備について、委託事業者に現地測量入らせておりますので、一度くいがあるのか全て確認させて、もしないようであれば、それはすぐ復元するように手配させていただきます。

以上です。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 引き受けるときに、くいの費用とか、くいの設置とか、土地改良区がそもそもここからここまでよというのを市に示して、それで、分かりました、確認しました、くいもあるし、幅員もしっかりありますねということで引き受けるのが普通だと思うんです。道路台帳をつくるときに、くいがあるかないかを確認して、なかつたら市でくいを復元するというのは、市が余計な費用を負担しているように思えるんですけども、それでよろしいんですか。

○委員長 いかがですか。

どうですか。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

まず、引継ぎの段階につきましては、引継ぎしている担当課がどのように引継ぎをしていくのかが、ちょっとこちらも確認させていただきていないので、確認させていただいた上で回答させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 では、その部分については後ほど、明確に今までの流れ、これから対応について、きっちりと示してください。これは委員長からお願いしておきます。

木村委員、どうですか。

○2番 木村委員 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、吉野委員。

○4番 吉野委員 道路の認定と廃止は、例年だと、私の記憶だと大体3月定例会のときにやっているんですけども、今回に限って9月定例会ということで、特にこちらの土地改良の関係が入っていますけれども、何か今のやり取りを聞いてみると、どうしていくも打っていないのに、市が引き受けて、なおかつ道路認定しなくてはいけないのか。何か、そこら辺のいきさつはさっき調べるとおっしゃったんで、時期的に何かそういう問題が含まれているような気がしないでもないんだけれども、そこら辺、よく調べていただきたいんですけどもね。

普通はくいを打って仕上がりになるのかと、登記するときも、当然くいがないと登記できないはずなんで、何かひょっとしたら土地改良の関係で、仕事がやり残しているのではないかと、ちょっと今疑いというか、クエスチョンマークを感じたんで、そこら辺、よく調べていただきたいんですけども。

○委員長 どうですか。

吉田課長。

○管理課長 先ほども申しましたように、引継ぎにつきましては至急確認させていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

以上とさせていただきます。

○委員長 今、吉野委員が言われた、なぜこの時期の道路認定なのか、冒頭言われましたけれども、その辺についてはいかがですか。

吉田課長。

○管理課長 お答え申し上げます。

この時期になぜ市道認定をするのかということですが、まず荒木郷地裏土地改良区整備事業につきましては、同土地改良区からまず本市に引継ぎされたのが令和3年12月です。12月以降の早い段階での、もう道路ができておりますので、市道認定をする必要があったんですが、新設の道路を市道認定するに当たっては、道路台帳を整備する事業者を決定し、事業者において土地改良区の図面や各種台帳を基に、現地を測量し、現況に沿った正確な幅員や延

長を算出する必要がありましたことから、新年度に入り、早々に事業者選定業務を進めてまいりましたが、事業者の決定が7月に入ってしまったこともあります、直近の本定例会に上程させていただいたものであります。

また、富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業につきましては、6月の中旬に埼玉県より新たなスケジュールが提示された中で、本年度中に県へ事業用地を譲与するに当たり、緊急に区域内の市道認定を廃止する必要が生じたことから、直近である本定例会に上程をさせていただいたものであります。

以上とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

吉野委員、そんな経緯、よろしゅうございますか。

○4番 吉野委員 はい、了解です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第58号及び議案第59号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。次に、順次採決いたします。

まず、議案第58号 行田市道路線の認定については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 木村委員は、手は挙がっていないですか。

挙手多数と認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第59号 行田市道路線の廃止については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 04分 休憩

---

午前 11時 06分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、道路治水課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。  
道路治水課、五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（6回）の道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

最初に、歳出予算についてご説明申し上げますので、議案書の41ページをお願いいたします。

8款土木費全体の補正額は、合計3億4,082万2,000円の追加で、道路治水課関連といたしまして3億2,845万5,000円の増額措置をするものでございます。

このうち、2項道路橋りょう費は、総額2億5,175万3,000円の増額でございます。2目道路維持費の右のページ説明欄の一番上の①市道維持補修費でございますが、市民生活に直接関係する道路の補修や側溝の清掃、除草などの要望に対応するため、不足が見込まれる11節出役料、13節器具・機材借上料及び2行飛びまして、15節補修用材料費をそれぞれ措置するものでございます。

14節工事請負費は、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること、工事発注の平準化を実施することなどから、それぞれ措置するものでございます。

戻りまして、10節電気料は、JR行田駅や秩父鉄道行田市駅のトイレなどの施設や、国道125号アンダーパス8箇所のポンプ設備などに係る電気料で、電気料金の高騰に伴い不足が見込まれることから、所要額について追加措置するものでございます。

次に、3目道路新設改良費の右のページ説明欄、上から2番目の①市道新設改良費でございますが、12節調査測量設計委託料、14節工事請負費、16節土地購入費、21節物件移転等補償料及び電柱移設補償料については、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること、工

事発注の平準化を実施することなどから、それぞれ措置するものでございます。

18節道路改良事業負担金は、鴻巣市が土地区画整理事業の一環として整備する道路改良工事の整備箇所が行政界に位置し、その一部が壱里山町地区の区域であることから、工事施工者である鴻巣市に対し、本市分に係る工事費を負担金として支払うものでございます。

本日、委員の皆様のお手元にご提出させていただきました資料が、そちらの工事箇所でございます。まず、一番上の地図でございますが、場所は岩崎電気の南に新壱里山公園ができましたけれども、そちらから清水町へ向かう道路がございまして、その1本南、南東になりますか、そちらの区域になります。

1枚めくっていただきまして、こちらが工事の平面図になります。網のかかっている部分が行田市の壱里山町の部分ということになります。

以上でございます。

次に、戻りまして、3項河川費は、7,670万2,000円の増額でございます。1目河川維持費について、右のページ説明欄、上から3番目の②河川等改修費でございますが、12節調査測量設計委託料、14節工事請負費については、工事施工箇所の確定に伴い不足が見込まれること、工事発注の平準化を実施することなどから、それぞれ措置するものでございます。

次に、その下段の③河川維持管理費でございますが、市民生活に直接関係する水路のしゅんせつや補修、除草などの要望箇所の増加に対し、不足が見込まれる11節出役料及び13節器具・機材借上料をそれぞれ措置するものでございます。

戻りまして、10節電気料は、向町排水機場や持田砂原遊水地、南産業団地調節池などの電気料に不足が見込まれることから、所要額について追加措置するものでございます。

以上で歳出に係る説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源におきまして措置させていただくものでございます。続きまして、繰越明許費の道路治水課分につきましてご説明申し上げますので、19ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費、8款土木費の繰越明許費、合計1億24万円を設定するものでございます。

まず、2項道路橋りょう費の市道維持補修事業5,410万円は、富士見町2丁目地内ほか4件の延べ約560メートルの側溝修繕工事で、市道新設改良事業3,300万円は、持田地内約230メートルの道路改良工事及び同地内約50メートルの側溝新設工事でございます。

3項河川費の河川等改修事業1,314万円は、棚田町1丁目地内約70メートルの排水路整備工

事及び持田地内約100メートルの排水路改良工事でございます。

今回の補正予算で増額計上している工事費の一部について、工事発注の平準化及び適正な執行を確保するため、年度をまたいでの事業が必要であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）道路治水課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします、

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。

4番、吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 いろいろ説明ありがとうございました。

市道維持補修費、新設、河川、工事箇所の確定ということで説明がありまして、具体的にどこなのか、細かい話ですけれども、ちょっとお聞かせください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 それでは、まず道路舗装修繕工事請負費の施工箇所について説明いたします。

まず、須加地内でございます。延長100メートルでございます。続きまして、持田1丁目地内でございます。延長100メートルでございます。続きまして、大字持田地内でございます。延長120メートルでございます。続きまして、大字中里地内でございます。延長200メートルでございます。続きまして、南河原地内でございます。延長130メートルでございます。続きまして、大字谷郷地内でございます。延長30メートルでございます。全体で、須加地内ほか5件で約780メートルの延長になります。

続きまして、側溝修繕工事でございます。

大字北河原地内でございます。延長80メートルでございます。続きまして、富士見町2丁目地内でございます。延長150メートルでございます。続きまして、同じく同地区富士見町2丁目地内でございまして、延長70メートルでございます。続きまして、大字荒木地内でございます。延長170メートルでございます。続きまして、大字谷郷地内でございます。延長100メートルでございます。続きまして、大字和田地内でございます。延長約60メートルでござ

います。市道維持補修費については以上でございます。

続きまして、市道新設改良費の道路改良工事でございます。

補正で今回措置させていただきたい工事箇所につきましては、大字犬塚地内でございます。

延長75メートルでございます。続きまして、大字持田地内でございます。延長230メートルでございます。

続きまして、側溝新設工事でございます。

大字中里地内でございます。延長75メートルでございます。続きまして、大字持田地内でございます。延長約50メートルでございます。

続きまして、河川等改修費の工事請負費の工事箇所になります。

排水路整備工事箇所につきましては、棚田町1丁目地内、延長70メートルでございます。

続きまして、門井町1丁目地内、延長約110メートルでございます。続きまして、門井町2丁目地内、延長50メートルでございます。

続きまして、排水路改良工事の工事箇所でございます。

大字持田地内、延長100メートルでございます。続きまして、大字長野地内でございます。延長約130メートルでございます。

以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

吉野委員、よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい、了解です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すみません、市道新設改良費の中で21節の電柱、これ500万円ですよね。電柱移設補償料、これちょっと内容を聞かせてくれませんか。金額が大きいかと思って見たんで。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 今回、補正予算で計上させていただいております電柱移設補償料につきましては、2箇所の工事箇所を予定しております。大字埼玉地内、大字持田地内でございまして、電柱の移設する本数が埼玉地区で5本、持田地区で3本を予定しているところでございます。

これまでの実績によりますと、1本当たり約60万円ぐらいかかるということで、今回計上させていただいたものでございます。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 別の件ですけれども、先ほど吉野委員から細かいものの説明もいただきました。そうしたときに、繰越しですよね、これはどれぐらいその中から、件数だけで結構ですけれども、繰越しに持っていくのか、この件数の中で何件ぐらいが持っていかれるのか、お願いします。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 今回、21事業を補正で上げさせていただきました。その中の繰越事業については9件を予定しております。

○1番 高橋委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしいですか。

他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 23分 休憩

---

午前 11時 28分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、都市整備部所管の議案について審査を行います。

ごめんなさい。大変失礼しました。

---

#### △発言の申出

部長の挨拶の前に、先ほどの管理課の関わりで吉田課長から発言を求められています。発言を許します。

課長、よろしくお願ひします。

どうぞ、吉田課長。

○管理課長 失礼いたします。

先ほど、木村委員から質問がありました、くいの確認につきまして、担当課に確認したところ、確定図に基づきまして、全てポイントについてはくいが入っていることを確認した上で引継ぎをしているということです。現地を確認いただいた際に見えていなかった、特に道路の角につきましては、機械が入るときに営農の邪魔になるということで、地元の要望に基づき、見えないように低めにくいは入れてあるということですので、掘れば確認できるということです。

○委員長 ありがとうございます。

ということで、皆さん、ご了解いただきたいと思います。

吉田課長、ありがとうございます。

では、都市整備部長にご挨拶をお願いいたします。

青山部長、お願ひします。

○都市整備部長 貴重なお時間をいただき、誠に恐縮ですが、一言ご挨拶させていただきます。

建設環境専門委員会の小林友明委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より都市整備部所管の事務事業に深いご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。また、大変お忙しい中、今回、都市整備部に係る4議案につきまして審査をいただきますことに、心より感謝申し上げます。

さて、本日の審査をお願いいたしますのは、議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例及び議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）でございます。何とぞ慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明申し上げます。本日はよろしくお

願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第65号について

○委員長 初めに、議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、橋本課長、お願ひします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたしますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

なお、本決算は地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については、消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表などについては、消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示が一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、1ページ、2ページをお願いいたします。

1、決算書類。 (1) 令和3年度行田市水道事業決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出ですが、この表は消費税及び地方消費税込みで作成しております。初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益の収入決算額は19億793万1,236円で、当初予算額に対し99.6%の収入実績となりました。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の支出決算額は15億5,876万4,927円で、当初予算額に対して91.9%の執行率となっております。

次の3ページ、4ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出につきましても消費税及び地方消費税込みで作成しております。

収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は、主に老朽管更新工事を行うためのもので、第3項県支出金は、重要給水施設までの配水管耐震化事業に対する生活基盤施設耐震化等交付金を活用するものであり、第5項負担金は、道路工事等に伴う配水管の移設及び消火栓などに係る事業の負担金です。また、第9項他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。これらの収入決算額は5億54万2,375円で、予算額に対し88.7%の

収入実績となりました。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費ですが、主なものは老朽管更新工事及び施設改良工事費で、第2項は企業債元金の償還金でございます。支出決算額は10億5,515万9,682円で、予算に対し85.0%の執行率となっております。

この収入決算額から支出決算額を差し引きますと5億5,461万7,307円の不足となります。この不足額の補てんですが、3ページ欄外に記載してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,979万4,127円並びに過年度分損益勘定留保資金3億3,903万8,166円及び当年度分損益勘定留保資金1億6,578万5,014円で補てんし、収支のバランスを図ったものでございます。

5ページをお願いします。

損益計算書についてご説明いたします。

損益計算書は水道事業の1年間の経営成績を示したものでございます。ここからは消費税及び地方消費税抜きで作成しております。

1の営業収益、(1)給水収益は水道料金等で、(2)その他営業収益は、口径別加入金、給水装置設計審査等の手数料、道路工事等に伴う給水管の移設工事負担金で、営業収益は14億8,512万5,073円となりました。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費まで、浄水や配水に要する費用や減価償却費などでございます。合計13億5,602万5,173円となっております。

この結果、1の営業収益から2の営業費用を引いた営業利益は1億2,909万9,900円となりました。

また、営業外収益、(2)他会計補助金については、旧南河原地区簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の利息償還金の一部を一般会計から繰り入れたもので、(3)長期前受金戻入については、減価償却した資産の財源となった補助金など2億2,013万9,115円を収益化したもので、こちらは非現金収入となります。(4)雑収益は、主に下水道課からの使用料徴収事務受託料等で、営業外収益は2億6,967万9,732円となりました。

次の4、営業外費用、(1)支払利息は、企業債及びリース物件の支払利息で、9,453万9,769円となりました。

収益の1、営業収益と3の営業外収益から、費用の営業費用と4の営業外費用を差し引いた額、3億423万9,863円が経常利益となります。

次の5、特別利益、(1)その他特別利益は、臨時的事象としての水道管撤去工事に伴う

受託工事の負担金で、211万円となっております。

次の6、特別損失、（1）過年度損益修正損は、過年度の漏水による還付等の損益を修正したもので、119万4,927円となっており、（2）その他特別損失は、先ほどのその他特別利益で説明させていただきました水道管撤去工事において発生した固定資産除却損641万円でございます。

経常利益に特別利益と特別損益を計上した2億9,874万4,936円が当年度純利益となります。この当年度純利益と前年度繰越利益剰余金553万6,547円を加えたものが、最下段の当年度未処分利益剰余金3億428万1,483円となります。

続きまして、6ページ、7ページをお願いします。

まず、（3）の剰余金計算書をご説明いたします。

上段の表の上半分が前年度処理を表し、下半分が当年度処理を表したものです。

また、左から資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

表の下半分をご覧ください。

資本金の当年度末残高は58億346万9,758円となります。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、合計で1億4,056万781円となります。また、利益剰余金については、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の当年度の変動額はなく、前年度末残高と同額で、未処分利益剰余金については、先ほどご説明したとおり、当年度純利益2億9,874万4,936円を加えた3億428万1,483円となり、利益剰余金合計の当年度末残高は19億7,377万5,983円となります。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は79億1,780万6,522円となります。

次に、下の段の表、（4）剰余金処分計算書（案）についてご説明いたします。

これは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本決算に生じました利益の処分について議会の議決をお願いするものでございます。令和3年度末での未処分利益剰余金の額は、表の一番右上にありますとおり3億428万1,483円でございます。このうち1億円を今後の企業債の償還に備えて減債積立金に組み入れ、2億円を施設等の大規模な更新に備え建設改良積立金に組み入れて、残りの428万1,483円を令和4年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、この処分により、減債積立金は3億7,218万2,087円となり、建設改良積立金は13億円となります。

続きまして、8ページ、9ページ、10ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

これは、水道事業が保有する全ての財産を総括的に表示したもので、8ページの資産と9ページ、10ページの負債及び資本で構成されており、これにより財政状況を把握することが可能となります。

では、8ページ、資産の部で、1、固定資産は、(1) 有形固定資産の(イ) 土地から(3) 投資その他の資産の(イ) 投資有価証券までの固定資産合計は153億4,055万3,882円で、2の流動資産、(1) 現金預金から(5) 未収収益までの流動資産合計は31億4,129万2,959円で、資産合計は184億8,184万6,841円となります。

なお、2、流動資産の中の(2) 未収金は、主に令和4年3月に調定を行った1月、2月の水道料金等で、令和3年度中の債権ですが、3月31日までに収納されていないものでございます。

次に、9ページ、負債の部ですが、3、固定負債、(1) 企業債から(3) 引当金までを合わせた固定負債合計は56億7,522万2,234円となります。

4、流動負債、(1) 企業債から(6) その他流動負債までの流動負債合計は6億3,592万2,503円となります。

また、5の繰延収益、(1) 長期前受金は国庫補助金、県補助金等で、次の行の長期前受金収益化累計額は、当該補助金を利用し取得した固定資産の減価償却に対応させて、その見合い分の収益化として期間配分し、戻入れを行った分の累計額のため、(1) の長期前受金から長期前受金収益化累計額を控除した42億5,289万5,582円が繰延収益合計となります。負債合計は105億6,404万319円となります。

次に、10ページ、資本の部ですが、6、資本金合計は、先ほどご説明したとおり58億346万9,758円となります。

7、剰余金、(1) 資本剰余金についても1億4,056万781円となります。(2) 利益剰余金の(イ) 減債積立金から(ハ) 建設改良積立金と(ニ) 当年度未処分利益剰余金3億428万1,483円を合わせた利益剰余金合計は19億7,377万5,983円となり、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金を足した剰余金合計は21億1,433万6,764円となります。

6の資本金と7の剰余金の資本合計は79億1,780万6,522円、負債の部と資本の部の負債資本合計額は184億8,184万6,841円で、資産合計と負債資本合計が一致するものでございます。

11ページと12ページは、決算書の注記でございます。

会計処理方法や財務諸表など、表示方法について記載したもので、説明は省略させていた

だきます。

13ページをお願いいたします。こちらからは附属書類となります。

令和3年度水道事業の事業報告についてご説明いたします。

1、概況、（1）総括事項として、①の利用状況についてですが、令和3年度末における給水戸数は3万4,887戸、給水人口は7万6,279人で、給水区域内人口7万9,021人に対する普及率は96.53%でございます。

次に、②建設改良事業につきまして、向町浄水場中央監視装置等更新工事を令和6年度までの継続費として工事を開始いたしました。また、向町浄水場5号ろ過機改修工事等の水道施設の改修工事及び水道管網の整備拡充や老朽管の更新を実施するとともに、安全で安定した水道水の供給と災害に強いライフラインの構築を図りました。

③経営経理状況につきましては、1から4ページでご説明したもので、説明は省略させていただきます。

（2）経営指標に関する事項については、令和3年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は120.97%で、健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金水準の妥当性を示す料金回収率も116.26%となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は52.59%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は10.09%と、いずれも前年度と比べ、施設の老朽化が進んでおり、当該年度に更新した管路を示す管路更新率は0.34%となっております。

次に、14ページをお願いします。

（3）議会議決事項は2件でした。

（4）行政官庁認可事項はありませんでした。

（5）水道事業運営審議会は1回開催し、新型コロナウイルス感染症対策について報告させていただきました。

（6）職員に関する事項については、令和4年3月31日現在、一般職は13名で、前年度からの増減はございませんでした。

（7）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、ございませんでした。

15ページをお願いいたします。

続きまして、2、工事の概要についてご説明いたします。

水道水の安全安定の供給の観点から、配水管の整備拡充や老朽管の更新等を主に実施いたしました。工事全体の契約件数は合計で34件で、契約金額の合計は16億8,253万1,400円で、このうち（1）1,000万円以上の契約件数は19件、契約金額は16億290万6,800円で、（2）1,000万円未満の契約件数は15件、契約金額は7,962万4,600円でございました。

次に、16ページをお願いいたします。

3、業務の状況についてご説明いたします。

（1）の業務量ですが、給水人口は7万6,279人、3行下の年度末給水戸数は3万4,887戸で、前年度と比較しますと、142戸の増となりました。また、年間配水量は984万5,199立方メートルで、前年度より1万2,980立方メートル、率で0.1%の減となっております。また、年間有収水量は875万7,247立方メートルで、有収率は88.95%でございました。

（2）事業収入に関する調、（3）事業費に関する調につきましては、これから説明いたします19ページからの収益費用明細書と同じため、省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

（4）供給単価は1立方メートル当たり162.99円、給水原価は1立方メートル当たり140.19円となり、また、単年度総括原価は1立方メートル当たり203.52円でございます。

（5）口径別加入金収入状況は、新規申込み、13ミリから40ミリの266件と増径・その他59件を合わせた325件で、合計金額は5,805万3,600円となりました。

次に、4、会計ですが、（1）重要契約の要旨の①工事契約金1億5,000万円以上のもの、1件として、向町浄水場中央監視装置等更新工事がございました。②委託契約金額1,000万円以上は、記載のとおりで計5件になります。

（2）企業債及び一時借入金の概況ですが、①企業債は、当年度借入高4億5,000万円と当年度償還高4億4,256万3,286円から、当年度末残高は前年度比743万6,714円の増となり、57億1,240万3,948円となっており、また、②起債前借分及び③一時借入金はございませんでした。

（3）県支出金の概況につきましては、県交付金が800万円でございました。

（4）その他交付金等につきましては、ございませんでした。

次に、18ページ、キャッシュ・フロー計算書です。

キャッシュ・フロー計算書は、一事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したもので、資金の適正な調達と運用を把握するものでございます。この計算により、1の業

務活動によるキャッシュ・フローがプラス、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローは収入支出ほぼ同額であることから、大規模な投資活動による財源確保を行ったため、企業債の元金及び利子分の残高はほぼ横ばいとなっており、本年度については、業務活動による収益で得た資金で建設改良に関わる投資を実施していることがうかがえます。

19ページをお願いいたします。

ここからは消費税及び地方消費税を抜いて作成しております。

それでは、水道事業会計収益費用明細書のうち、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

最初に、収益的収入ですが、1款水道事業収益、当年度決算額17億5,691万4,805円は、前年度対比2,533万3,096円の増となりました。

収入の主な項目といたしましては、1項1目1節の水道料金14億2,731万7,073円で、前年度比18.21%の減となりました。

次に、3目2節手数料229万9,200円は、設計審査手数料及び完成検査手数料でございます。

次に、5節加入金5,277万6,000円は、口径13ミリ176件等を初めとする計325件分の口径別加入金でございます。

また、2項2目1節他会計補助金785万6,726円は、旧南河原簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の利息の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。

3目1節長期前受金戻入2億2,013万9,115円は、既に受け取った国庫補助金等を長期前受金という経過勘定科目で会計処理していることから、減価償却費を計上する際、期間損益の考え方から、その見合い分として長期前受金を取り崩して収益化したもので、非現金収入となります。

次に、収益的支出をご説明いたします。

20ページをお願いいたします。

1款水道事業費用は、当年度決算額14億5,816万9,869円、前年度対比で864万3,837円の減となっております。

支出の主な項目といたしまして、1項1目原水及び浄水費4億192万398円は、前年度比1.37%の増でございます。

そのうち、主な項目といたしまして、17節委託料5,319万2,500円は、向町浄水場を初めとする施設管理委託等でございます。前年度対比26.16%の増となった要因は、令和3年度にお

いて、ポンプ設備点検委託を実施したことによる委託金額の増加でございます。23節動力費4,247万5,628円は、原水から上水までに至る電気料等でございます。31節受水費2億6,630万5,600円は、1日当たり受水量1万1,900立方メートルの県営水道用水受水費でございます。

21ページをお願いいたします。

2目配水及び給水費、当年度決算額1億6,027万4,862円で、前年度比0.45%の減となりました。

主な項目といたしまして、17節委託料6,811万3,239円は、向町浄水場を始めとする施設管理委託等でございます。20節修繕費3,642万4,190円は、主に配給水管の漏水修理によるものでございます。23節動力費3,471万2,727円は、配水から給水までに至る電気料でございます。

22ページをお願いいたします。

3目業務費、当年度決算額1億1,187万8,918円で、前年度比3.58%の減となりました。

主なものといたしまして、17節委託料7,277万5,003円は、料金徴収事務や量水器取替えに係る委託料等でございます。20節修繕費416万1,810円は、計量法に基づく検定期間8年満了の量水器の費用でございます。

次に、4目総係費は5,549万1,337円、前年度比12.94%の増となりました。

主なものといたしまして、5節退職給付費900万円は、水道事業に勤務した職員の退職時の支出に備え、退職給付として計上しているものでございます。

23ページをお願いいたします。

36節貸倒引当金繰入額400万円は、当年度に貸倒引当金331万7,135円を取り崩したこと、また、将来の貸倒れを見込み、所要の額を計上したものでございます。

次に、24ページ、5目減価償却費6億1,937万8,308円は、前年度比2.14%の減で、有形固定資産別の内訳は備考欄のとおりでございます。

2項1目1節企業債利息9,452万2,476円は、償還計画に基づく支払利息でございます。事業ごとの内訳は備考欄のとおりでございます。

3項3目3節過年度損益修正損119万4,927円は、過年度の漏水による還付や誤納となった水道料金等の還付を損失として処理したものでございます。

10目1節その他特別損失641万円は、臨時的事象として水道管撤去工事において発生した固定資産除却損でございます。

以上で収益的収入及び支出について説明を終わらせていただき、次に、25ページをお願いいたします。

ここからは、資本的収入及び支出です。消費税及び地方消費税、今度は込みで作成しております。

初めに、資本的収入です。

1款資本的収入、当年度決算額5億54万2,375円、前年度対比1億6,430万2,421円の増となっております。

1項2目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債、当年度決算額4億5,000万円は、老朽管から耐震機能を有する管への布設替え工事等を実施するため、借入れを行ったものでございます。前年度と比較して1億8,000万円の増となっております。増額の要因は、老朽管の更新工事の増加によるものでございます。

3項1目1節県交付金800万円は、生活基盤施設耐震化等交付金として交付されたものでございます。

6項1目1節他会計補助金4,254万2,375円は、旧南河原地区簡易水道創設工事債に係る元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。

26ページをお願いいたします。

資本的支出になります。

1款資本的支出、当年度決算額10億5,515万9,682円、前年度と比べて1億9,198万7,668円の増、前年度比で22.24%の増でございます。

1項1目建設費5億6,370万1,663円は、前年度比28.76%の増となりました。

主なものは、17節委託料1,979万6,700円で、前年度比16.75%の減となりました。

26節工事請負費は5億2,778万4,400円で、前年度比32.58%、約1億3,000万円の増となりました。

主なものは、備考欄1行目の浄・配水施設工事請負費は向町浄水場5号ろ過機改修工事ほか2件、4,027万1,000円、次の配水管改良工事請負費は、配水管布設工事等合計30件、4億8,751万3,400円で、合わせて33件を実施したものでございます。

27ページをお願いいたします。

6目向町浄水場中央監視装置等更新事業費は、同更新事業に係る費用を令和3年度より科目設置し、計上したもので、合計で4,785万8,139円でございます。

主なものは、継続費となっております26節工事請負費4,000万円でございます。

2項企業債償還金4億4,256万3,286円は、備考欄のとおり各事業に係る元金償還金でございます。

以上で資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

28ページをお願いいたします。

(4) は固定資産明細書です。これは令和3年度末の償却未済額を一覧にまとめたものでございます。

29、30及び31ページをお願いいたします。

(5) 企業債明細書でございます。企業債の未償還残高の借入れ明細として、行田市上水道事業企業債分、旧南河原地区簡易水道事業企業債分に区分して表にまとめたものでございます。

以上で議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございました。

丁寧な説明を大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 07分 休憩

---

午後 1時 09分 再開

---

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第65号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。

3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 19ページで、4、雑収益の中の1点は、賃借料というのが30%は前年から比べて増になっているんですけれども、この増になったのは、ここには土地賃付料とか、庁舎賃付料とかと書いてありますけれども、どちらの項目で増えているのかということを、それが1点と、もう一点、他の雑収益の中で、その他で116万9,956円というのが記載されているんですけども、このその他というはどういう雑収益であったのか、教えていただきたいのが質疑でございます。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長 執行部、いかがですか。

加藤課長。

○水道課長 1点目の質問ですけれども、賃借料に関しましては、システム改修料が昨年度増額になりました、その分が30%増額になっております。

もう一点、次の質問ですけれども、その他雑収益で、その他という項目は何かということですけれども、こちらは福島の原発における東電の放射能の賠償金がここに当てはまります。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

吉田委員、いかがですか。

どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 システム改修料というのが200万円も増えているんですか。160万円、170万円くらいか。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 下水道を含むシステムを昨年度から一緒に計上したことにより、増額になっております。別々に計上していたんですけども、昨年度から一緒にしましたことから、増額になっております。

以上です。

○3番 吉田委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいですか。

吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 その他の項目で、先ほど原発のことと、つまり原発ですよね。これが、賠償金が、それは今年度だけだったんですか。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 每年入っています。

○3番 吉田委員 每年。

○水道課長 入っています。

○委員長 どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 每年というのは、昨年度は入っていないわけですね。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 昨年度も43万円程度入っております。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 昨年度は43万円で、今年度は116万円と、随分金額がプラスになっているんですけども、市としてはありがたい話ですけれども、何かあるんですか。そこはちょっと教えていただきたい。

○委員長 どうですか。

加藤課長。

○水道課長 後ほど調べて答弁させていただきます。

○3番 吉田委員 いいです。よろしくお願ひします。

○委員長 では、調べた後、報告してください。お願ひします。

ほかにはいかがですか。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、1点ずつ聞かせてください。

給水の収益が。

○委員長 高橋委員、ページ数を言ってもらえると助かります。

○1番 高橋委員 すみません。これは決算意見書を見ているんですけども、決算意見書の13ページ、そのほうが分かりやすいかと思って見たんで、先ほど述べてくれたところのページをひっくり返してよりか、そこを見ているほうが早いかと思ったんで。

○委員長 どうぞ。

○1番 高橋委員 いいですか。

すみません、まずそこに書いてある給水収益がプラスに転じているということですね、これは。確かに、ここに書いてある令和2年度についてはコロナの感染ということで、その理由は書いてありますけれども、これ、見ると17.26%で、前年と比較して、これだけ大きい数字が出ているわけですけれども、どうなんですか、値上げしたということでなっているわけですけれども、12%値上げしたんだと思うんですよね。これだけ収益が上がっているということは、それは超えているんですかね、12%を。これをまず教えてください。

○委員長 1つづついりますか、それとも。

○1番 高橋委員 1つづついってください。

○委員長 では、執行部、答弁願います。

加藤課長。

○水道課長 令和2年度に関しましては、水道料金の基本料金を減額したことによりまして、前年度と比較して、水道料金が18.21%の増額になっております。単純に比較はできないと考

えております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、12%値上げした中において、利益がこれだけ上がってきているということは、今後の見通しとしては、まずこれについてはいかがなんですか。本来だったら、12%上げてどうにか経費が、収益がプラスマイナスゼロというふうな感じで12%上げたのかと思ったんですけれども、これだけ利益がプラスになっているということは、給水収益が予定よりか伸びているという感じがするんですけれども、そのところはどうですか。そのところを教えてください。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

前年度決算額については、料金無料化分がありましたので、それと比べて17.26%アップということになりましたけれども、この分を他会計の補助金、これを足して比べますと、9.6%の料金改定率となっております。料金改定によって上がっておりますが、今後、向町浄水場の工事等がありますので、また物価も高騰しておりますので、今後経営がちょっと厳しくなる見込みですので、より一層経営努力をしていかなければいけないと今は感じております。

以上です、

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ、高橋委員、

○1番 高橋委員 すると、ちょっと戻りますけれども、今度は決算書の同じ13ページ、ページ数は一緒ですけれども、真ん中辺の（2）に経営指標に関する事項がありますよね。ここのことでは、真ん中辺に120.97%、健全経営の水準とされる100%を上回っているということですよね、これね。

そうすると、12%値上げした分を上回っているということでいいんですか、これは。どういうことを言っているんですか、これ。健全化の中においてはこういうふうになつていると、100%を上回っているという、これについてちょっとご説明をください。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 この経常収支ですけれども、給水収益や一般会計からの繰入金等で、その収益を維持管理費や支払利息等の費用でどの程度賄えているかというのをやりまして、それで黒字であるということで、全国平均で114.35%ですので、値上げしたことによって、

120.97%とかなり良好であるということで、ただ、今後、先ほども言ったように、物価高騰であり、また料金収入も節水されて減ってくる可能性もありますので、今後経営努力は必要ということは考えております。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、次に、同じまた意見書の中で、もう一度、申し訳ありません。

意見書の13ページにもう一度戻っていただきて、真ん中辺に不納欠損が載っていますね。現在、まちの中、または農村部を含めて、大分空き家が増えている状態ですね。1年、1年、どんどん変わってきて、要するに空き家が増えている状態の中で、この不納欠損処分ですけれども、これは空き家になって人が見つからなければ、もう収入が入らないというふうになると思うんですけれども、そこら辺は、この不納欠損処分というはどういうふうにして回収する、回収というか、した結果が不納欠損になったのか、どうなんですか。空き家になつたときはもう不納欠損で載せているんですか。

○委員長 どうですか。

加藤課長。

○水道課長 理由に関しましては、転居、住所を移動して追跡ができないことや、転出等も行方不明になっている方とかが対象になっておりまして、あとは死亡した方とか破産した方などがこれの対象になっております。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すみません、ちょっと苛酷なことを言うと、失礼ですけれども、例えば同じ空き家でも、施設へ入って空き家の方いますよね。介護施設へ入ったりして空き家になつて。そういう場合はどういうふうに処理するんですか。行田市には住んでいて、施設へ入つていて、でも空き家だと。そのときには未収は回収しているんですか。

○委員長 加藤課長、お願いします。

○水道課長 回収できない場合には、不納欠損で扱っております。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 もう一つ、その同じ意見書の13ページの下のほうにある供給単価のことが書いてありますね。供給単価、これが大変前年に比べて、回収率を含めて何か上がっているということですけれども、この辺のところはちょっともう一度詳しく、3行のところですね、

単価は、24.74円上回りということになっていますね、供給単価がということ。これ、どういうことなのか、ちょっとこれを教えていただきたいと思います。

○委員長 加藤課長、お願ひします。

○水道課長 令和2年度に関しましては、先ほどお答えしましたけれども、コロナの基本料金無料化でございまして、そちらに関しまして計算しますと、160.22円でございまして、今回、令和3年度に関しましては162.99円でございますので、差額としては2.77円となっております。先ほど言ったように、24.74円に関しましては、コロナの減免分を除いた部分で計算した値でございます。

以上です。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 決算書の13ページで、水道事業報告書ところで、大分詳細に細かい字で書いてあるんですけれども、下のほうに表とグラフが載せられていて、今年、こういうのは初めてですよね、前はなかったんですけども。

その中で、（2）の中の経営指標に関する事項で、途中から、一方というふうに文がなつていて、下から2行目ですけれども、ちょっとここはよく分からなかったんだけれども、下から2行目、「これは、未だ更新需要のピークを迎えていないこと、旧地区営簡易水道が布設した管路更新を将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。」、こういうふうに書いてあるんだけれども、2行、これちょっと意味がよく分からないんだけれども、特に、「未だ更新需要のピークを迎えていないこと」というのと、下の文章が何か全然つながっていないように読めるんだけれども、何かちょっと教えてくれる。

○委員長 いかがですか。

加藤課長。

○水道課長 更新需要のピークを迎えていないことということに関しましては、耐用年数、ダクタイルであると40年とありますけれども、経営戦略の中では更新年度ということで、新たに60年の耐用年数として考えておりまして、そのピークをまだ迎えていないということと、

この旧地区営という簡易水道に関しましては、昔地元で井戸を掘りまして、それを地区で整備してある地区がまだございまして、そちらの更新需要も今後検討していきますので、そちらについての備えでございます。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 これ、文がつながらないんだけれども、これ何か抜けているんじゃないの。「これは、未だ更新需要のピークを迎えていないこと、」というので点が打ってあって、ずっとその後どうのこうのと書いてありますけれども、例えば更新寿命のピークを迎えていないことから、何とかかんとかと。ちょっとここは、さっき課長から説明していただいたけれども、あまりよく分からないので、後でよく考えていただきたいと思うんですけどもね。それだけです。

○委員長 そうしたら、この文言について、後々のことを見て、ちょっと精査してみてください。これはお願いしておきます。

ほかにはいかがですか。

どうですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第65号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第65号 令和3年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第65号はこれを原案可決及び認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 28分 休憩

---

午後 1時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第66号について

○委員長 次に、議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、橋本課長、お願いします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたしますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

本決算は、地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については、消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表などについては、消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示がやはり一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、32ページ、33ページをお願いいたします。

1、決算書類、（1）令和3年度行田市公共下水道事業決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出ですが、この表は、消費税及び地方消費税込みで作成しております。

初めに、収入でございます。

第1款下水道事業収益の決算額は18億1,581万8,375円で、予算額に対し99.7%の収入実績でございます。

次に、支出についてですが、第1款下水道事業費用の決算額は16億3,286万9,064円で、予算額に対して95.9%の執行率でございました。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましても、消費税及び地方消費税込みで作成しております。

収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は下水道整備に伴う公共下水道事業債及び埼玉県が実施する流域下水道事業に対する負担金に充てるための流域下水道債で、第3項国庫補助金は、各種点検改修工事に係る社会資本整備総合交付金で、第4項貸付金償還金は、排水設備の改造資金貸付金の元金の償還金で、第6項負担金等は、下水道整備に伴

う受益者負担金でございます。

また、第8項の他会計出資金は、一般会計繰入金を資本金として組み入れたものでございます。

これらの収入決算額は6億6,151万8,020円で、予算額に対し93.1%の収入実績でございます。

次に、支出についてございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費は、主なものとして、汚水管渠の幹枝線工事請負費等で、第3項企業債償還金は、企業債元金の償還金、第6項貸付金は、排水設備改造資金の貸付金でございます。

これらの支出決算額は14億256万4,373円で、予算額に対し95.9%の執行率でございました。

そして、この資本的収入決算額と資本的支出決算額の差額7億4,104万6,353円につきましては、34ページ、表の下、欄外に記載いたしましたとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額3,379万651円、当年度分損益勘定留保資金5億6,369万9,039円及び当年度利益剰余金処分額1億4,355万6,663円により補てんし、収支のバランスを図っております。

次に、36ページをお願いいたします。

(2) 令和3年度行田市公共下水道事業損益計算書でございます。この計算書は、公共下水道事業の1年間の経営成績を明らかにしたものでございます。

まず、1の営業収益は、(1)下水道使用料で、(2)雨水処理負担金は、雨水処理に係る費用のうち一般会計が負担すべき経費として繰入れを行ったもの、(3)その他営業収益は、指定小売店等申請手数料やコピー代金収入などで、これらを合計して8億5,009万6,848円でございます。

その下、2営業費用は、(1)管渠及びポンプ場費、これは下水道施設の維持管理に係る費用でございます。(2)流域下水道維持管理負担金、これは汚水処理の費用、(3)業務及び普及促進費は下水道使用料の賦課徴収などに係る費用、(4)総係費は職員の人事費や事務経費など、(5)、これは固定資産に係る減価償却費で、これらを合計して14億2,395万4,235円でございます。

そして、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、マイナスの5億7,385万7,387円でございます。

次に、3営業外収益は、(1)受取利息及び配当金、これは公共下水道事業会計の預金利息、次の(2)他会計負担金及び(3)他会計補助金は、一般会計からの繰入金でございます。(4)長期前受金戻入は、これまでに交付を受けた国庫補助金などについて当年度の減

価償却費に見合う分を収益化したもので、次の（5）雑収益は行政財産貸付使用料収入で、これらを合計して8億9,715万5,331円でございます。

次に、4の営業外費用は、（1）支払利息及び企業債取扱諸費はこれまでに借入れを行った企業債に係る支払いの利子、（2）雑支出は特定収入に係る消費税及び地方消費税で、合計1億7,380万8,301円でございます。

そして、この1の営業収益と3の営業外収益から2の営業費用と4の営業外費用を差し引いた経常利益は1億4,948万9,643円となります。

次に、5の特別損失の（1）過年度損益修正損は、下水道使用料の過年度還付金で、33万983円でございます。

そして、先ほどご説明した経常利益からこの特別損失を差し引いた1億4,915万8,660円が当年度純利益となります。また、この当年度純利益と前年度繰越利益剰余金9,943万3,280円を加えたものが、最下段の当年度未処分利益剰余金2億4,859万1,940円となります。

続きまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

上段の表は、（3）令和3年度行田市公共下水道事業剰余金計算書でございます。この計算書は、上半分が前年度処理を表し、下半分が当年度処理を表したものでございます。左から、資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

まず、資本金についてですが、前年度未処分利益剰余金のうち、議会の議決をいただいた17,403万2,183円の組入れを行い、一般会計出資金として1億8,000万円の繰入れを行っており、資本金の年度末残高は56億7,032万851円となっております。

次に、剰余金のうち資本剰余金ですが、当年度の変動はなく、当年度末残高は7億6,711万7,361円となります。

次に、利益剰余金については、未処分利益剰余金について先ほどご説明したとおり、資本金に17,403万2,183円を組み入れ、当年度純利益として1億4,915万8,660円を加えて、利益剰余金合計の当年度末残高は2億4,259万1,940円となります。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は66億8,603万152円となります。

次に、下の段の表が（4）令和3年度行田市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

これは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本決算により生じた利益の処分について議会の議決をお願いするものでございます。令和3年度末までの未処分利益剰余金の額は、表の一番右上に記載した2億4,859万1,940円でございます。このうち1億4,355万6,663

円を資本的収入及び支出における、先ほどの補てん財源として資本金への組入れを行い、残りの1億503万5,277円を令和3年度の繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、39ページ、40ページをお願いいたします。

(5) 令和3年度行田市公共下水道事業貸借対照表でございます。

この表は、決算日において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

まずは、39ページ、資産の部でございますが、1固定資産は、(1)の有形固定資産と(2)無形固定資産並びに(3)投資その他の資産で、これら固定資産合計は233億9,300万133円でございます。

その下、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、こちらの(イ)営業未収金は、主に3月調定分の下水道使用料、(3)短期貸付金で、これら流動資産合計が3億1,986万3,573円となったものでございます。

一番下の資産合計は、1の固定資産と2の流動資産の合計で237億1,286万3,706円でございました。

次に、40ページ、負債の部でございますが、3の固定負債は、(1)企業債が80億2,427万6,352円、その下、4流動負債は、(1)企業債から(4)その他流動負債までで、これら流動負債合計が10億7,748万8,198円でございます。

また、その下、5繰延収益は、(1)長期前受金は、資産を形成するに当たってこれまでに交付を受けた国庫補助金、県補助金等で、次の行の長期前受金収益化累計額は、当該補助金を利用して取得した固定資産の減価償却に対応させて、その見合い分を収益化として期間配分し、戻入れを行った分の累計額のため、(1)長期前受金から長期前受金収益化累計額を控除した79億2,506万9,004円が繰延収益合計となります。

この結果、負債合計は、3固定負債から5繰延収益までの合計で170億2,683万3,554円となったものでございます。

次に、資本の部ですが、6資本金の資本金合計が56億7,032万851円、その下、7剰余金は、(1)資本剰余金が7億6,711万7,361円、(2)利益剰余金が2億4,859万1,940円となり、下から3行目、剰余金合計は10億1,570万9,301円でございました。

その下の行、資本合計は、6資本金と7剰余金を合わせた資本合計で、66億8,603万152円で、その下、負債資本合計は、先ほどご説明した負債の部とこの資本の部を合わせた237億1,286万3,706円となり、左側39ページの資産合計と同額となるものでございます。

41ページをお願いいたします。

注記は、これは会計処理の基準や財務諸表などの表示について記載したものでございます。次のページからは決算附属書類になります。

初めに、令和3年度行田市公共下水道事業報告書についてご説明いたしますので、42ページをお願いいたします。

1 概況の総括事項として、（イ）業務の状況についてですが、令和4年3月末現在の処理区域内人口は4万5,088人、行政区域内人口7万9,021人に対する普及率は57.06%で、水洗化人口は4万519人、水洗化率は89.87%でございます。また、年間汚水処理水量は711万4,720立方メートルで、そのうち下水道使用料の賦課対象となった水量である年間有収水量は477万5,883立方メートル、有収率は67.13%でございました。

次に、（ロ）建設改良状況についてですが、第10処理分区に属する藤原町地内において污水管渠整備を実施し下水道処理区域の拡大を図りました。また、行田市下水道ストックマネジメント計画に基づき、谷郷ポンプ場の耐震実施計画、管路施設調査、マンホール点検を行うとともに、マンホール蓋改修工事を実施し、下水道施設の持続的な機能確保を図りました。

次の（ハ）経理の状況については、この後、決算報告書によりご説明申し上げますので、先に進めさせていただきます。

## （2）経営指標に関する事項についてでございます。

令和3年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は109.36%で、健全経営の水準とされる100%を上回っておりますが、料金水準の妥当性を示す経費回収率は72.99%と、事業に必要な費用を料金収入で賄われている状況とされる100%に到達していない状況となっております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は11.58%、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は19.05%で、いずれも前年度と比べ、施設の老朽化は進んでおります。

43ページをお願いします。

## （3）議会議決事項は記載のとおり、3件ございました。

次の（4）行政官庁認可事項は、令和3年度に污水管渠を整備した区域について、荒川左岸北部流域下水道を使用するための承認手続でございます。

（5）下水道事業運営審議会についてでございますが、令和3年度は1回開催し、令和2年度決算、令和3年度事業執行状況についてご審議いただきました。

(6) 職員に関する事項ですが、令和3年度末現在の職員数は、前年度と比べて1人減となっており、合計で11人でございました。

(7) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項に該当事項はございませんでした。

次に、2工事の概要でございます。

(1) 建設・改良工事では、契約金額1,000万円以上の契約件数が6件で、契約金額の合計が2億7,076万6,100円、また契約金額1,000万円未満の契約件数は42件で、契約金額の合計が4,508万5,700円でございました。

44ページをお願いいたします。

次に、3業務の状況ですが、(1)業務量では、年度末処理区域内人口は4万5,088人で、前年度と比較しますと53人の減でございます。

表の下から3行目、年間汚水処理水量は711万4,720立方メートルで、前年度と比較いたしましたと51万1,653立方メートルの減となりました。

また、1つ下、年間有収水量も477万5,883立方メートルで、前年度と比較して6,057立方メートルの減でございました。

(2) 事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項については、この後、収益費用明細書及び資本的収入支出明細書によりご説明申し上げますので、次の45ページに移させていただきます。

4の会計の状況でございますが、(1)重要契約の要旨として、工事契約金額1億5,000万円以上のものはございませんでした。委託契約金額1,000万円以上は記載のとおりで、計5件となります。

(2)企業債及び一時借入金の概況でございますが、(イ)企業債は、前年度末残高が94億1,717万9,112円、令和3年度の借入高が3億4,810万円、償還高が8億7,791万9,658円で、令和3年度末残高が88億8,735万9,454円となったものでございます。

なお、(ロ)起債前借分と(ハ)一時借入金の借入れはございませんでした。

その下、(3)その他会計経理に関する重要な事項も、該当事項はございませんでした。

5の附帯事項について、(1)の排水設備改造資金貸付状況ですが、令和3年度におきましては1件、18万円の貸付けを実施しております。

46ページをお願いいたします。

6その他、(1)決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実は、該当事項はございませんでした。

(2) 他会計負担金等の使途については、消費税等の税額計算を行うに当たり必要となる賦課税収入の使途の特定を行うものでございます。

まず、収益的収入のうち、一般会計からの繰入金である（イ）雨水処理負担金、（ロ）他会計負担金及び（ハ）他会計補助金については、それぞれ記載のとおり使途を特定するものでございます。

次に、資本的収入のうち、（ニ）国庫補助金、（ホ）負担金等についても、それぞれ記載のとおり使途を特定するものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

令和3年度行田市公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

この計算書は、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示した報告書で、資金の適正な調達と運用を把握するものでございます。

この計算書の結果といたしましては、1の業務活動によるキャッシュ・フローがプラス、中段にございます2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスでありますことから、業務活動による収益で企業債残高を減少させつつ、建設改良に係る投資も実施しているものと読み取ることができます。

次に、48ページをお願いいたします。

(3) 令和3年度行田市公共下水道事業会計収益及び費用明細書のうち収入でございます。

1款下水道事業収益の当年度決算額は17億4,725万2,179円でございます。

下水道事業収益の主なものといたしましては、1項1目1節下水道使用料が5億2,291万5,389円。

次に、2目1節雨水処理負担金3億2,708万4,000円は、雨水処理に係る費用に対する一般会計の繰入金でございます。

次に、2項2目1節他会計負担金1億5,716万2,000円は、分流式下水道等に要する経費や不明水処理などに係る一般会計繰入金で、その下、3目1節他会計補助金4億575万4,000円は、企業債利息等に充当した一般会計繰入金でございます。

次に、4目1節長期前受金戻入3億3,397万5,659円は、これまでに交付を受けた国庫補助金などについて、一旦長期前受金勘定をもって整理したものを、その後の減価償却に見合う分について、期間配分により収益化したものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

支出になります。

まず、1款下水道事業費用の当年度決算額は15億9,809万3,519円でございます。

下水道事業費用の主なものといたしましては、1項営業費用、1目管渠及びポンプ場費について、17節委託料1億6,239万8,320円のうち、備考欄1行目のポンプ場汚泥処理委託料は、ポンプ場施設の円滑な運転に資するため、沈砂地に堆積した汚泥処理の委託料でございます。2行下、ポンプ場施設管理委託料は、市内の各ポンプ場やマンホールポンプ等の施設を24時間365日運転管理するための委託料でございます。その下の清掃委託料は、管路施設の機能を維持するため、管渠清掃業務の委託料でございます。その下のポンプ場機械設備保守点検業務委託料は、ポンプ場5箇所とマンホールポンプ5箇所を2つのグループに分け、ポンプ設備や電気設備などを1年おきに交互に点検整備を実施しているものでございます。

20節修繕費703万9,810円のうち、備考欄1行目のポンプ場修繕費は、緑町ポンプ場及び棚田ポンプ場等の維持管理に伴い、機械設備及び電気設備の修繕を行ったものでございます。

41節動力費1,655万411円のうち、備考欄1行目の電気料は、市内5箇所のポンプ場及びマンホールポンプ5箇所などの動力費としての電気料でございます。

2目流域下水道維持管理負担金、30節負担金2億4,578万1,238円は、桶川市にあります終末処理場の元荒川水循環センターへ、行田市から送水した汚水の処理に要した費用でございます。令和3年度は約711万立方メートルの汚水を送水し、1立方メートル当たり税込み38円の費用で処理したものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

3目業務及び普及促進費、17節委託料2,836万8,305円のうち、備考欄1行目の下水道使用料徴収委託料は、水道課へ下水道使用料の徴収委託を行ったもので、委託単価は1件当たり256円でございます。

4目総係費の19節使用料及び賃借料722万4,628円のうち、備考欄1行目の施設借上料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、水道課に借上料を支払っているものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

6目減価償却費8億9,767万4,698円は、有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。

2項営業外費用、1目1節企業債利息1億6,039万4,574円は、これまでに借入れを行った企業債の支払利息でございます。

2目2節その他雑支出1,341万3,727円は、特定収入に係る消費税及び地方消費税を費用計

上したものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出明細書のうち、収入でございます。

まず、第1款資本的収入の当年度決算額は6億6,151万8,020円でございます。

資本的収入の主なものといたしましては、1項1目1節公共下水道事業債2億5,490万円、これは、管渠整備等建設改良事業の財源に充てた企業債でございます。

その下、2節流域下水道事業債9,320万円は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金に充てた企業債でございます。

次に、3項1目1節国庫補助金1億1,518万8,000円は、汚水管渠枝線工事3件、マンホール点検577箇所及びマンホール蓋改修19箇所に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、6項1目1節受益者負担金1,748万8,420円は、下水道事業受益者負担金でございます。

次に、8項1目1節他会計出資金1億8,000万円は、企業債の元金償還金などに対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

支出になります。

1款資本的支出の当年度決算額は14億256万4,373円でございます。

資本的支出の主なものといたしましては、1項1目建設改良費、17節委託料7,716万9,600円。これは、汚水枝線工事実施設計、マンホール点検委託等でございます。

その下、26節工事請負費3億1,585万1,800円は、幹枝線工事請負費として、汚水管渠の枝線工事、取付管設置工事、マンホール蓋改修工事及び舗装復旧工事、計47件と、機器等設置工事請負費1件で、令和3年度は、総延長1,803メートルの管渠を布設し、下水道を使用することができる面積7.77ヘクタールを整備するとともに、19箇所のマンホール蓋の改修を実施したものでございます。

2目1節流域下水道建設負担金9,326万3,386円は、荒川左岸北部下水道事務所が桶川市にある元荒川水循環センターや中継ポンプ場などで実施した工事に対する荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県と流域構成5市でその費用を負担しているものでございます。

次に、3項1目建設改良企業債償還金8億7,791万9,658円は、これまでに借入れを行った企業債の元金の償還金でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

(4) 令和3年度行田市公共下水道事業固定資産明細書でございます。

これは、令和3年度末の貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

(5) 令和3年度行田市公共下水道事業企業債明細書でございます。

このページから最後の60ページまでは、貸借対照表に記載された企業債に関する内訳でございます。

以上で、議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長 どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 04分 休憩

---

午後 2時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △発言の申出

○委員長 質疑を受ける前に、先ほどの水道事業会計の関わりで、報告事項ということがあって、課長から報告をしたいということですので、発言を許します。

橋本課長。

○上下水道経営課長 先ほどの水道事業会計の19ページの明細書の中で、その他雑収益の内訳ということで、令和2年度と令和3年度で約70万円ぐらい差があるということで、先ほどの答弁で、東電からの補償金ということで説明をさせていただいたんですが、差額が大きいということでこの分をちょっと調べまして、この差額は、東電の補償金は、ほぼ、この四十何万円の中に入っている。

そのほかに、過年度損益の修正損として、過年度に水道料金とかの還付を行います。そうするとその中に消費税が含まれておりますので、消費税は還付に対して、今度は逆にこちらは税務署に納めていますので、その分は逆に返ってくる分があるということで、その分が去年、差額が返ってくるということで、これがその差額分、今回70万円増となったということに、調べましたところなっております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

吉田委員、そういうことでようございますね。

---

△議案第66号の質疑

○委員長 では、先ほどの説明を踏まえまして質疑を行いたいと思いますので、質疑のある方は举手を願います。

いかがですか。どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 決算書の説明で、35ページの中の収入で、第1款の資本的収入の第3項の国庫補助金ですけれども、交付金があります。

これはどういう関係で、金額というのはどのように出てくるんですか、毎年これぐらいの交付金というのは。この数字のところを教えてくれませんか、1億1,518万8,000円というのを。

○委員長 黒澤課長、お願いします。

○下水道課長 それでは、国庫補助金のことについて説明申し上げます。

この国庫補助金は下水道の整備事業、今、藤原町地区やっているんですが、そちらの整備事業の管渠の整備と舗装工事、あとはストックマネジメント事業をやっていまして、そちらの施設の調査の業務委託ですとかポンプ場施設の耐震診断、実施設計、マンホール点検業務、あと管路調査業務等に頂いている国庫補助金になります。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 これは、事業費の何%とか何十%という、そういう決まりがあるんですか。

○委員長 举手願います。黒澤課長。

○下水道課長 国庫補助金につきましては、50%が補助対象になります。

○1番 高橋委員 50%。

○下水道課長 50%です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 もう一つありますけれども、次のページで、36ページのほうの1の営業収益の中の（2）雨水処理負担金。

この数字の根拠はどのように決まるんですか。3億2,708万4,000円という数字の、雨水処理負担金の額の決め方はどのようになるんですか。

○委員長 執行部、いかがですか。黒澤課長。

○下水道課長 3億2,708万4,000円ですが、こちらの内訳が、46ページ、開いてもらうと分か

るんですが、委託料が9,643万円、職員給与費ほかが2億3,065万4,000円で、合計で3億2,708万4,000円になります。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 分かりました。

もう一つよろしいですか。

○委員長 はい。どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 もう一点、すみません。

42ページで、報告書の中の1の概況なんですけれども、括弧のイ、ロ、ハのイで、業務の状況についての中で、これは人口ですね。

行田市が4万5,088人、そういう中での普及率を出しているわけですけれども、本来だったら世帯数なのかと感じがするんですけども、世帯数ではないというところは何なんですか、これ、人口でやっているということは。

下水においては世帯数で引いているわけだと思うんですよね。

○委員長 どうですか。黒澤課長、お願いします。

○下水道課長 こちらのほうは、国で普及率の出し方が決まっていまして、人口で出すことになっています。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 では、もう一点、最後すみません。

同じ42ページで、(2)の経営指標に関する事項の中の4行目で、令和3年度から適正な使用料体系の検討ということで書いてあります。3年度からどのような検討を行ったのか教えてください。

○委員長 いかがですか。黒澤課長。

○下水道課長 下水道の使用料は、家庭などから排出される汚水の処理費、施設の維持管理費等の財源となるものですが、本市におきましては、使用料だけでは経費を賄うことができない状態で、一般会計から、基準外繰入金により下水道経営を維持しているところなんですが、こうした中で下水道使用料については、平成21年4月に平均17.4%の料金改定を行い、13年が経過しております。

その中で使用料の値上げにつきましては、下水道経営の健全化に向けた取組といったしまして、令和2年度に策定いたしました行田市の下水道事業経営戦略で、令和4年度までに使用

料見直しの方針を決定することとしておりまして、令和3年度からそちらに向けて検討を始めているところでございます。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 1点だけすみません、申し訳ない。

この決算の中身とは違うんですけども、下水が、本管が引かれても、なかなか本管に、住宅、家庭だと企業がつなげないというところ、普及率ですよね。せっかく本管が、本下水が道路に埋設されても、そこになかなか家庭、または企業がつないでくれないという中で、大変負担が大きいということが毎回言われていたんですね。

そうときに市のほうが、水道にはいろんな布設に対して補助金があるんですけども、下水には貸付制度はあるけれども補助制度とか助成金はないですね。そこら辺は、何か今後改良することは、改善はあるのかどうか、お聞かせください。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、施設、公共下水道につなぐときの貸付金は行田市にはあるんですが、補助金等は出していません。

その辺も今後、検討課題としていきたいと思っております。

以上です。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかには、いかがですか。

4番 吉野委員。

○4番 吉野委員 高橋委員のちょっと関連みたいになるんですけども、下水のほうの課題というのは、接続してくれない世帯というか、それが結構多いと聞いているんだけれども、この決算の中には具体的な数字が出ないですけれども、前年度の3月末でどのくらいあるんですかね。

具体的な数字として、ことごとことごとことこの世帯は、管を埋めて、カウントできると思うんですけども、この世帯、この世帯、この世帯って、具体的にどのくらいあるんですか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 約になるんですが、約2,000世帯が未接続となっております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 2,000というと、かなりの量かなって私は感じるんだけれども、今、接続されている数、それから世帯に比べるとどのくらいなんですかね。ちょっと私、想像つかないんだけれども。パーセンテージで言うと、ざっくりでいいですけれども。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 約11%になります。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 52ページの資本的収入及び支出の中の、53ページの支出の関係なんですけれども、26節工事請負費、幹枝線工事請負費47件の工事請負費が計上されていて、1,803メートルというお話を先ほどご説明を受けましたけれども、これはあくまでも新規の幹線ということでおよろしいでしょうか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 そのとおりでございます。

○委員長 どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

それで、管路が、非常にもう耐用年数を過ぎて、その更新も始まっているということで、同時に更新もやっていると思うんですけども、更新は今ちょっと見方として、どこの費用を見ればよろしいんでしょうか。

○委員長 どうですか、黒澤課長。

○下水道課長 管の更新作業自体は行っていないですが、マンホールの蓋の改修とかはストックマネジメント事業で行っておりまして、あとほかに、谷郷ポンプ場ですとかの施設の診断とか、それに伴った実施設計等を行っているところでございます。

以上です。

○委員長 どうですか、木村委員。

○2番 木村委員 管路で古いやつは、昭和40年代にもう布設していると思うんですけども、ヒューム管ですよね。

ですから、耐用年数はとっくに過ぎてしまっているところもかなりあると思うんですけども、管路が、いわゆる漏水をしているという部分で、漏水調査とともにやっていると思うんですけども、かなりもうひび割れしているとか、いわゆる漏れてしまっているような管路の更新はやっていないと、今お話だったんで、そちらの計画というのはないんでしょうか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 現在、まず管路の調査自体を行っておりまして、現在、令和元年から1万1,576メートルの調査を行いました。

その全ての管路調査が一回り終わった後、具体的に修繕計画とか管更生とかいろいろあると思うんですが、そちらのほうの計画を立てていく予定でございます。

以上です。

○委員長 木村委員。

○2番 木村委員 そうすると、調査が終わらないと、もう既に非常に直さなくてはいけないという時期に来ている、または直さなくてはいけない状態にあるにもかかわらず、何年かそれをそのままにしておいて、状態が当然悪化するというのもありますけれども、そういう状況になっているということでしょうか。

また、調査はいつ終わるという予定なんでしょうか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 今、調査とかやっているんですけども、修繕等につきましては、マンホールの蓋と、マンホール内のそういう劣化した箇所とかの修繕は行っております。

ただ、管路自体の修繕は、ちょっとまだ、ストックマネジメント計画が5年ごとに作成することになっていますので、令和6年に今の計画が終わりますので、その後の5年の計画の中で、修繕等の実施も検討していきたいと考えております。

調査自体も、すみません。すぐ今、何年に終わると言えるような資料は今持っております。

以上です。

○委員長 どうですか、よろしいですか。

ほかにはいかがですか。3番 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 45ページのことについて、附帯事項についてお尋ねしますけれども、排水設備改造資金というのは、先ほど補助金はないけれども、貸付資金というのはあると思うんですけども、それは幾らぐらいと、あと、この金額が令和2年度は30万円、令和3年度は

18万円、資金を貸してありますけれども、この返済期間を教えていただけますか、まずは。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 返済に関しましては、最大で50万円上限額ありますので、それで、返済が月1万円ずつで、最長50回での返済になります。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 そうしますと、今まで貸付けしてあるのは、令和2年度で1件、令和3年度で1件で、今、資金を貸しているのは2件だけですか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 今、貸付けしているのは6件ございます。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 今、6件というのを聞いたんですけれども、6件だったら6件。要するに貸付状況は6件というんだったら6件を記載したほうがいいと思うんだけれども。

それと、この比較はゼロ件、または金額がマイナス20万円。この書き方自体がちょっとおかしいんじゃないかと。比較の欄というのは書かなくてもいいのではないかねと、私は思うんですが、見方として。

6件であれば6件を、まだ返済が終わっていないんだから、6件分の、令和元年には幾らとか、何件とかって金額を書いたほうが、私は見やすいと思うんだけれども、どんなもんでしょうかね。そこら辺、説明してくれる。

○委員長 黒澤課長、説明願います。

○下水道課長 こちらの表には、貸付けの、令和3年度と2年度の状況を載せさせていただいております。

○委員長 どうぞ、黒澤課長。

○下水道課長 こちらの45ページには、その年度に新たに貸した方の件数が載せてあります、ちょっと分かりづらいと思うんですが、令和2年度も1件です。令和3年度が1件で、比較してゼロ件で、3年度は18万円で、2年度が30万円でしたので、その差額でマイナスの12万円という表記になっております。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 計算すればそういう数字なるかもしれませんけれども、貸付けてあるんですから、12万円って、マイナスということはないと思うんです。

これは、貸してあるんだから48万円という形で、比較、合計件数が2件なら2件と書いて  
くれば分かるんですけども。これはどうですか、6件って書いたら6件。

○委員長 答弁願います。橋本課長。

○上下水道経営課長 補足なんですが、下水事業決算附表のほうをご覧になっていただければ、  
附表の14、15ページに貸付金の現在状況として、現在の貸付高から今年度の増減額で、現在  
幾らあるというのを表で載せてございますので、こちらもちょっと参考して見ていただけれ  
ばと思います。

以上です。

○委員長 どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 だから、私が言うのは、その参考にはさせてもらうけれども、45ページに  
記載する方法としても、比較というのが、数字 자체がおかしいんではないかと。

これは検討してもらえばと思うんですけども、いかがですか。

○委員長 黒澤課長。

○下水道課長 もっと分かりやすくするようにしてまいります。

以上でございます。

○3番 吉田委員 お願いします。

○委員長 以後の対応ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

黒澤課長。

○下水道課長 先ほど、ストックマネジメント計画なんですが、令和6年度までと言ったんで  
すが、すみません、令和5年度の間違いです。訂正させてください、よろしくお願ひします。

○委員長 今、一つ、経営戦略も、令和2年に作成したって言っていましたけれども、令和3  
年ではないですか、経営戦略。

どうぞ、黒澤課長。

○下水道課長 令和3年3月なので令和2年度ですね、令和2年度の作成。

○委員長 令和2年度ということですね。

○下水道課長 はい、そうです。

○委員長 分かりました。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第66号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は举手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第66号 令和3年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定するに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者举手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第66号はこれを原案可決及び認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 38分 休憩

---

午後 2時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第56号について

○委員長 次に、議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、斎藤課長。お願いします。

○建築開発課長 建築開発課長でございます。

それでは、議案第56号について、細部説明を申し上げます。

議案書の60ページをお開き願います。

議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例でございまして、施行日の違いから三条立てとなっております。

改正の主な概要を申し上げますと、令和3年5月28日に交付された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅の認定制度において

て、現在実施している住宅の新築または増改築を行うときの認定制度に加え、良質な既存住宅については、建築行為のときでなくても、事後に認定を受けられる制度が新たに創設され、令和4年10月1日から施行されることから、新たに建築を伴わない場合の認定申請に係る審査手数料を追加するものでございます。

このほか、地方税法等の一部を改正する法律、所得税法の一部を改正する法律、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律など、様々な法律の施行に伴う所要の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の12ページの第1条の規定による行田市手数料条例の一部改正新旧対照表をお願いいたします。

今回改正いたしますのは、別表第1でございます。

他の部署が所管する部分ではございますが、租税及び公課に関する事務につきましては、令和4年4月1日に施行された地方税法等の一部を改正する法律により、固定資産課税台帳及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明の住所の記載について、総務省令で定めている措置を講じるもの交付することができるよう改正が行われたことから、13ページの地方税法の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付及び地方税法の規定に基づく固定資産課税台帳、または名寄帳の閲覧の各項目について、それぞれ所要の整備を行うものでございます。

なお、12ページの地方税法の規定に基づく納税証明書の交付につきましては、用語の整理を行うものでございます。

次に、14ページの第2条の規定による行田市手数料条例の一部改正新旧対照表をお願いいたします。

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地造成認定申請に対する審査につきましては、令和4年4月1日に施行された所得税法等の一部を改正する法律により、租税特別措置法における連結法人による認定申請に係る規定が削除されたため、当該認定申請を規定した「第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」の条文を削除するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅認定申請に対する審査につきましても、同様に、「第68条の69第3項第6号イ若しくは第7号ロ」の条文を削除するものでございます。

次に、上から 2 項目の建築基準法の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請に対する審査及び第 3 項の建築基準法の規定に基づく用途を変更して興行場等とした建築物の使用に係る許可申請に対する審査につきまして、令和 4 年 5 月 31 日に施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、建築基準法における応急仮設建築物の存続期間延長を可能とする見直しが行われ、これによる項ずれにより、改正前の「建築基準法第 85 条第 5 項」を「建築基準法第 85 条第 6 項」に、「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改正するものでございます。

次に、16 ページをお願いいたします。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築計画の認定申請に対する審査につきまして、新たに、長期優良住宅維持保全計画の認定審査に係る手数料額を定め、改正前一番左の列の「第 5 条第 1 項から第 5 項まで」を「第 5 条第 1 項から第 7 項まで」に、「長期優良住宅建築計画」を「長期優良住宅建築計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、左から 4 列目の「増築又は改築の場合」を「増築若しくは改築又は建築を伴わない場合」に、それぞれ改正するものでございます。

次に、18 ページをお願いいたします。

上から 2 項目の長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築計画の変更認定の申請に対する審査につきましても、同様に改正するものでございます。

次に、20 ページをお願いいたします。

上から 2 項目の都市計画法施行規則の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付につきまして、畜産業における省力化機械の導入等を推進する目的で、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築ができる措置が講じられた畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、都市計画法施行規則第 60 条において、その計画が都市計画法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付が第 2 項として新設されたため、都市計画法施行規則第 60 条を、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項に改正するものでございます。

次に、21 ページの 3 条の規定による行田市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表をお願いいたします。

長期優良住宅等計画の認定等申請において、令和 4 年 2 月 19 日以前に、民間の審査機関において技術的審査を行い、長期優良住宅の認定基準に適合していることを示す適合証が、当分の間その効力を有するとした経過措置として規定した令和 4 年 2 月 20 日施行の行田市手数

料条例の一部を改正する条例の附則第3項を削除するものでございます。

戻りまして、69ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例中第1条の規定の公布日から、第2条の規定は令和4年10月1日から、第3条の規定は令和5年2月20日から施行するものでございます。

以上で、議案第56号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

---

#### △議案第56号の質疑

○委員長 説明は終わりましたので、次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、お聞かせください。

まず、60ページの理由の中に、長期優良住宅の事後的な認定に係るとありますけれども、それと先ほど説明の中に、建築に伴わないものというようなご説明もあったかと思うんですけれども、そこら辺のところを、具体的に何をどうすることで市民の方が、これを何かメリットが出てくるということが、何かもうちょっと教えていただければと思うんですけれども。

以上です、その点。

○委員長 どうですか、斎藤課長。

○建築開発課長 長期優良住宅の関係のご質問かとは思うんですけども、こちらにつきましては、そもそも長期優良住宅というのは、平成21年から長期優良住宅の認定制度というのが始まりました。

それで、その間、平成28年4月から増築を対象とした認定が開始されて、令和4年10月から、いわゆる建築行為がない既存住宅を対象とした認定制度というものが開始されます。

実質的に、既存住宅の長期優良住宅の認定につきましては、あまり今のところ、既存住宅を改修して、長期優良住宅に認定してくれという、したいとかというご相談はないですねけれども、いわゆる中古住宅を、国の制度として、中古住宅の市場を広げるための措置として、いわゆる既存住宅も、ある一定の長期的に存続させるための認定を取れるという措置になりまして、そのために当然いろいろ認定するための基準というのが幾つかございますけれども、こういった基準をクリアするためにある程度手を入れる必要等がございますので、実質的に

はそこまで改修をして、古い既存の住宅というものを認定しようということは、今のところ、あまり考えられないところが現状でございます。

新築の場合においての認定というものが大半ではございますけれども、既存の住宅でも、先ほど言った理由により、新たに認定制度を受けられるようになったというところの改正内容でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第56号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は举手を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第56号 行田市手数料条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者举手]

○委員長 举手全員と認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決するに決しました。

斎藤課長。

○建築開発課長 一部、先ほどのご説明のほうのちょっと訂正させていただきたいと思います。

先ほど、優良住宅認定申請に係る審査の部分で、本来、第68条の69というところを第86条の69と申し上げてしまいました。大変失礼します、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長 そのとおりです。私もそのように聞きました。

そのように訂正をしていただきたいと思います。

ということで、暫時休憩いたします。

午後 3時 01分 休憩

---

午後 3時 03分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第53号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、都市計画課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

都市計画課、寺田課長。お願いします。

○都市計画課長 都市計画課の寺田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、都市計画課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費19万2,000円の増額補正でございます。

右のページ、説明欄をお願いいたします。◎都市計画課関係経費、10節ガス料19万2,000円は、都市整備部と建設部の事務室として使用している行田地方庁舎2階、3階分における空調設備に係る本市負担分ガス料について不足が見込まれることから増額措置をするものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

4目公園費1,217万5,000円の増額補正でございます。

右のページ、説明欄をお願いいたします。◎公園維持管理費、10節電気料270万5,000円は、市内37箇所の公園における管理事務所や園内灯などに係る電気料に不足が見込まれることから増額措置をするものでございます。

12節総合公園等指定管理料295万3,000円は、総合公園及び富士見公園の管理事務所や園内灯などの電気料に係る不足分として、同じく、12節古代蓮の里指定管理料651万7,000円は、古代蓮の里の会館や売店及び園内灯などの電気料に係る不足分として、指定管理料を増額措置するものでございます。

以上で、歳出に係る説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源におきまして措置させていただくものでございます。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）都市計画課所管分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 指定管理料の関係なんですけれども、これはたしか、多分というか、契約書の中に、予期せぬ経済変動とか物価変動の場合には、双方協議で改定なり、追加なりするという項目があるのではないかと思うんですけれども、具体的にはあれですかね、どういうふうになっているんですかね、お願いします。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

指定管理料基本協定書の第31条におきまして、不可抗力の発生に起因して指定管理者に増額費用が発生した場合、その費用については市が負担するものとしております。

今般の燃料価格の高騰による電気料の大幅な価格上昇が発生したことにつきましては、指定管理料の増額に妥当性があるというところで、措置をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 具体的に言うと、この数字を出すときに元の数字があって、何%か増額しますという、そういう計算になるのかと思うんですけれども、物価変動というか不可抗力というか、それはどういうふうに計算しているんですかね、お願いします。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

指定管理料のうちの電気料相当分についてでございますけれども、4月から6月までの電気料の実績や、あとはコロナ前の令和元年度の電気使用量などを元にしまして、今後も上昇が見込まれる燃料費調整額なども含めて積算をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 前の予算のほうを見ればいいんでしょうけれども、具体的にいうと何%ぐらいアップさせているんですか。

○委員長 寺田課長。

○都市計画課長 お答えいたします。

今年度の当初予算比で申し上げます。指定管理料の部分でよろしいでしょうか。

総合公園等指定管理料の部分ですと、元の当初予算から比べますと61%増でございます。

古代蓮の里指定管理料につきましては、当初予算から比べますと66%の増でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。どうですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 3時 10分 休憩

---

午後 3時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様には、市民生活部の所管事業の推進に対し、日頃より、格別なるご理解とご支援を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、9月も半ばとなり、ようやく秋の気配を感じる今日この頃でございますけれども、気になるのが、日本の南の海上に昨日発生いたしました台風14号の動きでございます。今後、日本列島に、さらには関東地方にどのような影響を及ぼすか、目が離せない状況でございま

す。

災害対策、危機管理を所管しております市民生活部におきましては、市民の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、万全な体制を整え対応してまいりたいと考えております。

本日は、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、市民生活部が所管する部分について及び議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご審議を賜りたいと存じます。

説明につきましては、所管する所属長から申し上げますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第53号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

順次お願ひします。

初めに、南河原支所、今井支所長。お願ひします。

○南河原支所長 南河原支所の今井です。よろしくお願ひいたします。

失礼ですが、着座にてご説明のほうさせていただきます。

それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）につきまして、南河原支所が所管する部分をご説明申し上げます。

初めに、今回、市民生活部において計上しております電気料及びガス料につきましては、国際情勢の影響などによる液化天然ガスや石油などのエネルギー価格の上昇に伴う電気料金やガス料金の高騰によりまして、不足が見込まれるものにつきまして不足見込額を措置しているものでございます。

それでは、31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項8目支所費のうち、32ページ、説明欄の10節電気料は、南河原支所における電気料について不足が見込まれることから、不足見込額を措置したものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、交通対策課、風間課長。お願いします。

○交通対策課長 交通対策課の風間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第53号のうち交通対策課所管部分について説明申し上げます。

同じく、議案書の31ページをお願いいたします。

2款1項10目交通対策費は332万3,000円の増額補正でございます。

右ページ説明欄の②交通安全対策費、10節電気料は、電気料金の高騰に伴い、道路照明等の電気料を追加措置するものでございます。

以上で議案第53号、交通対策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、地域活動推進課、酒井課長。お願いします。

○地域活動推進課長 地域活動推進課、酒井です。

申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第53号のうち、地域活動推進課所管部分についてご説明いたします。

同じく、議案書の31ページをお願いいたします。

2款1項14目コミュニティ費、詳細につきましては、右ページの説明欄の②コミュニティセンター管理運営費でございますが、先ほどから他課からの説明もございますとおり、電気料金が高騰しており、コミュニティセンターみずしろ及びみずしろ分館としても、同経費について不足が見込まれることから、所要額について計上したものでございます。

以上、議案第53号の地域活動推進課部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、男女共同参画推進センター、堀口所長。お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センターの堀口でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

では、男女共同参画推進センター所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

2款1項16目男女共同参画推進費でございますが、右ページ説明欄の②男女共同参画推進

センター管理運営費の10節電気料、ガス料は、電気料金、ガス料金の高騰に伴い不足見込額を措置するものでございます。

以上、男女共同参画推進センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長 次に、市民課、議員課長。お願ひします。

○市民課長 市民課の議員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第53号のうち、市民課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、同じく議案書の31ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、主に、マイナンバーカードの取得促進を図るため所要の経費を措置するものでございます。

右ページの説明欄、10節消耗品費は、マイナンバーカードの出張申請サポートで使用するタブレット端末に係るもので、液晶保護フィルム、端末保護ケース及び収納バックを購入するものでございます。

その下の印刷製本費は、マイナンバーカードの出張申請サポートの際に、申請書を複写するための用紙を購入するものでございます。

11節郵便料は、マイナンバーカードの申請の増加により、本人限定受取郵便に不足が見込まれるため措置するものでございます。

12節OAシステム改修委託料は、デジタル手続法の改正による住民基本台帳法等の改正に伴い、国外転出者のマイナンバーカードの利用実現を図るため、戸籍の附票ネットワークシステムの構築に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバーのメモリを増設するものでございます。

その下、申請支援業務委託料は、自治会を対象として実施するマイナンバーカードの出張申請サポート業務を委託するものでございます。

13節OA機器借上料は、出張申請サポートで使用するタブレット端末用のWi-Fiルータの賃借料でございます。

17節庁用器具費は、出張申請サポートで使用するタブレット端末6台を購入するものでございます。

35ページをお願いいたします。

1項5目斎場費でございますが、電気料金等の高騰に伴い、所要の経費を措置するものでございます。

右ページの説明欄、12節指定管理料は、斎場の電気料及び燃料費に不足が見込まれることから追加措置するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、23ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金でございますが、右ページの説明欄、個人番号カード交付事務費補助金は、歳出に計上いたしましたマイナンバーカードの出張申請サポート等に係る消耗品費、印刷製本費、郵便料、申請支援業務委託料、OA機器借上料及び庁用器具費の全額を見込むものでございます。

以上で、議案第53号について、市民課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、危機管理課の岡村危機管理監。お願いします。

○危機管理課長事務取扱 危機管理課の岡村です。よろしくお願いいいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第53号の危機管理課所管分につきまして細部説明を申し上げます。

予算書の45ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費は、防災行政無線や防災資機材倉庫に係る電気料を追加措置するものであります。現在の料金プランは、各子局に接続されている機器の消費電力に応じた定額でありますが、今後増加するであろう見込額を、各月の前年同月比、もしくは、前月比を元に算定したものでございます。

以上で、危機管理課所管分の細部説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、32ページにおける戸籍住民基本台帳費について聞かせてください

い。

その中の12節の中で申請支援業務委託料というのがございます。これについて2点ほど聞かせてほしいんですけれども、まず、どこへ委託しているのか、それから、その委託先の場所というのはどういうところでこの事業を行うのか、この2点ご説明をお願いいたします。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答えいたします。

まず委託先でございますが、本予算案が議決いただいた後に、入札によって業者をこれから決める予定でございます。

2点目の委託場所でございますが、60箇所を予定しております。60箇所の選定につきましては、自治会連合会にご協力をいただきまして、各地区の人口数に基づき、地区ごとに出張する集会所の数を案分して算出いたしまして、算出した数に応じて、実際に出張する集会所を各地区連合会長と協議の上、選定する予定でございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 ちょっと私、勘違いしていたんだと思うんだけども、マイナンバーカードの手続をするためにこの業務委託をするということではないですか。

今、具体的に言うと、玄関のところでやっていますね。あれは違うのかどうか分かりませんけれども、あそこへいつも朝来ると人がいっぱいいるんですけども、そういうことをこれは言っているわけではないのかどうか、確認させてください。

○委員長 磯貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

今回委託するものにつきましては、委員がおっしゃった玄関でやっているのは情報政策課のほうで、マイナポイントの申請のほうのお手伝いしております。

○1番 高橋委員 ポイントだけ。

○市民課長 はい。こちら、補正で上げさせていただいたのはマイナンバーカードの申請のサポートでございまして、写真の撮影をいたしまして、それを申請書に貼ったものをこちらで郵送するといった申請のサポートをするものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 また、すみません、違っていたら申し訳ない。

先日、市内のカインズのほうで見たし、ドコモショップで、何かこういうマイナンバーカードのポイントのお手伝いしますよということが、大きなポスターが貼ってあったんですけども、そういうところとは違うんですね、これは、すみません。

○委員長 答弁、議員課長。

○市民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 高橋委員の関連でなんですけれども、大分、下のところは、1階のところは、ポイント申請でおいでになっているんだと思うんだけれども、カード自体はあれですか、伸びというか、増加傾向にあるんだと思うんだけれども、結構伸びているんですかね。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答えいたします。

本年9月1日現在の当市のマイナンバーカードの普及率でございますが、現在39.8%となっておりまして、前月と比べますと2.1ポイントの伸びとなっております。

以上でございます。

○委員長 どうですか、再質疑ありますか。吉野委員。

○4番 吉野委員 出張サービスされていて、うちの地区のも終わったんですけれども、結構あれですか、公民館が主だと思うんですけれども、結構おいでになっているんですかね。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

7月下旬から8月中旬まで、各地域公民館16館と中央公民館、それとカインズ行田店に出張申請サポートを行ったところでございますが、全部で509名の方の利用があったところでございます。

以上でございます。

○委員長 どうでしょうか、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 この議案とはちょっと関係ないというか、後で出てくるのかもしれないですが、酒井課長のところの防犯灯あるんですけれども、あの分というのはかなり上がっているんですけれども、今回、9月は補正でないけれども、12月とか3月とか、もうちょっと後ずれした格好で出す予定なんですかね、ちょっと確認だけ。

○委員長 酒井課長のところでよろしいですか、聞くの。

酒井課長。

○地域活動推進課長 ご質問にお答えいたします。

防犯灯電気料につきましては、6月補正のほうで予算で上げさせていただいて、ご承認いただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 それは失礼しました。

○委員長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 3時 31分 休憩

---

午後 3時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第62号について

○委員長 次に、議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、風間課長。お願いします。

○交通対策課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告について説明いたしますので、令和3年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の72ページをお願いいたします。

交通災害共済事業は、交通事故により災害を受けた方やその遺族の方に対し見舞金を支給

することにより、生活の安定を図るもので、令和3年度につきましては、死亡見舞金及び後遺障害見舞金ともに支出はございませんでした。医療見舞金は、行田市交通災害共済条例第11条によるものが123件、497万9,000円、第13条第2項によるものが33件、56万4,000円でございます。第13条第2項によるものとは、交通事故に関する公の証明を添付できず、自認書等で請求した場合の見舞金でございます。

続きまして、令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算事項別明細書について説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたしますので、歳入歳出決算書の267ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。予算現額410万3,000円に対しまして、支出済額335万814円で、執行率は81.67%でございます。

主なものを申し上げますと、右ページ備考欄、1節会計年度任用職員報酬、4節労災保険料及び社会保険料並びに8節費用弁償は、交通災害共済の掛金集金業務や窓口業務に当たる会計年度任用職員の人事費でございます。

7節報償金は、自治会との協定に基づき、共済会費の取りまとめに対する報償金を加入者1人当たり50円、3万242人分支払ったものでございます。

10節印刷製本費は、加入申込書兼会員証や会費の取りまとめを自治会にお願いする際の封筒などを作成したものでございます。

次に、2款1項1目事業費は、予算現額2,399万1,000円に対しまして、支出済額554万3,000円で、執行率は23.10%でございます。

右ページ備考欄、18節共済見舞金は、先ほど主要施策の成果報告で説明申し上げましたおり、交通事故に遭った会員に支払った見舞金で、前年度と比較し548万5,000円の減額でございます。主な理由といたしまして、人身事故の減少によるものと考えられます。

次に、3款1項1目交通災害共済基金費は、交通災害共済基金の運用利子の基金への積立てで、前年度と比較し1万3,000円の増額となっております。

ここで、基金の年度末現在の残高について説明いたしますので、303ページをお願いいたします。

上から4番目、交通災害共済基金でございます。前年度末現在高に令和3年度中の積立金5万3,000円を加え、令和3年度末現在高は4,420万2,455円でございます。

戻りまして、267ページをお願いいたします。

歳出合計は、一番下の欄に記載のとおり、予算現額2,844万7,000円に対しまして、支出済額894万6,814円で、執行率は31.45%でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして265ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入、右ページ備考欄、交通災害共済会費収入は、交通災害共済の3万4,483人分の掛金収入でございます。

2款1項1目負担金、右ページ備考欄、生活保護者交通災害共済会費は、一般会計から支出される生活保護受給者750人分の交通災害共済会費でございます。

3款1項1目利子及び配当金、右ページ備考欄、交通災害共済基金利子は、基金の運用利子でございます。

4款1項1目繰越金、右ページ備考欄、前年度繰越金は、前年度の繰越金で、前年度と比較し498万8,479円の増額となっております。これも、年々、人身事故が減少していることが原因であると考えられるところでございます。

5款1項1目市預金利子、右ページ備考欄、歳計現金預金利子は、共済会費に対する預金利子でございます。

その下の2項1目雑入、右ページ備考欄、雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員に関わる雇用保険料の被保険者負担金でございます。

歳入合計は、一番下の欄に記載のとおり、予算現額2,844万7,000円に対しまして、収入済額4,229万9,562円でございます。

以上をもちまして、令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第62号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、ちょっと聞かせてください。

まず1つは、繰越金が収入済額で2,462万3,094円であって、そうすると、先ほど説明があった基金のほうが全部で4,420万2,455円ということは、繰越金とこれを入れると、足してい

くと6,800万円近くの金が手元現金に残っているということで、まずよろしいのかどうか。

○委員長 答弁願います。風間課長。

○交通対策課長 基金と繰越金、委員の見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、歳入のほうの交通災害共済会費収入が1,724万500円と収入がなっておりまして、支出のほうを見ると事業費のほうで、要するに見舞金が554万3,000円です。

3分の1になっているわけすけれども、そうしたときに、これだけ繰越金が増えていくということであるならば、歳出のほうの一般管理費、その中の報償費が151万2,100円のっています。これは、増額するということは、今まで検討していたことがあるんですか、これ。

○委員長 風間課長。お願いします。

○交通対策課長 お答えいたします。

繰越金の増大、これに関する考え方なんですが、以前から、委員、先ほどご指摘のとおり、ご指摘をいろいろと頂戴しているところなんですが、その都度、会員への還元方法ですとか検討してきたということで答えてまいりました。

この制度自体は、やはり自治会の協力なくして成り立たないと言っても過言ではないと考えております。繰越金の還元策の一つといたしましては、この自治会への共済会費の取りまとめに対する報償金を見直すということも考えられます。

令和2年4月に、1件当たり、それまで35円だったものを50円に増額したところでございます。今後も、会員数や請求の件数も見極めながら、報償金の増額については検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 共済制度というのは、その年度、年度で、やはりあまり余剰金が出た場合には、ある程度その年に払い戻しを増やしていくという、そういうことも、これは年度、年度である程度検討すべきとは思うんですけども、そういう改正に関しては毎年聞くという、そういうことも視野に入っているんですか、お願いします。

○委員長 風間課長。お願いします。

○交通対策課長 まず、基金の残と繰越金が増加傾向にあるということについてなんですが、

基金につきましては、やはりこの制度の安定性を担保するものでございますので、引き続き一定の額は必要であると考えております。

ただし、先ほどからご指摘いただいているように、繰越金も毎年増えている状況になりますので、会員の方への還元策というのは、今年度、来年度、近々、検討をしていかなくてはいけないと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。どうぞ、3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 72ページで、後遺障害見舞金、第10条該当、括弧で。

ここに70万円と60万円という2項目の区別がしてあるんですけども、この70万円、60万円で、第10条該当というのは同じだと思うんだけれども、どうして数字が違うんですか、見舞金が、そこを教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

後遺障害見舞金ですが、交通事故の受傷を原因として、2年以内に身体障害者福祉法の施行規則の規定による障害の認定を受けて、その程度が身体障害者手帳の2級以上に該当する場合が70万円、5級以上3級以下に該当する場合が60万円となってございます。

以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。どうぞ、吉田委員。

○3番 吉田委員 私の希望だけど、後遺障害見舞金というのは、一応、差別、2級や3級や5級としないで、1箇所で70万円なら70万円にしてもらえばいいのかと。

2級ですよ、3級です。3級なら60万円ですよ、2級なら70万円になりますよという。そういうお見舞金だから、一括でもいいのかと私は思うんですが、そこら辺、検討していただきたいと思います。

あと、その下の、もう一点いいですか、委員長。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○3番 吉田委員 医療見舞金で1号から8号該当というのがありますよね。

これも、どういう段階でこれだけ分けているんですか。

○委員長 答弁願います。風間課長。

○交通対策課長 これは、医療を受けた実日数、治療日数に応じて区分されてございまして、

上から180日以上、150日以上180日未満、120日以上150日未満、90日以上120日未満、60日以上90日未満、30日以上60日未満、7日以上30日未満、7日未満というような形で、1号から8号まで分かれてございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○3番 吉田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにはいかがですか。どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 確認で、すみません。

今の高齢者の方、または体の不自由な方が電動で歩道を使っていますよね。電動、何てい  
うかな、そういうものが、歩行を。

そういう場合、交通災害に当たるまるというのは、どういうふうなときにこれは、当た  
まらないのか、これについては。

例えば、自転車と接触する、もちろん車は当たり前ですけれども、何かこういうふうな事  
例か何かあるんですか、できないのかどうか含めて。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 この制度の交通事故の対象が、道路上における車両の交通による衝突、接触、  
転落等の事故。歩行中に道路上で発生した運行中の車両との衝突、接触事故。

その車両の定義なんですが、自転車の定義の中に、人が運転する二輪車以上の車というの  
がありまして、身体障害者用の車椅子や歩行補助車両等及び小児用の車以外のものという規  
定がございまして、いわゆるシニアカーと言われるようなものは車両には該当しないとい  
うことになりますので、交通事故の対象にはなりません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかには、いかがですか。

○委員長 課長、どうぞ。

○交通対策課長 すみません。

今、高橋委員のご質問の中に、繰越金と基金の合計額のお話がございました。

令和3年度から令和4年度に繰越金として参入される額が、令和3年度の決算から3,335万  
2,748円、これが今年度への繰越金となってございます。それとプラス、決算残高4,420万  
2,455円という形になってございます。

ちょっと適切な表現で説明できませんで、申し訳ございませんでした。

○委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第62号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第62号 令和3年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第62号はこれを認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 55分 休憩

---

午後 3時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行いますので、まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃より、環境経済部の事業に対しまして格別なるご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、補正予算に関する説明をさせていただきたいと存じます。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第53号について

○委員長 総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

順次説明を求みたいと思います。

初めに、環境課、近藤課長。お願いします。

○環境課長 それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）の環境課所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、議案書の35ページをお願いいたします。

4款2項清掃費でございますが、電気料金の高騰に伴い、環境課所管3施設の電気料の不足が見込まれるため追加措置するものでございます。

内訳といたしましては、1目清掃総務費の右側◎清掃事業管理費において、環境課事務所の電気料、2目塵芥処理費の右側◎粗大ごみ処理施設管理費において、粗大ごみ処理場の電気料、3目し尿処理費の右側◎し尿処理施設管理費において、環境センターの電気料をそれぞれ追加するものでございます。

なお、歳入につきましては、前年度繰越金を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、農政課、間宮課長。お願いします。

○農政課長 農政課でございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第53号の所管部分につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、37ページをお願いいたします。

初めに、6款1項農業費、3目の農業振興費の追加補正でございます。

右側、38ページの説明欄をお願いいたします。◎農業振興費の18節の1行目、農業経営者等育成支援事業補助金でございますが、これは、地域農業の将来を担う中心経営体が、地域

が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械、施設等の導入について支援するものでございます。

補助金の名称は、農地利用効率化等支援交付金でありまして、今回の補助は、融資主体支援タイプの通常タイプと先進的農業経営確立支援タイプに分かれております。

初めに、通常タイプにつきましては、補助率は事業に要する経費の10分の3以内で、上限額は300万円となっております。対象者は、市内1事業者で、5条刈りのコンバイン1台を導入することに補助するもので、こちらの補助額は300万円でございます。当事業者が、国事業である農地利用効率化等支援事業を要望し、採択を受けたことから補正で対応するものでございます。

次に、先進的農業経営確立支援タイプにつきましては、こちらも、補助率は事業に要する経費の10分の3以内で、上限額は1,500万円となっております。対象者は、市内1事業者で、130馬力のトラクターなど農業用機械4台を導入することについて補助するもので、補助額は861万7,000円でございます。こちらも、当事業者が、国事業である農地利用効率化等支援事業を要望し、採択を受けたことから補正で対応するものでございます。

次に、2行目の新規就農総合支援事業費補助金でございますが、こちらは、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者の、就農後の経営発展のための機械や施設等の導入に係る経費を支援するものでございます。

補助率は事業に要する経費の4分の3以内で、上限額は原則1,000万円となっております。対象者は、新規就農者の1名で、農業用パイプハウス及び農業用機械4台を導入することについて補助するもので、補助額は300万円でございますが、予算の不足分を追加措置するものでございます。対象者が、国事業である新規就農総合支援事業を要望し、経営発展支援事業の採択を受けたことから補正で対応するものでございます。

次に、3行目のプレミアム産地づくり事業補助金でございますが、これは埼玉県のプレミアム産地基本構想に基づき、対象品目における大規模な露地野菜経営を目指す農業法人等に対しまして、農地の集約化による規模の拡大を促すもので、機械化、一貫体系等に必要な機械の導入を支援するものでございます。

補助率は事業に要する経費の2分の1以内で、上限額は500万円となっております。対象者は、市内1事業者で、農業用パイプハウス及び農業用機械2台を導入することについて補助するものでございます。事業者が、県事業である埼玉野菜プレミアム産地づくり事業を要望し採択を受けたことから補正で対応するものでございます。

37ページにお戻りいただきまして、続きまして、6款1項6目農地費の追加補正でございます。

右側、38ページの説明欄をお願いいたします。2つ目の②土地改良費の22節返還金でございますが、こちらは、豊かな農村環境を残すため、地域組織が主体となって農地や農道等の保全活動を実施する多面的機能発揮促進事業について、補助金交付団体の事業計画終了時の持ち越し金が返還基準を上回ったことや、事業計画で定める活動区域外に活動費を支出したことにより、補助金の返還が発生しました2団体と協議、調整が整ったことから、市を経由して国・県に支払う返還金を措置するものでございます。

なお、本補助金は、国が2分の1、県と市が4分の1の負担割合となっております。

次に、3つ目の③農業用道路及び農業用排水路整備事業費の14節工事請負費でございますが、これは、本年度の工事施工箇所の確定に伴い、工事費に不足が見込まれることから所要額を補正するものでございます。

1行目の農道整備工事請負費は、大字酒巻地内において、未舗装の農道、延長120メートルを舗装整備する工事でございます。

2行目の農道補修工事請負費は、大字小敷田地内において、路面損傷が著しい農道、延長150メートルの舗装打ち替えを行う工事でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、25ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目農業費県補助金の追加補正でございます。

右側、26ページの説明欄をお願いいたします。新規就農総合支援事業費補助金、農業経営者等育成支援事業補助金及びプレミアム産地づくり事業補助金は、歳出の農業振興費で計上した各補助金の計上額の全額を見込むものでございます。

29ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の追加補正でございます。

右側、30ページの説明欄をお願いいたします。多面的機能発揮促進事業補助金返還金は、補助金の返還が発生しました団体からの返還金を措置するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、商工観光課、森原課長。お願いします。

○商工観光課長 着座にて失礼いたします。

議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）において、商工観光課が所管

する事業について説明させていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、議案書の39ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工業振興費において、40万1,000円の補正をお願いするものでございます。

内容を説明させていただきますので、右、40ページの説明欄をご覧ください。◎商工業育成振興費、10節電気料は、国際情勢の影響により、液化天然ガスや原油等のエネルギー価格の上昇に伴い電気料金が高騰している中、毎年度60万円台後半で推移しておりました富士見工業団地内に設置の街路灯34基分の電気料について、不足が見込まれることから所要額を追加措置するものでございます。

補正の金額40万1,000円についてでございますが、本年4月から7月までの4カ月間のうち、令和3年度同時期の電気料金と比較した一月当たりの電気料金の上昇率が、最大で前年対比160%であったことから、本年8月から令和5年3月までの電気料について上昇率を加味して積算したところ、本年度見込まれる電気料金が106万55円であったことから、当初予算額から見た不足分の40万1,000円を追加措置するものでございます。

左側、39ページにお戻りください。

1項4目商工センター費において、517万6,000円の補正をお願いするものでございます。

内容について説明させていただきます。右側、40ページの説明欄をご覧ください。◎商工センター管理費、12節調査測量設計委託料は、公共施設のLED化事業について、行田市公共施設照明LED化基本計画に基づくもので、それぞれの施設所管課において、照明のLED化に必要な費用を予算措置するものでございます。

商工観光課が所管いたします行田市商工センターは、市内公共施設の中でも照明に係る電気料が最も高いことから、早期にLED化工事に着手し、電気料金の削減につなげることが求められる施設として計画では位置づけられております。このため、本年度において設計業務に着手するために、調査測量設計委託料として措置するものでございます。

商工センターにつきましては、照明の総数1,318個のうち、既にLED化されている照明は36個、LED化となっていないものが1,282個で、施設LED化率は2.7%となっております。この照明数から算出した照明に係る年間の電気料金は245万3,651円でございまして、LED化により、約6割の電気料金の削減を見込んでいるところでございます。

この調査測量設計委託料の積算でございますが、LED化されていない照明の総量に対し、これら全てをLED化するための設計費を、埼玉県建築設計業務等積算基準を基に担当課に

おいて積算したものでございます。

次に、同じく、12節の指定管理料でございますが、こちらにつきましては、さきに説明させていただきました10節の電気料と同様、エネルギー価格の上昇に伴う行田市商工センターの電気料金の不足分を見込んだものでございます。

商工センターの電気料金につきましては、管理を担う公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に対する指定管理料の中に含まれておりますが、今年度において不足が見込まれる電気料金を指定管理料に追加措置するものでございます。

参考に申し上げますと、昨年度、令和3年度の商工センターの電気料金は、使用電力量34万8,283キロワットに対しまして853万648円でございました。商工センターの電気料につきましては、当初予算では840万円と見込んでおりましたが、電力の供給先である東京電力において、エネルギー価格の上昇による燃料費調整額が大幅に上昇したことを受け、今年度の商工センターの電気料金は1,178万2,324円になるものと見込まれます。このため、価格上昇後の金額と当初見込みとの差額を予算措置するものでございます。

こうした予算措置を行いますが、引き続き節電に努める中で、電気料金を抑えるための努力は継続してまいりたいと存じます。

次に、歳入について申し上げます。

議案書の27ページをお願いします。

こちらは、さきにご説明させていただきました補正案件に係る費用について、19款繰越金を補正財源として措置するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で全ての説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。どうぞ、1番 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、ちょっと聞かせてほしいんですけども、まず、38ページに関してお願いいたします。

一番下のほうの農道整備、それから農道補修、その請負費。説明では、何か不足ということなんですね。ということは、元、今まであった予算がもうついているわけだと思いますよ

ね。そうすると、合計でこれを入れるとどれぐらいの費用、予算が上がってくるんですか、この不足を入れると。

○委員長 答弁願います。間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、農道整備工事請負費につきましては、施工箇所の確定に伴いまして、新たに設計価格が461万7,800円と設計額がなっております。当初予算額が264万5,000円でしたので、補正予算額が197万3,000円となっております。

続きまして、農道補修工事請負費につきましては、設計価格が469万5,900円で、当初予算額が230万円となっておりましたので、その差額である239万6,000円を補正予算として計上しております。

以上でございます。

○委員長 再質疑、どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、今の内容を見ると、大幅に増加というか不足が出ていますね、大幅に。

特に、2つの点の中で補修のほうは約倍近く、当初予算から。230万円だったものが469万5,900円、合計になっていますよね。そうすると約2倍の不足が、これはどういうふうにこの不足が出てきたのか教えてください。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

当初予算計上のときには、まだ、工事箇所が確定していない状況でございますけれども、市の当初予算全体の兼ね合いで、当初予算額としては、それぞれの農道整備工事請負費と農道補修工事請負費が措置されているものとなります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 当初予算のときでも、個々の工事の積算はしていたと思うんですよね。

アバウトで、ひとつまとめて予算化しているのか分かりませんけれども、そのところはどうだったんですか。本来だったら、1件ずつの積算根拠があつて予算化したのかと思うんですけれども、いかがなんですか。

○委員長 いかがですか、間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

当初予算の積算につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、まだ、施工箇所が決まっておりませんでしたので、おおむねのメーター数等によりまして積算いたしまして、当初予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、次の商工センター管理費のほうでお聞かせいただきたいと思います。

まず、12節の調査測量設計委託料について、この調査は何を結果的には設計をやるのか。具体的には私も分かりませんので、例えば、この測量設計の中では球の数を出していくのか、それから器具まで取り替えていくのか、分かりません。この調査測量設計はどこまでの内容の設計をやっているのか、ひとつそこの明細を教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 説明申し上げます。

こちらの調査設計の内容につきましては、基本的には、LED化照明後の、施設の耐用年数等を考慮した中で、商工センターにおきましては、高橋委員がおっしゃったように、今これがLED化されていない蛍光灯だとすると、球とか蛍光灯だけを替えるというのではなくて、もう蛍光灯の器具そのものが耐用年数をとうに経過しておりますので、器具全体を交換する設計を行うものと聞いております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

○1番 高橋委員 別なところで、指定管理料の中の電気料の話が出していました。

そこで確認なんですかとも、60%削減なのか40%削減、どちらが正しいのか、ちょっと確認させて。このLED化することによって60%まで減るのか、それとも40%減るのか、そこら辺のところのちょっと確認をさせてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 申し上げます。

もう一度説明させていただきますと、LED化することにより、約6割の電気料金の削減が見込まれるところでございます。

○1番 高橋委員 6割減るの。

○商工観光課長 はい。

ですから、現在のＬＥＤ化されていない照明の電気料が、先ほどの説明の中で245万3,651円と申し上げましたが、ＬＥＤ化することにより見込まれる電気料金が98万1,460円となりまして、6割の減ということでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 分かりました。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。

4番 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 私のほうから、土地改良の関係の返還金の話なんですけれども、この間も一般質問で出ていましたけれども、299万8,000円。

これは、国と県への返還だと思うんですけれども、5年のタームという中で、1件はほかの対象外のところをやってしまったもの。もう一件は、もらい過ぎたといったらおかしいけれども、支出というか消化し切れなかったもの。両方とも性格がちょっと違うんだけれども、5年のうちで、自分たち、それから見ている市のほうも途中で気がつかなかつたんですね。ちょっとチェックの具合というか、一般質問でも聞いていたようなんですねけれども、ちょっと教えてください。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

それぞれのことによろしいですか。

○4番 吉野委員 ええ。

○農政課長 分かりました。

まず、1つの、持ち越し金が3割以上出てしまった組織のほうなんですけれども、そちらにつきましては、ここ5年の事業計画が昨年度でちょうど終了したということになっているんですけども、ここ2年が、新型コロナウイルスの影響が多くありまして、事業計画にあった組織の中で集まっての会議や、あとは事業のほうが、計画どおりに執行できなかつたという報告を受けておりまして、ちょうど5年が終了した時点で、持ち越し金が昨年度の交付金の3割を超えた部分がありますので、その部分が返還ということになつております。

もう一つのほうにつきましては、市のほうで、途中で気づかなかつたのかということなんですけれども、実は、令和2年度の事業の一つとなりますけれども、実績報告の中で、今回の返還の対象となった箇所の活動については、市でも確認はしております。

その場所が、活動区域の隣接地で一帯の水路、道路、活動区域から一帯の水路、道路ということで、当地区と隣接地ということもありまして、関連性が高い活動だったということで、市のほうではそのときは妥当であると判断いたしまして、実績報告をお受けしました。

その後、その活動組織から区域外の活動だったということで、その取扱いにつきまして相談を受けまして、県へも確認したところ、やはり活動区域外の支出は、隣接地や関連性が高い場所であっても返還の対象となると指導を受けましたので、今回、その団体と協議、調整した結果、返還ということになったところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 2つ、性格がちょっと違うんですけれども、5年の計画ということで、次の計画ってあるかどうかちょっと分からんだけれども、こういう事実が出ると、次に、もう一回、5年間やりたいですって手は挙げられるのか、挙げられないのか。挙げるとして、ペナルティというか、もうちょっとよくないことをやってしまったわけですよね、このところは。

次は、手を挙げても受けてくれるのか、そういう後々はどうなんですかね。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

この当該団体につきましては昨年度で5年が終わりまして、また引き続き、今年度から5年間の計画が上がっておりまして、持ち越し金が3割超えた部分は一旦返還ということになるんですけども、農地の面積によって交付金の金額が出ていますので、それを今年度もその交付金は出ますので、それを基にした事業を、また今年度から5年間の事業計画を定めていただいて、このまま引き続き活動をされることになっております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 あと、2つ目のほうはどうなんですか。

2つ目に聞いた、さっき、区域外をやってしまった団体に対しては。

○委員長 どうぞ、間宮課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

2つ目のほうの活動区域外のほうにつきましても特にペナルティはありませんで、またこのまま引き続き。その分は返還するんですけども、引き続き活動はされていく予定となつ

ております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○4番 吉野委員 随分おおらかな制度だと思うんですけれども、1回これやると、もう、はつきり言って前科もんですからね。

もう、ペケにするのが普通の産業だと思うけれども、農業は、大分おおらかな制度になっているかと思うんですけども。

それから、あと、ちょっといいですか。

○委員長 どうぞ、吉野委員。

○4番 吉野委員 その件は分かりました。

それと、あと今日、午前中に、荒木の郷地裏のところを市道認定で見てきたんですけども、大分舗装していないところがあったんですけども、従来だと、土地改良の中で、それを舗装すると聞いたんですけども、ここで今、整備工事請負費が出てますけども、あの分というのは、市のほうとしては、将来に向けてもう舗装計画というか、その中にあるんですかね、あるかどうか。そういう考え方で引き取ったのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

土地改良事業の中では、新たに出来た道路なり、舗装までは事業の中には入っておりませんので、舗装されていない道路がそのまま、引き継いだものがあるということになります。

今後は、またその地区からの要望がありましたら、評価制度等に基づいての整備をしていくことになります。

以上でございます。

○委員長 吉野委員。

○4番 吉野委員 それは、あくまでも要望があれば評価するんであって、もう舗装することが前提ではないということですね。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

土地改良事業の道路はそのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにはいかがですか。

ちょっと先に、2番 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 環境課のほうの3つの施設の電気料なんですけれども、同じように前年度の同じ時期の2カ月か3カ月を比較して、どれぐらいの上昇があったという形で、これからのみた期間のことを考慮して、上昇率を考慮して計算した結果がこの金額になっているということでおよろしいんでしょうか。

○委員長 近藤課長。

○環境課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○2番 木村委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、分からぬいで教えてください。

先ほどの返還金の話ですが、歳入のほうで399万7,000円で、歳出のほうが299万8,000円、この差額は何なんですか。返還金なんだから両方一緒にと思ったら、そうではないですね。

○委員長 間宮課長。

○農政課長 お答えいたします。

先ほど説明の中でもちょっと触れたんですけども、多面的機能發揮促進事業補助金の負担割合が国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1になっておりますので、市の予算的には、歳入のほうは、その2団体から返還される金額が全額歳入となりまして、歳出のほうで予算措置しておりますのは、市の4分の1を除いた国と県に返還する合計金額の4分の3の金額になっておりますので、そこで違いが出ております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○1番 高橋委員 はい。

○委員長 ほかには、いかがですか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

以上をもって、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分に

について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

---

#### △議案第53号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日29日の午前8時30分から議長室で行いますので、委員各位は時間までにご参集を願いいたします。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもちまして建設環境常任委員会を閉会とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

午後 4時 35分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林友明

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

9 月 16 日 ( 金 曜 日 )

## 令和4年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年9月16日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 議案第61号 令和3年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第63号 令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議案第64号 令和3年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 議請第2号 国に対して75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止の意見書提出を求める請願
- 審査日程
- 【消防本部】
    - 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
  - 【健康福祉部】
    - 議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）
    - 議案第61号 令和3年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
    - 議案第64号 令和3年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
    - 議案第63号 令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
    - 議請第2号 国に対して75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止の意見書提出を求める請願

○出席委員（7名）

委 員 長 梁瀬里 司 委員	3 番 橋本祐一 委員
副委員長 田中和美 委員	4 番 町田光 委員
1 番 柴崎登美夫 委員	5 番 野本翔平 委員
2 番 村田秀夫 委員	

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

松浦由加子	健 康 福祉 部 長
増田 勉	健康福祉部次長兼 保険年金課長
五十嵐 章五	健康福祉部次長兼 健康づくり課長兼 保健センター所長
藤倉敬士	福 祉 課 長
上野浩二	子ども未来課長
柴崎英明	高齢者福祉課長
吉田秀和	健康福祉部副参事
大木宏之	健康福祉部副参事
木村昌明	消 防 長
堀 一夫	消防本部次長
吉澤 宏	消防本部次長 兼 消防署長
野口祥和	消防総務課長
服部昌彦	予 防 課 長
山口謙一	消防本部副参事

---

○事務局職員出席者

書記高橋優太

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

委員の皆様には早朝よりお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は長時間にわたりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案3件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件並びに請願1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めに、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様には、日頃、消防業務の推進に当たり、ご理解とご指導賜り、誠にありがとうございます。

現在もコロナ禍ではございますが、全国的にコロナの感染者数は、第7波となった本年7月から8月下旬をピークに、9月は減少傾向が続く一方で、死亡する人の数は依然として多い状況が続いております。

本市の救急出動状況もこれに比例し、疑いを含むコロナ関連の出動件数が8月は過去最高を記録し、加えて、受入先である医療機関も逼迫した状態であったことから、かなり厳しい状況下での救急業務の遂行でございました。

消防本部では、BCP（業務継続計画）の見直しを行うなど、感染予防対策も含め、想定と準備を怠ることなく、今後、適切に対応していく所存でございます。

本日ご審議いただく案件は、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）の消防本部所管部分でございます。細部説明は担当課長がいたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 木村消防長、ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

#### △開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第53号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、野口課長、お願いいたします。

○消防総務課長 改めまして、おはようございます。

これより説明いたします。着座にて失礼しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）について、消防本部所管部分の細部説明を申し上げますので、議案書45ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費のうち、5目災害対策費を除く消防本部所管部分の1目常備消防費について、174万1,000円の追加補正となり、補正後の額は8億6,798万7,000円で、補正後の額につきましては一般財源となります。

内訳は、右ページの説明欄の②消防本部及び消防署運営費の10節需用費の燃料費41万2,000円及び電気料132万9,000円ですが、国際情勢の影響などにより原油や液化天然ガスなどのエネルギー価格の上昇に伴い、燃料費と電気料に不足が見込まれることから、補正予算を計上するものでございます。

以上で、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）、消防本部所管につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 ご説明ありがとうございます。

その上で、さらに伺いたいんですけれども、燃料費です。これは、具体的にはどういう機材といいますか、ものに対しての燃料費なのか。

それから、本署の運営費のほうの電気料130万円強とありますけれども、これは1本署2分署分という内訳でしょうか。また、本署、分署の予算の増額の内訳が分かればお答えいただければと思います。

○委員長 消防総務課、野口課長、お願ひいたします。

○消防総務課長 お答え申し上げます。

まず1点目、燃料の内訳でございますけれども、消防車両の燃料といたしまして、ガソリンと軽油を購入しております。それと、庁舎の暖房用や給湯用、あと調理用の燃料として灯油とLPGガスを使用しております。

2点目、電気料の件ですけれども、この電気料に関しましては、消防本部及び消防署本署と、10月以降2分署となりますので、その2分署の電気料となります。

以上となります。

[「内訳は」と言う人あり]

○消防総務課長 補正額でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○消防総務課長 補正額を申し上げます。補正額につきましては、本署につきましては74万3,200円、分署につきましては……。

○委員長 もし時間がかかるようであれば、それ飛ばしてでいいです。

○消防総務課長 補正額、ちょっと待ってもらってよろしいですか、申し訳ございません。

○委員長 村田委員、そのほかありますか。

○2番 村田委員 いいです。

○委員長 大丈夫ですか。

その他、委員のほうからありますでしょうか。

3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 電気料について、主に一番多くかかる、ウェートを占めている機材なり、または電気を使う目的についてお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

木村消防長、お願いします。

○消防長 燃料費の内訳で先ほど説明ありましたが、ガソリン、軽油は車両の出動等に使用しておりますので、そちらの補正部分の値上がり分を今回補正するものでございます。基本的には資機材が多いと認識はしております。

以上でございます。

○委員長 いかがでしょうか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 すみません。電気料のほうのウェートを占めているものが知りたいので、お願いいいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

木村消防長。

○消防長 電気料のほうは、庁内、庁用の電気料と認識しております。

以上でございます。

○委員長 橋本委員、いかがですか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 そうすると、照明とかそういうものの合計の金額ということかと思いますけれども、これからLED化ですとか省エネ化、電気量を抑えていくというような何か施策はご予定、考えはあるんでしょうか。

○委員長 木村消防長。

○消防長 これは全庁で取り組んでおりますが、節電対策ということで、それぞれ部局において節電対策をしております。例えば、ありきたりでございますが、パソコンを含め、電気の消しつけを頻繁に行うというようなものを軸としております。

消防本部独自の取組といったしましては、そういうところをしっかりと管理するために、各署所ごとに節電管理者というのを設けました。そちらが主体となって、しっかりと節電に取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長 橋本委員、いかがですか。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長 では、先ほどの件ですね。

野口消防総務課長、お願ひいたします。

○消防総務課長 村田委員からご質問の本年度の差額ではないですけれども、どのくらい予算を計上しているかというところになります。各署所の予算計上の差額でございますけれども、本署につきましては18万7,792円の差額を計上しております。全体的には40%です。西分署につきましては36万7,127円、南分署に関しましては10月以降、基本料金しか払わない予定でおりますので、マイナスとなります。20万273円のマイナス。北分署につきましては、22万4,395円の増額となっております。トータルで226万4,339円、この増額を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員、ありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

ただ、私が伺いたかったのは、132万9,000円の内訳はどのように割り振られているんですかという問い合わせだったんですが、もし出ないようでしたら、また後で教えていただければ結構かと思います。

[「失礼しました。これは差額の計算になっていて、すみませんでした」と言う人あり]

○委員長 執行部は、今の質問についてはお答えできますか、内訳ですけれども。

○消防総務課長 すみません。差額に関しては、申し訳ございません。元の計算式のほうは出ていたんですけども、差額に関しては、すみません、出してまいりますので、後ほどお答えする形でさせていただきます。

○委員長 後ほどですね。

村田委員、いかがですか、大丈夫ですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 では、後ほどということでお願いいたします。

その他ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第53号の討論及び採決については、健康福祉部所管部分の全てを審査終了後に

一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 44分 休憩

---

午前 9時 47分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

松浦健康福祉部長、お願いいたします。

○健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より健康福祉部所管事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市における新型コロナウイルスの感染状況についてでございますが、減少傾向にございますが、依然として2桁台の感染者数が続いております。

今月の7日には、政府が療養期間の短縮を正式に決定しまして、有症状の方は10日から7日間に、無症状の方は7日間から5日間に短縮されました。さらに、今月の26日には、全国一律の全数把握の見直しも予定されているところでございます。

本市といたしましては、先日ご議決いただきました自宅療養者生活支援事業を活用して、国や県の動向も注視しながら、自宅療養となった市民の方々を引き続き支援してまいりたいと存じます。

また、新型コロナワクチンにつきましては、今週12日にオミクロン株対応ワクチンが薬事承認されまして、現行の4回目接種の対象者を優先に、順次開始される予定となっております。

本市におきましては、現在、市医師会と最終調整中でございますので、準備が整い次第、円滑な接種に努めてまいりたいと存じます。

さて、本日はこの後、一般会計の第6回補正予算案、特別会計の決算認定3議案について、順次担当課長よりご説明させていただきます。疑問点やご意見等ございましたら、遠慮なくお聞かせいただきたいと存じます。

9月に入りましたが、夏の疲れが出る頃かと思いますので、委員の皆様方にはお体に十分ご留意いただくとともに、今後ますますのご活躍を祈念し、挨拶とさせていただきます。本

日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長、お願ひいたします。

○福祉課長 おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

議案第53号についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、令和4年度補正予算（第6回）のうち、福祉課所管部分についてご説明を申し上げますので、議案書の33ページをお願いいたします。

歳出から申し上げますが、1項2目の障害者福祉費の右ページ、◎障害者福祉費の12節OAシステム改修委託料671万円は、国が令和5年度からの稼働を予定している障害福祉関係データベースの創設に向けて、障害者自立支援システムに必要な機能を追加するものでございます。

同データベースは、匿名化された受給者の障害の状態と障害福祉サービス等の利用状況をひもづけることより様々な分析が可能となるものでございまして、市町村においては、障害区分データ、受給者台帳情報、給付費等明細書情報等を毎月データベースへ送付することになりますが、それらに係る送付データの項目追加、送付経路の変更、障害支援区分認定ソフト上での匿名加工処理等を行うためのものでございます。

1つ飛びまして、5目総合福祉会館費の◎総合福祉会館運営費の1つ目、調査測量設計委託189万5,000円は、総合福祉会館の照明のLED化事業を、行田市公共施設照明LED化基本計画に基づき実施しようとするものでございます。本計画は、LED化に伴う電気料金の削減効果が高い施設から優先的に実施することとしており、総合福祉会館は、商工センター、本庁舎に統一して3番目となっております。

については、令和5年度早々のＬＥＤ化工事着手に向け、本年度に設計業務に着手したいため、調査に要する経費を計上させていただいたものでございます。

1つ下の指定管理料は、総合福祉会館の電気料や燃料費に係る不足分として、指定管理料を追加措置するものでございます。総合福祉会館の電気料につきましては、価格高騰により電気料に不足が生じたものでございます。

また、燃料費につきましては、総合福祉会館では、冷房、プール、その他の設備において灯油を燃料として用いており、灯油につきましても価格高騰により不足が生じたことから、補正を行うものでございます。

歳出予算に関しましては以上でございます。

続きまして、歳入予算のご説明を申し上げますので、説明書の23ページをお願いいたします。

14款1項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金335万5,000円、右側、説明欄、障害者総合支援事業費補助金335万5,000円は、33ページ、2目障害者福祉費の12節のOAシステム改修委託料の費用の2分の1を国が支給するものでございます。

他の補正の歳出に関しましては、一般会計繰越金によるものでございます。

以上で、福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、子ども未来課、上野課長、お願いいいたします。

○子ども未来課長 おはようございます。本日はよろしくお願いいいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第53号のうち、子ども未来課所管部分についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案書の33ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてでございます。

右ページ、説明欄、◎児童福祉一般管理費、18節一時預かり事業費補助金は、一時預かり事業の実施に当たって、専任の職員を配置する保育所が増加したことや、一時預かり事業を利用する障害児が増加したことから、所要額を追加措置するものでございます。

次の22節返還金は、昨年度、国の新型コロナウイルス対策として実施した子育て世帯等臨時特別支援事業に係る国庫支出金について、精算に伴う返還金を措置するものでございます。

その下の◎放課後児童対策事業費のうち、18節放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、昨年度の3月補正予算において、学童保育室に勤務する放課後児童支援員等の処

遇改善を図るため、本年2月から9月までの間、収入を月額9,000円程度引き上げるための所要経費について措置したところでございますが、引き続き10月から来年3月までの半年間にについても同様の措置を講じるため、所要額を追加措置するものでございます。

続きまして、電気料金やガス料金などの高騰に伴う子ども未来課所管施設等の光熱費の追加措置について説明申し上げます。

国際情勢の影響などにより、液化天然ガスや原油などのエネルギー価格の上昇に伴い、電気料金やガス料金が高騰しており、施設等の光熱費について不足が見込まれることから、所要額について追加措置するものでございます。

◎放課後児童対策事業費のうち、10節電気料は学童保育室に係る電気料を、その下の◎地域子育て支援拠点事業費、10節電気料は、きっずプラザあおいの電気料を追加措置するものでございます。

3目保育所施設費は、公立保育園3園の電気料、燃料費及びガス料を、4目児童センター費は、児童センターの電気料を追加措置するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして23ページをお願いいたします。

14款国庫支出金ですが、2項2目民生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、一時預かり事業、放課後児童支援員等の処遇改善事業並びに学童保育室及びきっずプラザあおいの電気料に対するもので、歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金ですが、2項2目民生費県補助金の子ども・子育て支援交付金は、先ほどの国庫補助金の県負担分で、歳出計上額の3分の1を見込むものでございます。

子ども未来課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、健康づくり課、五十嵐課長、お願いします。

○健康づくり課長 着座にて失礼いたします。

議案第53号の所管部分についてご説明申し上げますので、議案書の35、36ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の右ページ、◎保健衛生一般管理費81万8,000円は、電気料金の高騰に伴い、保健センターの電気料に不足が見込まれることから、所要額を追加措置するものでございます。

補正額の財源といたしましては、35ページ、補正額の財源内訳に記載のとおり、一般財源

を見込むものでございます。

以上で、議案第53号に係る健康づくり課所管部分の説明といたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

5番 野本委員、お願ひいたします。

○5番 野本委員 3点質疑いたします。

まず1つが、障害者福祉費のOAシステム改修委託料ですけれども、自分の知識不足もありまして、ここは説明を聞いていてもよく分からなかつたので、説明を伺いたいんですが、1つが、障害者総合支援事業というものがどういうものなのかなという、ざっくりでいいんですけれども、それをまずお聞きしたいのと。

さつき説明の中で、あるデータベースとあるデータベースをひもづけたりしていくというようなシステム改修だというご説明いただいたんですけども、よく理解ができなかつたので、もう一度、どういうデータベースとどういうデータベースをひもづけることで、これまでと何がどういうふうに変わっていくのか、そのあたりを、申し訳ないすけれども、もう一回ご説明いただければと思います。それが1点です。

もう1点が、児童福祉一般管理費の18節の一時預かり事業費補助金のところですけれども、一時預かり事業というのがどんな事業なのかというのがまず1点で。

もう1点が、今、どこで、どのくらい実施されているとか、利用者が増えてきているということですが、どのくらいの利用実績があるのかということをお聞きしたいです。

最後に、児童センター費ですけれども、8月に、私、何度か児童センターの事務所のほうに行くときに、エアコンが故障していて、まだ直っていないというようなことをお聞きしていましたが、その後の状況が、もし改善されているとかいないとか、その辺りを知りたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 野本委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、こちらの内容といたしましては、このデータベースをやるということは何であるかというところの質問として解釈したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○福祉課長 こちらのデータベースをつくろうとしたきっかけとしまして、障害福祉分野のデータというものは、これまでサービスの利用状況や障害支援の区分の認定情報など個々のデータが点在しており、十分な分析というものが困難になっておりましたので、制度を改正したりとか報酬の改定を行うときには、有効なデータの利活用がされていないということが問題になっております。その課題を解消するために、障害福祉関係のデータを有効に活用し、効果的な制度改革や報酬改定につなげられるように、データベースを国で構築することとなりました。

そのデータベースに対して、自治体のほうで持っている障害支援区分の認定データ等を提供するという必要がございまして、こちらの関係費用を措置するものでございます。

それによりまして、業務的な内容変更などがあり、障害支援区分認定データを国に報告する頻度が年1回から毎月に変わる形になります。

また、国へデータを報告しているという制度に関しましては、国へネット回線で送付していたものが、現在使用している国保連の専用回線を経由することとなります。

また、これらのデータをひもづけるために、暗号化された受給者番号というものが各受給者の方にあるのですが、そのものに関して送付することとなっております。

以上でございます。

○委員長 次に、上野課長、お願いいいたします。

○子ども未来課長 野本委員のご質疑に順次お答えいたします。

まず最初に、そもそも一時預かり事業とはどのようなものなのかというご質疑ですが、こちらは、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業とされております。

この中で、一般的な保育園で預かる形のものが、そのまま一般型とされておるんですけども、こちらは家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業となってございまして、行田市では2園実施しているところでございます。

それともう1つ、今回、障害児の関係で、増額補正の措置をお願いしているところでございますが、こちらは幼稚園型Iという形のものでございまして、幼稚園、認定こども園に在

籍している園児を主な対象として、教育時間の前後または長期休業日等に預かり、必要な保護を行う事業となってございます。ですので、こちらの一時預かりという言葉から連想されるものと若干異なり、幼稚園型のほうは、一時といつても継続的な利用が実際されているところでございます。

続きまして、令和3年度の実績でございますが、一般型、いわゆる保育園で本当に一時的って変な言い方ですけれども、一時的に預からせていただいた児童は延べ19人でございました。幼稚園型Ⅰのほうでございますが、こちらは延べ3,456人でございました。

次に、児童センターの関係でございますが、委員ご指摘のとおりでございまして、空調機の不調で一時休館をさせていただいておるところでございまして、今後、夏場の猛暑の時期も間もなく終わるというところで、気候の状況を見ながら、そもそも児童センターの開館については再開させていただきたいと思っているところがまず1つ。

次に、今後の施設運営につきまして、空調設備をどうするのかという問題、非常に悩ましい問題ですが、こちらにつきましては、当然ですが、修繕なども含めまして、今、鋭意検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 野本委員。

○5番 野本委員 ありがとうございました。

1点だけ、一時預かり事業ですけれども、最初の突発的な一時預かりのところで、知らないので教えていただきたいんですけども、これは対象となる乳幼児がいる人だったら誰でも使える制度でしょうか。何か条件があれば教えていただきたい。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

こちらは、対象年齢の児童であれば、どなたでもご利用いただける形になっております。

以上です。

○5番 野本委員 ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

○5番 野本委員 はい。

○委員長 他にございますか。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 大きく2点、2つの事業について伺いたいと思います。

まず、障害者福祉のOAシステム改修委託の関係ですが、先ほどの質疑の中で少し見えてきたかと私も思ったんですが、その上で伺いたいのは、先ほどの答弁ですと、この利用は、障害者の個々の障害区分等のデータと実際どういうサービスを提供しているのかという国保連で持っているデータと結びつけて、目的は報酬改定や制度改革をするときの検討の資料、材料として。そうなると、厚生労働省が活用するためのシステム構築だ、こういう理解でいいのか。それともこのデータを結びつけることで、障害者受給の大きな傾向を捉えたものを民間企業とかに提供するとか、そういう目的で行うのか。そういう動きが既に国では行われていますので、そうではないということでいいのか、ここをまず確認をしたい。

もう1点は、一時預かり事業費の補助金ですけれども、基本的な質問のように聞こえるかもしれないですけれども、なぜ年度途中でね。突発的であれば、園のほうでは一定準備されてやっているんだと思うんですけれども、極端に言えば、補正をかけなくても、日常体制の中でこれはできるのではないか。それをできない、上回ってこういう預かり一ごめんなさい、失礼、質問の仕方があれでした。

専任の職員を配置することになった理由といいますか、そういうことです。何人増加になって、そこはどこの保育園なのか。なぜ今、予算増なのか。通常の中でそういう体制でやられているものかと思っていたんですが、私の質問の趣旨、理解していただけましたでしょうか。

あと2つほど関連してあるんですけども、専任というのは、その配置は、そこの施設が選択できる、そういう軟らかい仕組みなのか、あるいは国の基準があって、努力義務規定、あるいは義務規定があって、その要件を満たすために今回、園のほうで専任を増員させたということなのか、この制度の中で今回の専任職員、あるいは障害者の関係の増員を図った背景といいますか、理由をお聞かせいただきたいです。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

村田委員の最初の、一時預かりで今回増額になるところはどこの園なのかというご指摘だったと思いますが、こちら太井保育園でございます。

次に、なぜ今なのかということでございますが、一時預かり事業を実施する保育園におきましては、一時預かりの利用を希望する場合は、事前に保育園へお問合せをいただきまして、そうしますと今度、保育士を確保するために、非常勤の保育士を配置して一時預かりを行つ

ていただくというところでございまして、それは実績に応じた人数といいますか、人件費でこれまで対応しておりました。

それに基づいて、令和4年度の当初予算も計上させていただいておったところでございますが、今回、一時預かりを希望する保護者ニーズに応えるために、年間を通じて受入体制をずっと継続するため、専任の保育士を雇用するという形になりましたので、利用月数といいますか、日数が間違いなく増えるというところで、追加の措置をさせていただいたところでございます。

こちらの制度についてでございますが、児童福祉法施行規則第36条の15、一時預かり事業の基準により、職員を配置することになってございます。一時預かり事業の一般型の保育事業者は、今回、どちらも保育所でやってございますので、保育所と一定的に事業を実施している場合には、保育士を1名配置すれば大丈夫ということになってございまして、専任の保育士が今回1名増えるというところで、増額が必要になったというところでございます。

実際の今年度の利用の形としては、現在、育児休暇中の小学校の先生で、お子さんお二人いらっしゃるんですけれども、2歳上のお子さんについては、下のお子さんのために育児休業を取っているので、上の子さんは今どこにも入っていない、保育所等のご利用はなさないですけれども、また、お母さんがちゃんといらっしゃるので保育の必要性もないですが、一時預かりについては、ご希望で週に3回程度使いたいと、下のお子さんの面倒をしっかり見たので、上の子さんを預かってほしいとかということがあるということで、週3日程度利用したいということで使われている保護者が実際いらっしゃいますし、しばらく継続的に利用されるという見込みもあつたりするものですから、こちらの体制もしっかりと整備しておかなくてはならないということで、去年までの実績に基づいて、それで予算措置をしていたのでは足りなくなってしまうというところがございましたので、このたび追加の補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

社会保障審議会によりますと、介護保険事業計画の作成に活用して、介護保険法において設けられている仕組みと同様に、国の調査分析、市町村のデータ提供、第三者への提供等を設けることについて、ご議論をされているところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、お願ひします。

○2番 村田委員 すみません。続けてといいますか、障害のシステム改修ですけれども、社会保障審議会の議論で活用するというのは、まさに報酬改定や、あるいは制度改革ですか、そういうものの基礎資料として活用する、それは分かりました。

そのほかに、民間にも引き渡すという議論がされているというのは、これはどこまで今決まっているといいますか、どういう状況なのか、もう少しお聞かせいただきたいのと。

一時預かりの事業のほうですが、私、先ほどの質疑の中で十分展開できなかつたようなので、もう一回伺いたいんですけども、障害児の受入れというのは今どういう仕組みになつているのか。同じように、今回、年度途中で利用障害児の増のために補助金増額というご説明があつたんですけども、国の運用基準との関係では、今回はこれはどういう関わりなのか。先ほどのご説明と全く同じことが言えるのか、その辺をもう一度教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、藤倉福祉課長、お願ひいたします。

○福祉課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

民間に引き渡すことの議論に関しましてですが、社会保障審議会の中で議論いただいたところ、特段の異論は出なかつたということでございます。

以上でございます。

○委員長 上野子ども未来課長、お願ひいたします。

○子ども未来課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

障害児の受入れにつきましては、こちらは幼稚園型Ⅰのほうでございまして、制度としては、幼稚園の体制が整つていれば受入れはできる形になってございます。

今回増えた事情ですけれども、こちらは今回、年度の途中で診断書が出まして、障害児として認定された児童がいらっしゃいまして、その分が年度途中から障害児の加算の対象になつたという事情がございまして、その分が増額になることになりました。今後も利用が継続されるということですので、今回、増額の措置をさせていただいたという経緯でございます

以上でございます。

○委員長 いかがでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 障害児の一時預かり事業のほうはよく分かりました。ありがとうございました。

障害者のシステム改修のほうですけれども、そういった官民の利用の方向にあるというのが今、国の議論の状況で、まだ結論になっているわけではない。ただ、異論もなく、そういう方向で進んでいるという状況だということでよろしいでしょうか、確認です。

○委員長 藤倉福祉課長。

○福祉課長 村田委員のご質疑にお答えいたします。

国の状況はそのような状況であるということでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のほうございますでしょうか。

4番 町田委員。

○4番 町田委員 すみません。今の村田委員の関連ですけれども、こういうことでしょうか、確認させてください。障害者の方は、その人その人によって受けるサービスがいろいろ複雑であるという中で、暗号化みたいな部分を聞いたので、個人情報をしっかりと守りながら、そのデータをサービスの構築のために国というか、機関に提出するという言い方は間違っているかもしれませんけれども、データを提供すると。そうすると、行田市にとってはどういうメリットがあるんですか。

すみません。前半の部分が間違っていたら、間違っていると言ってください。もし、ほとんど合っているようならば、このシステムは入れることになるんだと思うんですけども、国が2分の1、市が2分の1払っていますけれども、行田市にとってのメリットというのは何ですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉福祉課長。

○福祉課長 町田委員のご質疑にお答えします。

行田市のメリットと申しますと、直接的に行田市にそれが戻ってくるというものではなくて、国の施策として、そういうものを有効活用されて、いろんな施策ができるという中のメリットになってくると思います。行田市を持っているデータを国の方に一元化する。障害受け入れのデータですか給付費のデータですか、その辺が統合されていく。どういう方にどんなサービスがされているかとか、そういう分析とかはできますので、そういうのが市町村にフィードバックされてくるということから考えますと、メリットがないというわけではないと思います。

[「今後という」と言う人あり]

○福祉課長 もちろん、今後市町村としても活用するということです。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

まだ、皆さん、質疑がありますか。ちょうど1時間たったので、ここで暫時休憩いたします。

午前 10時 28分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

---

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第53号の質疑続行

○委員長 質疑を続行いたします。

質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、34ページの放課後児童対策事業費、これについて4点ほどあるんですが、私のほうから一遍に質疑をいたしたいと思いますので、答弁漏れがないようによろしくお願ひします。

まず、1点目ですが、今回の増額補正、何施設で何人分を交付する積算なのか、その積算根拠をお示しいただきたい。

2つ目が、今回の分は来年3月までの半年分ということですけれども、この措置はいつまで続く予定なのか、ご存じの情報の範囲ということになろうと思うんですが、こうした見込みをお教えいただきたい。

この補助が終了となるその後はどうなっていくのか、その後の対応についても情報として何か得ているのか、併せて伺いたいと思います。

3点目、この補助金事業、非常に効果あるものにしていくのに、市の事業としては市の社会福祉協議会を通じての事業としてやられていると思うんですけども、委託ですか。支援員の処遇改善の方策、これはほかに何か考えられるのか、あるいは実際に行っているのか、その辺のところをお教えください。

最後になります。4点目、この処遇改善に実際使われているかどうか、もう既に昨年、事業としては1回やられているのかと思うんですけども、その辺をどのように行っているのか、この補助金の事業での確認はどのように行う予定でいるのか、この点伺いたいと思いま

す。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

上野子ども未来課長。

○子ども未来課長 村田委員のご質疑に順次お答えいたします。

まず1点目、本予算で幾つの施設に何人分を交付するのかという、積算の根拠ということでございますが、対象は市内の全学童保育室で、19施設でございます。各学童保育室で勤務されている全ての放課後児童支援員及び補助員の方を対象としますが、積算としては賃金換算させていただいて、1施設当たり5人というふうに見込ませていただいております。1人当たり給与改善分が9,000円、法定福利費2,000円、計1万1,000円の1人当たりの補助基準額に、10月から来年3月まで6カ月分、こちらを掛けさせていただきまして、一月当たり1万1,000円掛ける6カ月掛ける19施設、これが実質5人ということで627万円という額を積算させていただいたところでございます。

次に、2点目、今回は10月から来年3月までということで、その後はどうなるのかというご質疑かと思いますが、こちらにつきましては、学童保育室に勤務する放課後児童支援員及び補助員等を対象に、賃上げ効果が継続されることを前提として本補助事業が実施されておりますことから、来年度以降につきましても当初予算への計上を予定してございます。

国などの情報があるのかどうかということにつきましては、今のところ、まだ国のはうからは明確なものは来ておりませんが、10月分以降につきましては、もともとございますけれども、子ども・子育て支援交付金というのはそもそも国の制度でございまして、そちらのほうの対象となるというような情報を得ているところでございます。

続きまして、この補助事業がより効果的なものになるようにということで、何か支援員の処遇改善方策はあるのかというご質疑でございますが、今回の補助金は、学童保育室に勤務する放課後児童支援員等の給料を月額9,000円程度引き上げるために実施するものでございまして、学童保育室の委託先の法人におかれましては、給与規程の変更を伴うものになるはずでございまして、その結果、給与の全体的な底上げにつながっているものと考えております。こちらをしっかりと進めていきたいということで、ほかのものはという点では、今はこれをまずはやっていきたいというところでございます。

続きまして、4つ目ですが、この補助金では確認をどのようにしているのかというご質疑でございますが、こちらにつきましては補助事業と実績報告書、これは普通に、補助金ですと皆さんに出していただくんですが、それに併せて、職員別の賃金改善内訳書、職員賃

金台帳を提出していただくことで、それぞれの職員の方の賃金改善に充てられているかどうかを確認させていただいております。今後も、確認させていただく予定でございます。

以上です。

○委員長 質疑ありますか、大丈夫ですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第53号の討論及び採決については、健康福祉部所管部分の全てを審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 46分 休憩

---

午前 10時 52分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第61号について

○委員長 次に、議案第61号 令和3年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいいたします。

○保険年金課長 ご説明いたします。

初めに、主要施策の成果報告書の70ページをお願いいたします。

国保の医療費適正化促進事業、事業費の決算額は20万1,510円でございます。増加する医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品を希望するシールの配布や、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額が300円以上安くなる世帯を対象に通知を送付したもので、年4回、延べ951世帯へ通知したものです。

次の保険給付事業、事業費の決算額は59億4,660万2,008円でございます。

令和3年度の国民健康保険加入世帯は1万1,907世帯、被保険者は1万8,543人で、これら被保険者に対し、表の区分にありますとおり、各種給付を行ったものでございます。保険者

数は、前年度と比較し342世帯、1,015人の減となっております。給付件数の合計は34万1,245件、1件当たり給付額は1万7,426円で、前年度と比較しますと、件数で1万2,466件の増、1件当たり給付額は459円の増となっております。

71ページをお願いします。

特定健康診査等事業、事業費の決算額は4,902万6,843円でございます。この事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査、特定保健指導を実施したものでございます。

令和3年度は、これまで健康診査費用の自己負担分500円を負担していただいたところを、無料化して実施いたしました。対象者数1万3,864人、受診者数4,829人、受診率34.8%でございました。前年同月比8.4%の増となっております。

その下、人間ドック助成事業、事業費の決算額は2,286万8,000円でございます。この事業は、35歳以上の国保被保険者を対象に、人間ドック等の健診に係る費用を助成したもので、助成額は人間ドックが2万8,000円、脳ドックが2万円、人間ドックと脳ドック、両方受検する併診ドックは4万円でございます。受検者数は表のとおりでございますが、前年度と比較しますと、人間ドックは91人の増、脳ドックは25人の増、併診ドックは37人の増、合計で前年度より153人の増となっております。

次に、137ページをお願いいたします。こちらは決算等の一覧でございます。

まず、歳入決算総額は、上の表の決算収入額（B）欄の合計欄になりますが、84億5,075万8,243円で、前年度と比較し約4.2%の増となっております。決算額の構成比の占める割合が大きいのは、表の中段辺りの県支出金71.9%で、次いで一番上の国民健康保険税18.1%となっています。

その下の表、歳出の決算総額は、決算支出額（B）欄の合計、下から2行目になりますが、83億3,793万8,401円で、前年度と比較し約5.6%の増となっております。構成比の占める割合が大きいのは、上から2番目の保険給付費71.3%で、次いで国民健康保険事業費納付金25.9%でございます。

歳入歳出差引額は、一番下の行になりますが、1億1,281万9,842円は翌年度への繰越金でございます。

右ページをお願いします。

次に、保険税徴収実績でございます。表の区分、収入割合の「調定対」と記載がある欄が収納率でございます。現年課税分の収納率は93.0%、前年度と比較し0.7ポイントの増加、滞

納縁越分は22.6%で、0.6ポイントの減少となっております。現年課税分と滞納縁越分を合わせた全体の収納率は80.8%で、前年度と同率でございます。

次に、139、140ページをお願いします。

歳入歳出決算の推移です。ご確認いただければと存じます。

次に、142ページをお願いいたします。

こちらは、平成28年度以降の保険給付費等の推移をグラフ化したものでございます。一番上の折れ線グラフが保険給付費で、依然として高い水準で推移しています。

令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、受診を控えた方が多かつたことが影響しているものでございます。

その下の黒い三角を実線で結んだ折れ線グラフは国保税で、被保険者数の減少とともに年々減少傾向にございます。

以上、主要施策の成果報告書の説明とさせていただきます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

初めに、歳出についてご説明しますので、253ページをお願いいたします。

説明は、目ごとに予算現額、支出済額、不用額、執行率の順とし、次に不用額の大きいものや備考欄の金額が大きなものについてご説明いたします。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費、予算現額1億363万2,000円、支出済額9,368万3,095円、不用額994万8,905円で、執行率は90.4%でございます。

不用額の主なものとしては、2節給料から4節共済費までは職員の人事費で、人事異動による職員構成が変わったことによるもの、次に、11節役務費及び12節委託料の執行残が主なものとなっております。

次に、主な支出を申し上げます。備考欄をお願いします。

◎一般管理費のうち、1節会計年度任用職員報酬は、レセプト審査として雇用している会計年度任用職員2名、一般事務雇用の会計年度任用職員2名、特定健診事務に携わる会計年度任用職員1名の賃金で、2節から4節は、職員9名分の給料等の人事費でございます。11節郵便料611万9,894円は、被保険者証などの郵送料でございます。2つ下、審査支払手数料1,029万3,691円は、埼玉県国保連合会に支払う共同電算の審査支払手数料等でございます。12節電算委託料176万9,020円は、高齢受給者証等を帳票作成するための電算委託料でございます。2行下のOAシステム改修委託料651万2,000円は、令和3年度税制改正に伴い、国民健康保険業務のシステム改修を行ったものでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費は、予算現額1,255万7,000円、支出済額1,176万3,954円、不用額79万3,046円で、執行率は93.7%でございます。

主な支出を申し上げます。

◎賦課徴収費のうち、1節から8節は、税務課において徴収事務を担当している会計年度任用職員1名分の賃金等でございます。11節郵便料184万1,360円は、納税通知書などの郵送料でございます。

次のページをお願いします。

3項1目運営協議会費は、予算現額48万6,000円、支出済額ゼロ円、不用額48万6,000円で、執行率はゼロ%でございます。これは、国保事業の運営に関する事項を審議する行田市国民健康保険運営協議会の開催に要する委員報酬等で、年間3回の会議開催を予定したものでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策として、全て書面審査に切り替えたためでございます。

次に、2款保険給付費は、予算現額60億7,907万4,000円、支出済額59億4,660万2,008円、不用額1億3,247万1,992円で、執行率は97.8%でございます。

不用額につきましては、予算現額が大きい関係で大きな額となっております。したがいまして、執行率が90%を下回ったものについては、その理由を申し上げます。

まず、1項療養諸費ですが、目が一般被保険者と退職被保険者等に分かれ、さらに療養給付費と療養費に分かれております。

順に申し上げます。1目一般被保険者療養給付費の支出済額は51億2,208万7,437円で、執行率は98.0%でございます。

2目退職被保険者等療養給付費の支出済額は5万8,583円で、執行率は20.3%でございます。これは、平成27年度から退職者医療制度の新規適用が廃止されたことから、退職被保険者が減少しており、当初見込みを下回ったことによるものでございます。

3目一般被保険者療養費の支出済額は4,566万1,704円で、執行率は76.0%でございます。当初見込みを下回ったことによるものでございます。

4目退職被保険者等療養費の支出はございませんでした。これは、2目でご説明した理由により退職被保険者が減少しており、当初見込みを下回ったことによるものでございます。

5目審査支払手数料の支出済額は1,288万5,120円で、執行率は99.5%でございます。埼玉県国保連合会へ診療報酬の審査支払業務を委託している手数料でございます。

次に、2項高額療養費ですが、療養諸費と同様、一般被保険者と退職被保険者とに分かれ、

さらに高額療養費と高額介護合算療養費に分かれております。

順に申し上げます。1目一般被保険者高額療養費の支出済額は7億4,638万5,813円で、執行率は99.9%でございます。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等高額療養費の支出はございませんでした。

3目一般被保険者高額介護合算療養費の支出済額は43万7,275円で、執行率87.5%でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費の支出はございませんでした。

次に、3項1目葬祭費は、被保険者が死亡し、葬祭を行った方に対し、1件5万円を支給したものでございます。支出済額795万円は、159件分でございます。

次に、4項移送費の支出はございませんでした。

次に、5項1目出産育児一時金は、被保険者の出産費を軽減するため、1件当たり42万円を支給したものでございます。出産育児一時金1,083万4,577円は、26件分でございます。

次のページをお願いいたします。

6項1目傷病手当金の支出額は30万1,499円で、執行率94.8%でございます。これは、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その治療のために労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いが受けられなかった被用者の方に傷病手当を支給したもので、6件分でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、予算現額21億5,826万6,000円、支出済額21億5,826万3,671円、不用額2,329円で、執行率はほぼ100%でございます。この納付金は、埼玉県が保険給付費等の必要な費用の見込みを立てて、市町村ごとの医療費や所得水準を考慮し、納付額を決定しております。前年度の納付金額と比較しますと約7,513万円、率にして約3.6%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金は、退職者医療に該当する年金受給者リストを作成するための埼玉県国保連合会への拠出金でございます。

備考欄、◎その他共同事業拠出金で96円でございます。

次に、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は、予算現額6,388万5,000円、支出済額4,902万6,843円、不用額1,485万8,157円で、執行率は76.7%でございます。

不用額の主な要因は、12節委託料の不用額1,219万9,288円で、当初の見込みを下回ったこ

とによるものでございます。

主な支出を申し上げます。

備考欄、◎特定健康診査等事業費のうち、11節郵便料143万597円は、特定健診受診券等の郵送料でございます。12節健康診査委託料4,138万7,630円は、埼玉県国保連合会へ納付した健康診査の委託料でございます。次の健康審査受診勧奨業務委託料214万5,000円は、未受診者に対する勧奨通知及び電話勧奨業務の委託料でございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費は、予算現額537万4,000円、支出済額362万4,874円で、執行率は67.5%でございます。

備考欄をご覧ください。

◎保健衛生普及費のうち、11節郵便料346万1,434円は、医療機関等を受診した被保険者に医療費通知などを年4回送付しておりますが、その郵便料等でございます。

次に、左ページの2目疾病予防費は、予算現額3,640万2,000円、支出済額2,670万4,230円で、執行率は73.4%でございます。

次のページをお願いいたします。備考欄をご覧ください。

◎疾病予防費のうち、18節健康診断助成金2,286万8,000円は、人間ドック、脳ドックに対する助成金でございます。

次の生活習慣病重症化予防事業負担金376万8,029円は、埼玉県と県内市町村が共同で実施しております当該事業に参加した負担金でございます。

次に、6款国民健康保険基金費、1項1目国民健康保険基金費の支出済額4,000円は、基金の利子積立てでございます。

次に、7款公債費、1項1目利子の支出はございませんでした。

次に、8款諸支出金、1項1目保険税還付金は、予算現額1,540万円、支出済額1,370万9,905円でございます。

備考欄、◎保険税還付金のうち、22節過誤納金還付金1,354万9,605円は、過年度に遡って国民健康保険を脱退した場合の納付済み保険税相当額等を還付したものでございます。

2目償還金は、予算現額3,455万8,000円、支出済額3,455万5,725円でございます。これは、前年度分の県支出金の額の確定に伴う超過交付分を返還したものでございます。

次に、9款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額85億1,432万円、支出済額83億3,793万8,401円で、執行率は97.9%でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして247ページをお願いいたします。

説明は、右ページの収入済額を中心にご説明いたします。

まず、1款国民健康保険税の収入済額は15億2,565万3,066円で、前年度と比較し4,390万2,088円の減となっております。不納欠損額は6,166万6,402円で、前年度と比較し2,110万2,991円の増となっています。これは、税の時効が来たものや滞納処分に至らなかった欠損が主な理由でございます。また、収入未済額は3億71万1,202円で、前年度と比較し3,174万1,572円の減となっております。

次に、2款負担金でございますが、収入はございませんでした。

3款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金251万9,000円は、国保税等の減免に対する国からの補助金です。内訳としましては、市内に住民登録のある東日本大震災の被災者の減免に対する補助金で、2世帯3名分の2万2,000円、また、新型コロナウイルス感染症対応の減免に対する補助金で249万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

2項国民健康保険事業補助金5万4,000円は、番号制度システム等整備事業に対する国からの補助金でございます。

次に、4款県支出金60億7,345万2,308円は、前年度と比較して3億6,514万3,711円、率にして6.4%の増となっております。

1項1目保険給付費等交付金の1節保険給付費等交付金（普通交付金）59億6,597万3,308円は、歳出、保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費及び審査支払手数料などを賄う県からの交付金でございます。

次の2節保険給付費等交付金（特別交付金）1億747万9,000円は、埼玉県が市町村に配分している交付金で、県が交付メニューによって決定した県繰入金、保険者努力支援、特定健診等負担金等の合計額となっております。

次に、5款財産収入、1項1目利子及び配当金4,000円は、国民健康保険基金の利子でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金6億2,307万3,000円でございます。

まず、1節保険基盤安定繰入金は2億9,087万5,641円で、備考欄、保険税軽減分は低所得者の保険税軽減分を公費で負担する制度で、軽減相当額について県が4分の3、市の一般会計で4分の1を負担したものでございます。

次の保険者支援分は、低所得者対策として、保険税軽減の対象となった被保険者数に応じ保険料の一定割合を公費で負担する制度で、国は2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担したものでございます。

2節職員給与費等繰入金1億544万7,049円は、国保業務に携わる職員人件費等に係るもので、歳出の総務費に要する交付金でございます。

3節出産育児一時金繰入金725万8,666円は、歳出の出産育児一時金に係るもので、地方財政措置された部分を繰り入れているものでございます。

4節財政安定化支援事業繰入金3,197万7,833円は、被保険者のうち高齢者や低所得者の占める割合によって国が助成するもので、一般会計から繰入金として入ってくるものでございます。

以上、1節から4節までが法定内の繰入れとなっており、市の負担分は地方交付税等で措置されております。

5節その他一般会計繰入金1億8,751万3,811円は、決算補填分としての一般会計からの繰入金でございます。

次に、7款1項1目繰越金2億1,434万3,269円は、前年度繰越金でございます。

次に、8款諸収入、1項1目延滞金795万5,788円は、一般被保険者及び退職被保険者等に係る国保税の延滞金でございます。

次のページをお願いいたします。

2項市預金利子及び3項貸付金元金収入は、収入がございませんでした。

次に、4項1目雑入、1節一般被保険者第三者納付金116万7,931円は、交通事故等の第三者行為による損害賠償金の納付金でございます。

3節一般被保険者返納金251万7,699円は、不当利得返納金などで、国民健康保険を脱退した後に国民健康保険の保険証を使用して医療機関を受診した場合、その際の医療費を返還していただくものでございます。不納欠損額17万2,584円は時効による欠損分、収入未済額149万6,445円でございました。

5節雑入1万8,182円は、備考欄をご覧ください。雇用保険料被保険者負担金1万8,182円は、会計年度任用職員の本人負担分でございます。

歳入合計は、収入済額84億5,075万8,243円でございます。

以上で、国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第61号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、順次質疑させていただきます。

まず、歳入の関係です。決算書では248ページ、意見書ですと、歳入21ページです。

まず、1点目ですけれども、不納欠損処分が令和2年度と比較して増加になっていますけれども、特に人数というカウントでしょうか、人の伸びに対して件数、金額の伸びが大きいように思うんですけども、これはどういうような背景があるのか、理由を教えていただきたい。

それと、関係しますが、件数というのはどういうカウントの仕方なのか、毎月の累計なのか、年で1世帯で1なのか、1人で1なのか、その数字の意味合いも含めて教えていただきたいのと。

2つ目に、不納欠損処分で、意見書のほうで21ページに、債務者の所在不明ですか原因が書いてありますけれども、それぞれ生活困窮とか無財産、この内訳を教えてください。

3つ目ですけれども、収入未済額が300万円以上増えているのかな。これは昨年も伺っていることですが、変化を知る意味で、今回も改めて伺いたいです。資格証明書の発行ですか給付の償還払い、給付の差止め、あるいは短期証の発行、財産の差押え、それぞれ措置の実施の有無、やっている場合にはその件数、教えてください。差押えした事例があるようでしたら、どのようなケースであったのか、教えてください。

それと、こうしたそれぞれの措置を行った場合、被保険者の方には市としてどのような指導、あるいは対応を行っているのか、教えてください。

以上、まずはお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田保険年金課長。

○保険年金課長 まずは、不納欠損の人数の伸びに比べて件数、金額が大きいのではないかといったご質問ですけれども、不納欠損につきましては、国保税の収納業務を税務課のほうで対応しているんですけども、そちらから資料を頂いておりますので、お答えさせていただきます。

まず、金額が大きいという理由としましては、不納欠損した方の中に高額な滞納者が数名

いらしたということがございました。それと、件数も増えておりますので、そちらのほうにつきましては、財産調査を強化したということでございまして、財産調査をした結果、財産が結局なかったということが分かった場合、または財産が換価に向かない、そういう場合は滞納処分執行停止をいたしまして、即時消滅をいたします。即時消滅をしたものにつきまして不納欠損処分としたため、前年度より増加したものでございます。

また、件数はどのようなカウントの仕方をしているのかということでございますが、国保税の納付は9期に分けて納めていただくことになっておりますので、期別で集計を行ったというものです。

不納欠損の理由でございますが、まず1号から3号までございまして、1号が無財産で不納欠損した、そちらの件数が355件。2号としまして、滞納処分によってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるものの不納欠損、こちらは33件。3号は、所在及び財産が共に不明で不納欠損、そちらが3件。そのほかに、時効により不納欠損したものが163件、合計で554件でございますが、このうち重複を含んでおりますので、重複を省いたものの人数が488人ということになります。

続きまして、収入未済額が大変高額とのご指摘で、どのようなことをやって対応しているのかということでございますが、資格証明書、給付の償還払い、給付の差止め、こういったことは本市ではやっておりません。ただ、税の公平性を担保するために、短期証を発行させていただきまして、短期証で滞納者との接触する機会を増やして、自主納付を促し、納税の相談につなげ、税負担の公平性を図るために実施しているというところでございまして、その世帯数を申し上げますと、令和4年4月1日現在で618世帯が対象となっております。

続きまして、差押えの件数ということでございますが、まず国保税で差し押された方の件数でございますが、88件ございました。大きなものから内訳を申し上げますと、預貯金の差押えが44件、給与が14件、年金が3件等となっております。

続いて、差し押された方への指導とか対応とかということでおろしかったでしょうか。

[「その前に、差押えた事例で、どういうケースだったのか、紹介いただける範囲内で結構ですので」と言う人あり]

○保険年金課長 プライバシーの問題等がございますので、一般的なところを申し上げさせていただきますと、財産の差押えまでには督促状や催告書の送付、コールセンターからの架電など複数の手順を踏んでおります。こうした督促、催告に反応がない場合や、約束した納付が守られなかった場合に、財産の調査を並行してやっているんですけども、財産が発見さ

されば差押えを行うということになります。そして、いきなり差押えするというわけではございませんで、差押えをしたら、連絡をして、相談を促しております。

差押えの結果、それでも滞納が解消されない場合、そうしたときには引き続き納税相談の促しをさせていただいて、今後の納付計画を立てていただくようにしております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑はございますか。

5番 野本委員。

○5番 野本委員 主要施策の成果報告書のほうで質疑させていただきます。

1つですけれども、説明いただいた70ページのジェネリックへの切替えの医療費適正化促進事業の部分で確認したいんですけども、まず1点目が、説明の中で、自己負担額が300円以上安くなる世帯を対象に通知を出したということですけれども、まずはその自己負担額が300円以上安くなる世帯というのがどういう世帯なのかというのを教えてくださいというのが1点です。

それから、2点目ですけれども、国としても市町村、県とか、行政としてはジェネリックを推進することで医療費を抑制したいということだと思うので、できるだけ多くの人にジェネリックへの切替えというのをしていきたいということだと認識しているんですけども、これは、すみません、さっき、もしかしたら聞き逃しかもしれないですが、昨年度の7月、10月、11月、3月とそれぞれ通知を出して、これによって何世帯がジェネリックに切り替えたのかを教えてくださいというのが1点。

それと、対象に差額通知を送付して、切り替えてくださいと通知をしているということですけれども、例えば私も前の仕事から今の仕事に変わったときに、保険証の切替えとかがあって、切替えって窓口に行って切り替えると聞いていますよね。その窓口でのやり取りの時点で、ジェネリックに切り替えますかみたいな話、相談とかってあったかどうか覚えていないんですけども、後で通知よりも、その場で、切替えのタイミングで切り替えていくっていう手もあるかと思うんですけども、そういうことはやっているのかどうか、教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田保険年金課長。

○保険年金課長 まず、ジェネリック通知が行く世帯というのはどういった方たちなのかといふことでございますが、ジェネリックは後発医薬品で、当然、通常のお薬から比べれば安い、窓口負担も安くなります。これまでのご本人負担が窓口で300円以上安くなる、そういうレセプト等を確認した上で、その効果が見込める方が先ほど申し上げた世帯数になるんですが、実際切り替えた世帯としましては、433世帯のうちの318世帯、効果額としましてはお一人当たり1,117円を実績として把握しております。

失礼いたしました。先ほど世帯と申し上げたんですけれども、先ほど申し上げた数は人数でございまして、人数が433人のうち切り替えた方が318人でございます。

それから、先ほど、切替えのとき窓口にお越しになったときに、ジェネリックに切り替える相談をしてはどうかといったご意見だと思いますけれども、窓口ではジェネリックへ希望するシールというのを配布しておりまして、保険証をお渡しするときに、それも同時にお渡しするという形を取ってございます。

○委員長 野本委員。

○5番 野本委員 ありがとうございます。

切替えのときにシールをお渡ししているということではありますけれども、自分の記憶が定かではないですけれども、そのときに、ぜひジェネリックに切り替えてくださいみたいな、そういうことも勧誘して渡しているのかどうかというのはどうでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 窓口でそこまで積極的な勧奨はやっていませんけれども、お渡しする中で、お手元で読んでご判断していただくという形を取らせていただいております。

○5番 野本委員 分かりました。

○委員長 大丈夫ですか。

他に質疑ありますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 今の関連ですけれども、ジェネリックに切り替えない理由というのを、もし把握していたらお聞かせ願いたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 全てがそうだというわけではないですけれども、聞いた事例だと、医者か

らその薬でないと駄目だという指導を受けている方もいらしたようです。様々な理由があるかと思いますけれども、一例として申し上げました。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 多少質問ということではなくなってしまうかも分からないですけれども、ジェネリックに積極的に切り替えることによって医療費の削減につながっていくということはあると思うんですけども、その辺の理由を精査していく必要があると。私の感覚とか情報でいくと、効き目は一緒でも薬の形態、色、形が変わってくる。そうすると、例えば高齢者とか子どもは、例えばオレンジ色の薬を朝1つ飲む、昼間は白い薬を1つ飲むという形で覚えている方も多い。それが、効き目は同じでも形状が変わると、今度これになったとしても、なかなか理解ができないために切り替えないとか、そういうこともあると思います。

ですから、その辺をしっかりと把握して、積極的に改善していく必要があるのではないかと思って、どういう意見が出ているかお聞きしました。

以上、ありがとうございます。すみません。

○委員長 他に質疑ございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、また何点か伺いたいと思います。

まず、決算書ですと249ページ、意見書ですと20ページになりますけれども、繰入金で計上されているわけですけれども、その中で額が大きいのは、その他一般会計の繰入金ということになります。市民の方の、被保険者の方の保険料を抑制するという意味で、これ以上高くさせないという点で、この繰入れは現状、大切なのだというふうになっている。

国補によります補てん、負担をぜひ要望を強めていただきたいと思うんですが、これが令和2年あるいは元年と比較しますと、令和3年が1億8,700万円、令和2年が1億300万円、元年が1億5,200万円ですか、かなり年度によりましてぶれが大きいんです。これは、財政上も非常に悩ましいことなのかと思うんですけども、この要因はどういうところにあるのか。例えば、令和3年はこういう、前年と比べてまた大きく跳ね上がっているわけですから、そうした要因分析というのは何かされているのか、その点を伺いたい。

次に、成果報告書の70ページですけれども、この成果報告書も今年工夫されて、大変見やすくなっています。非常にいいかと思うんですけども、この中で上のほうの表ですけれども、決算状況のところで、コールセンター運用経費の負担金というのが出ておりますが、これは庁舎1階の税のコールセンターのことですかと思うんですが、

その確認と。

これは、ここでも計上されているということは、負担を関係課で分担しているのかと思うんですが、この負担割合、計算方法というのを教えてください。それはどういう根拠で、つまり収納実績の金額の比例なのかどうか、もしそういう決めがあるんでしたら、そういうことも含めてお願ひします。

あと2点、難しいものではないかと思うので、続けて言ってしまいます。

○委員長 はい、どうぞ。

○2番 村田委員 特定健診事業について、成果報告書の71ページですけれども、健康診断の受診率が令和2年度と比べて26%ぐらいだったか、かなり向上しているんですよね。いいことだと思うんですけども、説明にもありました40歳以上の費用の無料化、これはどのくらい寄与しているというふうに見ていらっしゃるのか。コロナの影響がどのくらい収束していくというところもあるものですから、それが分析可能かどうか分かりませんが、担当課としての評価といいますか、分析について伺いたいと思います。

それと、この中には特定健診等健康診査等事業の中で、特定保健指導、あるいは健診受診奨励委託事業がありますけれども、これで成果として何人、実際にこれを受診されているのか、教えてください。

最後になります。同じページの人間ドック助成の下の表です。人間ドックほか3、それぞれのドック事業ですけれども、過去を見ますと、令和元年までは回復はしていないけれども、令和2年よりはかなり数字的には向上していると思うんですけども、この辺、保険者としてどのように分析して、今後、受診率をどう上げていくのか、その分析から出てくる受診率向上作戦ですけれども、その辺のお考えを聞かせていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 繰入金が増減しているといった要因についてでございますが、給付が大きなものですが、保険給付を、必要な支出から県支出金や一般会計法定繰入金を差し引いた残りを国保税で賄うということになっておりますが、賄えない部分がございまして、そこを法定外繰入金で不足を補っているという状況でございます。

変わってくる要因といたしましては、保険給付費の増加、令和2年と3年の関係でご説明申し上げますと、まずは保険給付費が増加しております。前年度の2年度はコロナによる受診控えがございましたが、その反動で、令和3年は6.2%ほど増えてございます。

もう一つが、前年度繰越金、これが前から比べると約5,600万円ほど少ないかと思っております。

それと、被保険者が減少しております、保険税収入も減少しております。こういったものがありますと繰入金が増額となってまいりますので、そこが要因と考えてございます。

それと、コールセンターの関係でございますが、こちらにつきましては、実は税務課のところにあるコールセンターのことではございませんで、医療費の適正化のために、先ほどもご説明させていただきましたが、後発医薬品に関する取組をしておりまして、ジェネリック医薬品に関するコールセンターというのを、利用促進を図るために、全国組織の国保中央会というところと保険者の共同事業として、コールセンターを設置し運営しております。そこへの負担金ということで支出したものでございますが、全国組織でやっております関係で、行田市の支払いの計算については、行田市の被保険者数と全国の被保険者数、その割合で決まってまいりまして、コールセンター全体の運営経費というのは708万円ほどございます。そこを行田市分ということで割り算をしますと、結果、8,505円ということで、埼玉県国保連合会を通じて請求が来まして、国保中央会のほうに納めているという状況でございます。

それと、次の71ページの特定健診の関係でございますが、無償化したことによる費用はどの程度だったのかという質疑でございますが、令和3年度から一部負担金無料化ということでやっております。

ただ、そのほかにも、令和2年度はコロナ対策ということで、積極的な勧奨は見合わせておりました。そういったことで、3年度は見合わせていた受診勧奨事業等をまた積極的に実施したということもございまして、その相乗効果というんですか、そのために受診率が向上していると考えております。もちろん、無償化も1つの要因ということになりますが、それだけでの受診率向上というふうにはならないかと。

元年からの特定健診受診者数を申し上げますと、まず令和元年度が5,309人、令和2年度が3,887人、そして令和3年度が4,831人という結果でございました。

すみません。特定保健指導の実績ですけれども、令和2年度、非常に受診率が低くて申し訳ないですけれども、0.8%という実態でした。それが令和3年度は2.6%向上したということですございます。

続いて、人間ドックの関係でございます。元年度のレベルまでには回復していないが、どう分析し、どう回復を図ったらいいかということでございますが、先ほども申し上げたんですけども、令和2年度は、コロナの影響で受診控えがあった関係から大分低くなりました

が、委員おっしゃるとおり、3年度は少し上向いてきております。

ドックにつきましては、コロナ前までは順調に推移してきている状況でございました。そういうことから、引き続きこれまでの取組を継続して実施をしていく。これまでの取組の具体例としましては、被保険者の加入時や更新時に、ドックの情報を入ったチラシにより案内をさせていただくことや、特定健康診査の案内にドックの状況を記載してご案内し、周知してまいりたいと考えております。引き続き、受診率向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

コールセンターの件は、私、てっきり本庁舎1階のあれかと思っていたんですけども、全国的なこういう取組をやっているんですね、分かりました。

人間ドックの助成事業では、いろんな機会を通じて、ぜひ広報、周知のほうをしていただきたいんですが。

それで、1つ、私の質疑の中で、私の言い方が不十分だったなら申し訳ないですが、実績を問うたところで、特定保健指導と健康診査の受診奨励、この2つの事業の昨年度の実績をお答えいただきたかったんですけども、先ほどお答えいただいたのは健康診査の実績だったと思うんですけども、それはここに書いてありますのでね。お手元に資料ありますよね、お願いしたいんですが、答弁漏れ。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 すみません、お待たせしました。

令和3年度の特定保健指導の実績でございますが、合計で18人でございました。よろしいでしょうか。

あと、受診勧奨。

[「奨励のほうの」と言う人あり]

○保険年金課長 すみません。事業の内容でございますが、受診勧奨はがきを送った人数につきましては1万9,596人、電話勧奨で3,500世帯、健診結果付通知の送付が1,856人ということですございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

すみません。私の手元、昨年あるいは一昨年の資料を見てみると、令和2年が19人、元年が28人あって、これは奨励のそういう案内を受けて、それによって実際に受診された方なのかと思っている2桁の実績なわけですよ。それとは違う数字みたいなので、この数字に対応する令和3年度の実績が分かれば、後で結構です。出ますか。

○委員長 執行部、答弁大丈夫ですか。

○保険年金課長 今、手元にございませんので、後ほどまとめてお答えさせていただきます。

○委員長 村田委員、それでよろしいですか。

○2番 村田委員 はい。

○委員長 他に質疑はございますか。

田中委員。

○副委員長 誠実にご答弁ありがとうございます。と申しますのも、特定健康診査等の事業ですけれども、無料の措置というのがないのが令和元年度だったと思うんですが、その推移をご答弁いただきましたが、実際に率でいいますと37.1%だったということで、コロナの影響があって落ち込んで、またそこを盛り返したと。無料の措置も、今お話しいただいた勧奨事業というのがあってこそその実績だと思いますので、評価させていただきたいと思うんです。

無料がなくても37.1%だったというところを思いますと、それ以上の効果を出していっていただきたいと思いますし、そこら辺の見解というか、そこを含めて、決算とあれですが、考えているところがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 特定健診、これからも積極的にPRして、受診していただくようにやっていかなければならないと考えてございます。

3年度は、先ほどの無償化をしたという説明ですが、引き続き今年度についても、勧奨をする際に、AIを使って、その人に合ったご案内をさせていただくような形で、より勧奨が有効に届くように、働きかけができるようにという形で、見直しをしてやっているところでございます。引き続き、工夫をしながら、受診率向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長 田中委員。

○副委員長 ありがとうございます。

A I の分析ということもお聞かせいただきましたので、本当にそうなんだろうなと思います。現在の状況を思いますと、40歳以上の方というのは現在お忙しい元気世代とも言えるところだと思いますので、本当に流されてしまうという世代だと思いますので、その方に合った勧奨方法というか、後押しというか、そういうのは有効だと思いますので、ぜひとも、この事業はすばらしいので、その効果が十分に發揮できるように、またお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第61号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は举手を願います。

それでは、討論の申入れがありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、反対の討論を行いたいと思います。

質疑の中でも改めて確認されましたけれども、不納欠損あるいは収入未済額とともに、昨年度比でも増えています。これは、市民の生活の実情、実態に比べて保険料や保険税が適切ではない、支払能力を超えた保険税設定となっていることの現れではないか、その乖離がさらに拡大しているのではないか、こんなふうに読み取りました。

この点で、抜本的な制度改正が早急に求められ、引き続き国に対して、保険者の財政確立のための国の財政支援、これを強く求めていただきたいと同時に、こうした内容の決算においては、その認定には反対といたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第61号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第61号 令和3年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第61号は、これを認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 13分 休憩

---

午後 1時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第64号について

○委員長 次に、議案第64号 令和3年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、増田課長、お願いいいたします。

○保険年金課長 ご説明いたします。

初めに、主要施策の成果報告書をご覧ください。

まず、78ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業、事業費の決算額は9億6,614万992円でございます。

本事業は、県内全市町村が加入して設立された埼玉県後期高齢者医療広域連合が事業の運営主体となっております。令和3年度末の本市の被保険者数は1万2,413人となっており、前年度と比較し、506人増加しております。埼玉県全体では99万2,041人で、前年度比3万6,434人の増加となっております。

次に、147ページをお願いします。

こちらは、歳入歳出予算及び決算等の一覧でございます。

(1) 歳入ですが、各科目的決算額における構成比を見ますと、1款後期高齢者医療保険料が73.6%、3款繰入金が21.5%で、この2つの科目で95.1%を占めております。歳入合計額は10億2,113万5,565円で、前年度と比較し、約2.2%の増となっております。

次に、歳出でございます。

各科目の決算額における構成比を見ますと、2款後期高齢者医療広域連合納付金が99.1%を占めております。歳出合計額は9億6,614万992円で、前年度と比較し、約1.7%の増となっております。

歳入歳出差引額は5,499万4,573円で、翌年度への繰越金となります。

右ページは、決算額の推移を示したグラフでございます。ご覧のように、被保険者数の増加に伴い、歳入歳出ともに年々増加傾向にあります。

続きまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げますので、決算書をお願いします。

293ページ、歳出からご説明します。

まず、1款総務費、1項1目一般管理費は、予算現額420万3,000円、支出済額317万4,220円で、執行率は75.52%でございます。これは、保険料の納付書の作成及び発行に係る経費でございます。

次に、2項1目徴収費は、予算現額336万7,000円、支出済額336万6,000円で、執行率はほぼ100%でございます。これは、基幹系システムのサーバー等機器借上料等でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額9億9,631万9,000円、支出済額9億5,741万9,542円で、執行率は96.1%でございます。これは、広域連合への納付金で、広域連合会の積算に基づき納付したものでございます。内訳は、保険料と事務費及び保険基盤安定負担金の3つでございます。この保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置部分の一定割合を公費で負担するもので、被保険者に納めていたいた保険料に軽減部分を補てんして納付しているものでございます。

次に、3款諸支出金は、予算現額252万円、支出済額218万1,230円で、執行率は86.56%でございます。これは、主に保険料の還付金で、死亡した方や資格を喪失された方などに対する過年度還付金でございます。

次に、4款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額10億740万9,000円、支出済額9億6,614万992円で、執行率は95.9%となっております。

続きまして、歳入についてご説明しますので、戻りまして289ページをご覧ください。

まず、1款後期高齢者医療保険料、収入済額は右ページ収入済額の欄の一番上、7億5,134万2,290円で、前年度と比較し、約1.9%の増となっております。

1項1目1節の現年度分は、備考欄をご覧ください。1つ目のポツ、後期高齢者医療保険料現年度分は、特別徴収分で4億9,520万4,700円、2つ目のポツ、普通徴収分が2億5,510万8,190円でございます。

次に、2節の滞納繰越分は、収入済額が102万9,400円、不納欠損額が259万1,800円で、これは時効となった保険料を欠損処分したものでございます。また、収入未済額372万9,530円は、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額となっております。

次に、2款使用料及び手数料の収入はございませんでした。

次に、3款繰入金、収入済額は2億1,918万6,000円でございます。内訳は、1項1目事務費繰入金で、事務に係る経費を広域連合の積算に基づき一般会計から繰り入れたもので、3,325万2,423円でございます。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分に対する公費負担分として1億8,593万3,577円を一般会計から繰り入れたものでございます。この公費負担分は、市が4分の1、県が4分の3を補てんしており、県負担分は一般会計の歳入に後期高齢者医療保険基盤安定負担金として計上されております。

次に、4款繰越金は、前年度からの繰越金で4,839万2,376円でございます。

次に、5款諸収入は、221万4,899円でございます。内訳は、1項1目延滞金が9,610円で、保険料の延滞金収入です。

2項1目保険料還付金の213万8,090円は、保険料の過年度分の還付金で、広域連合から入ってきたものでございます。

3項1目市預金利子は、歳計現金に係る預金利子で1,211円でございます。

歳入合計は、292ページ、収入済額の欄の一番下となりますが、10億2,113万5,565円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

増田課長に確認ですけれども、午前中、村田委員の受診奨励通知については、数値はまだ出ていないということでよろしいですか。

増田課長。

○保険年金課長 では、先ほど午前中の件ですが、主要施策の事業に、昨年度まで主要事業に計上されていた生活習慣病重症化予防対策事業の関係がございまして、その関係の事業の実績のことを調べて出していたのかと思うんですけども、その関係の数字をまずお伝えさせていただいてもよろしいでしょうか。

令和2年度で申し上げますと、実績は16でございまして、令和3年度につきましては11でございました。

以上でございます。

○委員長 村田委員、それでよろしいですか。

○2番 村田委員 取りあえずそれで受ける。

○委員長 では、次に進めさせていただきます。

---

△議案第64号の質疑

○委員長 それでは、次に質疑を行いますので、質疑のある方は举手願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、2点ほど伺います。

まず1点目ですけれども、決算書では282ページ、後期高齢者医療の保険料の関係ですけれども、あわせて意見書ですと25ページに説明書きが入っているものですけれども、これを見ますと、不納欠損処分、それから収入未済額、いずれも前年度と比べて増えているようですね。特に意見書の25ページ、一番下にありますけれども、収入未済については前年度比158.35%と、1.5倍、大変額が増えているようですが、これはどうした要因があつてのものなのか、どのように分析されているのかお尋ねします。

もう一つは、決算書の292ページ、歳入のところですね。保険料軽減特例広報経費、この補助金が雑入で計上されておりますが、この保険料軽減の制度ですけれども、どのような軽減措置で、これはいつからいつまで行われているものなのか、今年度にも継続されているのか、この制度についてお答え願います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 まず、1つの後期高齢者医療保険料の不納欠損、収入未済額の増額の件でございます。

団塊の世代が75歳以上になり始めることで、被保険者が増加しております。それに伴いまして、徴収する保険料額も増加、増額をしております。被保険者の資力により納付が困難な割合も一定数おり、不納欠損処分、収入未済額も増加傾向となってございます。令和3年度不納欠損は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成28年度から令和元年度、7期までの賦課に係る滞納繰越分が時効により消滅したものでございまして、高額滞納の不納欠損が多く、欠損額が増加したものと見ております。

もう一つでございますが、292ページの保険料軽減特例広報経費補助金についてでございます。

これはどのような軽減措置かということでございますが、この軽減措置は、所得の少ない世帯に属する被保険者の均等割額の軽減措置、均等割額は7割、5割、2割の、本則ではそ

ういった軽減になっておりまして、それに対して、後期高齢者医療制度発足の当時、平成20年度ですが、それから国の特例措置により上乗せされた軽減ということで9割、5割、2割ということになっておりました。この軽減措置が段階的に見直されたこととなりまして、令和3年度以降は制度本来の軽減措置、7割、5割、2割となっております。これに伴い、広域連合では、補助として見直しに関する内容を被保険者に周知するための広報に係るリーフレットの印刷、封入、郵送料等に要する経費を補助金の対象としております。本市における令和3年度の対象経費は、軽減措置が本則に戻ることを周知するため、広域提供のリーフレットを税額通知に同封したことにより郵便料が増加いたしまして、その増額した分に対する補助でございます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

ただいまの広報補助金の件、軽減措置のところで確認をさせていただきたいんですが、答弁ですと、この軽減措置は令和3年度以降は元に戻った、本則に戻った、つまり令和2年度で終了していて、この令和3年度の決算でこの広報経費というのは元に戻っているんですよということをお知らせする、そういう諸経費とお聞きしたんですが、ということでよろしいんでしょうか。確認です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

増田課長。

○保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 他に質疑ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第64号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許可します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 私からは、本議案に対して反対の立場での討論を行います。

先ほど質疑の中でも、制度発足以来の軽減措置、緩和措置も令和2年度で廃止されるなど、

保険料の引下げの努力が十分に行われていない、こう思います。それは、一方では収入未済額が大幅に増えるなど、被保険者数が増える中で納付困難な方々が現実に増えているということからもそのことが言えるのではないかと。また、後期高齢者医療への他の医療保険からの拠出も、各保険財政に重い負担を強いています。これは抜本的な制度の見直しが必要ではないか、こうした制度の下でのこの事業の決算については反対といたします。

以上です。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第64号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第64号 令和3年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
は、これを認定するに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者举手]

○委員長 举手多数と認めます。よって、議案第64号は、これを認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 38分 休憩

---

午後 1時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第53号について

○委員長 次に、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、柴崎課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算（第6回）のうち、高齢者福祉課所管部分につきましてご説明いたします。

議案書の33ページをお開き願います。

歳出、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉センター費、補正額129万6,000円でございまして、内訳につきましては、右ページ説明欄のとおり、12節指定管理料でございます。これは、国際情勢の影響などにより、液化天然ガスや原油などのエネルギー価格の上昇に伴

い電気料金が高騰していることから、老人福祉センター大堰永寿荘及び南河原荘の電気料の不足分として指定管理料を追加措置するものでございます。

なお、当該補正額の財源は、全て一般財源でございます。

議案第53号についての説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第53号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は举手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

---

#### △議案第53号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は举手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、私から、第6回の補正予算について反対の討論を行いたいと思います。

質疑の中で改めて中身等を確認できましたけれども、本補正予算では処遇改善のための補助金や電気代等の高騰に対応する必要な諸経費の増額補正が含まれてはおりますが、障害者自立支援システムの改修では、匿名加工するとはいえ、市民の個人データを給付実績と結びつけて、これはデータの個人情報保護の点からセキュリティが万全なのか疑問があります。ましてや、今後の構想としては、民間企業へこれらのデータを引き渡すという方向で進められている。これはまさに個人情報保護、この点からも大変危険なことであり、よって反対と意見を表明いたします。

以上です。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第53号の採決

○委員長 次に、採決をいたします。

議案第53号 令和4年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は举手を願います。

[賛成者举手]

○委員長 举手多数と認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第63号について

○委員長 次に、議案第63号 令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、柴崎課長及び健康福祉部、大木副参事、お願ひいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第63号 令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

初めに、令和3年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の73ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険給付事業でございますが、この事業は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供し、福祉の向上を図ったものでございます。事業費につきましては、前年度と比較して1億6,593万173円、率にして2.8%の増となっております。

次に、決算内訳・実績等の欄の一番上の○第1号被保険者数ですが、令和4年3月31日現在の人数となっており、対前年度比では121人、率にして0.5%の増でございます。

次の○要支援・要介護認定者数は、前年度対比78人、率にして2.1%の増でございます。

その下の○保険給付費の内訳ですが、各サービス費等の延べ利用件数及び給付額は記載のとおりでございます。

次に、74ページから77ページまでの地域支援事業でございますが、事業費につきましては、前年度と比較して740万1,772円、率にして2.4%の増となっております。この地域支援事業は、被保険者が要支援・要介護の状態となることを予防するとともに、要支援・要介護の状態となつた場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、実施したものでございます。

地域支援事業として行った事業の事業費及び概要につきましては、74ページから77ページまでに記載してあるとおりでございます。

それでは、厚いほうの決算書をお願いいたします。

25ページ以降が介護保険事業費特別会計の歳入歳出決算書でございます。

まず、歳出合計についてご説明いたしますので、31ページをご覧ください。

支出済額ですが、執行率は97.4%となり、対前年度比では金額で1億1,070万8,240円、率にして1.7%の増でございます。

次に、歳入合計についてご説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

収入済額ですが、対前年度比では、金額で2億1,789万9,665円、率にして3.2%の増でございます。

ここで、令和3年度における介護保険の基本的な財源構成の仕組みについてご説明いたします。

29ページの歳出の2款保険給付費の箇所でございますが、この給付費の負担割合については、被保険者の保険料で50%、国・県・市の公費負担で50%という仕組みになっております。また、保険料の部分につきましては、65歳以上の第1号被保険者がその23%を、40歳から64歳までの第2号被保険者がその27%を負担し、公費負担の部分につきましては、在宅系サービスでは、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%を負担、施設系サービスでは、国が20%、県が17.5%、市が12.5%を負担する仕組みとなっております。

また、4款地域支援事業費の負担割合でございますが、まず1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、ただいまご説明いたしました在宅系のサービスの負担割合と同じで、2項包括的支援事業・任意事業費の負担割合は、第1号被保険者が23%で、第2号被保険者の負担割合はなく、残りの77%が公費となりまして、そのうちの国が38.5%、県と市が19.25%ずつをそれぞれ負担する仕組みとなっております。

続きまして、事項別明細書の歳出から説明させていただきますので、275ページをお願いいたします。

1款総務費ですが、執行率は82.8%、対前年度比では1,498万784円の減額となっております。

まず、1項1目一般管理費ですが、右側備考欄で主なものを申し上げますと、2節一般職給から4節の2行目、地方公務員災害補償基金負担金までは職員7名分の人事費、12節一番下OAシステム改修委託料は、介護保険制度改革改正に対応するための改修委託料でございます。

次に、2項1目賦課徴収費ですが、主なものは11節郵便料と12節電算委託料でございまして、電算委託料は、介護保険料の納入通知書、納付書及び送付用封筒の加工、印刷等に要し

た費用でございます。

次に、3項1目介護認定審査会費ですが、主なものを申し上げますと、右ページの備考欄、1節委員報酬及び278ページの一番上、8節費用弁償は、介護認定審査会委員29人の報酬等でございます。

次に、3項2目介護認定調査費ですが、主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、介護認定調査員12名分の報酬、11節、一番下の手数料は、介護認定審査に必要となる主治医意見書作成に係る手数料で、年間3,109件分でございます。

次に、4項1目趣旨普及費ですが、10節印刷製本費は、介護保険制度の理解、啓発を目的とした各種パンフレット等の作成費用でございます。

次に、2款保険給付費は、歳出全体の92.7%を占めており、予算執行率は98%で、対前年度比では、金額で1億6,593万173円、率にして2.8%の増でございます。

まず、1項1目介護サービス等諸費は、介護保険事業者に支払われる要介護1から5までの方が利用した介護サービスの給付費でございます。

右ページ備考欄でございますが、全て18節の支出であり、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの給付費、次の地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型グループホームや小規模な通所介護などの給付費、次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設利用の給付費、次の居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレやシャワーベンチといった介護用品の購入費として、10万円を上限として原則その9割を給付するもの、次の居宅介護住宅改修費は、手すりの取付けやスロープの設置、風呂場、トイレの改修等といった住宅改修費として、20万円を上限として原則その9割を給付するもの、次の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの作成料でございます。

279ページをお願いいたします。

2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方が利用した介護予防サービスの給付費でございます。

右ページの備考欄になりますが、全て18節の支出であり、一番上の介護予防サービス給付費は、在宅系サービスの通所リハビリテーションなどの給付費でございます。次の地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護などの給付費、次の介護予防福祉用具購入費以下の内容につきましては、先ほどご説明申し上げた介護サービス等諸費と同様でございます。

次に、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払った年間8万6,256件分の介護給付費明細書の審査手数料でございます。

次に、4項1目高額介護サービス費は、要介護1から5の方の月額の自己負担額が定められた基準額を超えた場合に高額介護サービス費として支給するというもので、月額の基準額につきましては、世帯の所得状況に応じまして6段階に区分されております。

次に、4項2目高額介護予防サービス費は、こちらは要支援1及び2の方が対象となります。

5項1目高額医療合算介護サービス費は、各医療保険と介護保険の双方のサービスを利用している世帯の負担軽減を図るため、8月から翌年7月までの1年間の自己負担額が定められた基準を超えた場合に高額医療合算介護サービス費として支給するもので、要介護1から5の方が対象となります。

5項2目高額医療合算介護予防サービス費ですが、こちらは要支援1及び2の方が対象となります。

281ページをお願いいたします。

6項1目特定入所者介護サービス費ですが、これは施設サービスを利用した場合、食費や居住費は全額自己負担となりますが、低所得者の方の優遇措置として、所得に応じて4段階の負担限度額が定められておりまして、その限度額を超えた部分を給付するというもので、対象者は要介護1から5の方でございます。

次に、6項3目特定入所者介護予防サービス費は、こちらは要支援1及び2の方が対象となります。

3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金運用利子を基金に積み立てたものでございます。

次の4款地域支援事業費につきましては、大木副参事がご説明いたします。

○健康福祉部副参事 それでは、そのままのページ、281ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費でございますが、予算執行率は93.3%、支出済額は前年度と比較して2.4%の増となっております。

初めに、1項介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、前年度と比較して88万987円、率にして0.5%の減となっております。

それでは、1項介護予防・日常生活支援総合事業費の中の各事業費についてご説明いたします。

283ページ、284ページをご覧いただきたいと思います。

右側のページの備考欄、上から1つ目の①介護予防・生活支援サービス事業費は、その多くを占める支出が18節の介護予防サービス費負担金ですが、前年度と比較して89万4,129円の減となっております。これは、要支援1及び要支援2の方や事業対象者が利用した介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに係る費用について、埼玉県国民健康保険団体連合会へ負担金として支出したものでございます。また、11節審査支払手数料は、この介護予防サービス費等に係る審査のための手数料と同じく埼玉県国民健康保険団体連合会へ支出したものでございます。

次に、上から2つ目の②介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、これは、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援1及び要支援2の方や事業対象者のケアプラン作成費について、埼玉県国民健康保険団体連合会へ負担金として支出したものでございまして、前年度と比較して75万7,657円の増となっております。

次に、上から3つ目の③一般介護予防事業費は、主なもので12節介護予防事業委託料は、一般の高齢者を対象に生活機能の維持向上を図るため、通所型の介護予防教室や出前講座を民間事業者に委託して実施したものでございます。

次に、2項の包括的支援事業・任意事業費の説明に移らせていただきます。

2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、前年度と比較して828万2,759円、率にして6.4%の増となっております。

それでは、2項包括的支援事業・任意事業費の中の各事業費についてご説明いたします。

右側のページの備考欄の一番下の④包括的支援事業費は、市内5箇所に設置しております地域包括支援センターの運営に係る費用及び地域ケア推進会議に係る費用でございます。

7節の委員謝金でございますが、主に地域包括支援センター相談協力員に対するものでございます。

7節の謝金及び11節の手数料は、地域ケア推進会議の専門職アドバイザーに係る謝金及び派遣手数料であります。

286ページをお願いいたします。

12節地域包括支援センター運営委託料は、前年度と比較して835万3,500円の増となっております。12節地域包括支援センター運営委託料の内訳としましては、機能強化型の地域包括支援センター緑風苑に2,360万円、通常型の地域包括支援センター壮幸会、まきば園、ふあみいゆ、ほんまるにそれぞれ1,834万5,000円を支出しております。また、11節通信料、12節〇

A機器保守点検委託料及び13節OAシステム借上料は、地域包括支援センターシステムに係る経費でございます。

次に、上から1つ目の⑦任意事業費は、主なもので12節の2つ目、高齢者等配食サービス事業委託料ですが、前年度と比較して6万2,400円の増でございます。また、19節要介護者等紙おむつ給付費につきましては、前年度と比較して126万4,807円の減でございます。

次に、上から2つ目の⑧在宅医療・介護連携推進事業費は、主なもので12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料ですが、行田市医師会に運営を委託し、さらに行田市医師会から医療法人清幸会に再委託し、運営を行っております。同センターの役割でございますが、在宅医療を希望する患者の方を関係職種につなぐほか、患者ご本人やそのご家族だけでなく、地域包括支援センターやケアマネジャーなどからの医療に関する相談に対応することでありまして、在宅医療と介護のスムーズな連携に重要な役割を担っております。

次に、上から3番目の⑨生活支援体制整備事業費でございますが、12節生活支援体制整備事業委託料は、高齢者の生活支援サービスの提供体制整備のために設置している生活支援コーディネーターに係るもので、行田市社会福祉協議会に委託したものでございます。

次に、一番下の⑩認知症総合支援事業費でございますが、主なものとして12節認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やそのご家族を支援するため、社会福祉法人等に委託して実施している認知症カフェの委託料でございます。

○高齢者福祉課長 改めまして、6款以降につきましては私からご説明させていただきます。

287ページをお願いいたします。

6款諸支出金でございますが、1項1目第1号被保険者還付加算金は、右ページ備考欄の22節過誤納金還付金でございまして、年度途中で転出や死亡等によって過誤納となった219件分の還付金でございます。

次の1項2目償還金は、令和2年度分の介護給付費の確定等に伴い、超過交付が生じたことによる国・県への返還金でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきますので、269ページをお願いいたします。

まず、1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございますが、徴収率は現年度分が99.46%、滞納繰越分が8.99%で、全体では97.91%となっております。不納欠損額につきましては人数が290人、収入未済額の人数につきましては、現年度分が343人、滞納繰越分が367人、合計で710人となっております。

次の2款使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち居宅給付費の20%、施設等給付費の15%に相当するもの、次の2項1目調整交付金は、保険給付費の5%に相当するものでございます。

その下の2目地域支援事業交付金でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%相当分と、包括的支援事業・任意事業費の38.5%相当分の合計でございます。

次に、3目保険者機能強化推進交付金は、自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金、4目の保険者努力支援交付金は、自立支援・重度化防止に向けた取組のうち、特に介護予防、健康づくりに資する取組を支援するための交付金、その下の5目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれる方などに対する介護保険料減免額に対する補助金、次の6目介護保険事業費補助金は、272ページ備考欄、一番上になりますが、介護保険制度改革に対応するためのシステム改修補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料に当たるもので、保険給付費の27%相当額を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめをして市に交付するもの、次の2目地域支援事業支援交付金は、同様に介護予防・日常生活支援総合事業費の27%相当額でございます。

次に、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち居宅給付費の12.5%、施設等給付費の17.5%に相当するもの、次の2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分と包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当分の合計でございます。

次に、6款財産収入の1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子でございます。

次に、7款繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、1項1目介護給付費繰入金は、市負担分として給付費の12.5%に相当するもので、その下の2目地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の市負担分で、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分、包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当分の合計でございます。

3目その他一般会計繰入金は、給与費繰入金と事務費繰入金でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者である第1段階から第3段階までの保険料を軽減した分の公費負担分でございます。

273ページをお願いいたします。

8款繰越金でございますが、1節介護給付費交付金繰越金と2節地域支援事業交付金繰越金は、国・県への令和2年度超過交付分返還金の充当財源として計上したものでございます。3節その他繰越金は、保険料の余剰金であり、令和4年度への繰越金となるものでございます。

次に、9款諸収入でございますが、1項1目第1号被保険者延滞金は、37件分の延滞金、次の2項1目預金利子は、介護保険特別会計における歳計現金分の利子、次の3項1目雑入は、備考欄に記載のとおりでございます。

次の2目返納金は、介護事業者の過誤請求による介護給付費の返納金等でございます。

3目第三者納付金は、交通事故を原因として介護保険サービスを利用した方の給付費に対する加害者からの損害賠償金の納付金でございます。

以上で、令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算に係る説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 21分 休憩

---

午後 2時 34分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第63号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 では、私から、まず何点かまとめて質疑させていただきます。

まず、1点目です。ご説明の中で、コロナ感染対策の一環で、保険料の軽減措置の予算年での説明がありました。予算書では270ページの災害臨時特例補助金、ここで国から補助金として歳入として補てんされるというご説明だったんですけども、この年度のコロナによる減免の件数、それから金額はこの80万5,000円、これは全ての額でよろしいのか教えてください。

2点目が、成果報告書の73ページですけれども、要介護認定の認定者数の関係です。認定者数は、昨年と比べて僅かですけれども増えている、増加の傾向を示している。要介護認定

者ですけれども、全体としては本当に微増ですよね、こちらもね。それで、R1から2に向かっての増減では増えているんですけども、コロナの影響をどのようにこの数字から見て取ればいいのかというのがね。相変わらず申請控えというところまでいっているのか、それにはあまり影響なく、微増であるけれども、対象者数の増の従前の認定割合との比較で言えば、コロナの影響はさしてないのか、あるいは申請控えが起こっているのか、はたまた例えば予防効果がとか、その辺の要因をどう見ていらっしゃるのか。それに付随して、地域包括支援センターですとか、現場に近いそうしたところからこの点での何か意見とか、そういうのを聞いているのか伺います。

3点目までいってしまいます。保険給付費、この73ページの下の表ですけれども、上3つの諸サービス費や審査支払手数料、これはアップしているんですが、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス、特定入居者介護サービス、この3事業費はいずれも金額、それから延べ利用件数とも減っていますね。減少傾向にあるように見て取っているんですけども、要因は何なのか。制度改定の影響が考えられるのかと思うんですが、それぞれ3つの事業、どんな事業の内容か、先ほど簡単な説明ありましたけれども、制度改定があったのであれば、その改定の内容について、簡潔にて結構あります。どういう内容であったのか、またケアマネですとか、あるいは直接利用者からこれらの件で相談や、あるいは苦情とかあるのか、紹介をいただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎課長。

○高齢者福祉課長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず、介護保険料のいわゆるコロナ減免の関係ですけれども、件数と金額につきましては、令和3年度に行った介護保険料のコロナの減免の実績ですけれども、件数で25件、金額で145万5,090円でございます。

そのほかの介護保険料のコロナ減免に関して、国からの財政支援として災害臨時特例補助金、この部分を充てられているということで、災害臨時特例補助金の80万5,000円全てかというところでございますが、コロナ減免の国の財政支援としての歳入はほかにもございまして、この5目の災害臨時特例補助金と、そのほか同じく3款の2項1目調整交付金、この中にもコロナ減免に対する財政支援分が含まれております。原則としての割合ですけれども、一応コロナ減免の額に対して、原則10分の6が災害臨時特例補助金で、残りの10分の4が調整交付金のうちの特別調整交付金ということで措置されます。

コロナ減免として措置された金額ですけれども、まず災害臨時特例補助金ですが、この80万5,000円のうち、コロナ分が75万6,000円になります。続きまして、順番が前後してしまって申し訳ないですが、調整交付金ですけれども、調整交付金の1億769万1,000円のうち、特別調整交付金においてコロナ減免として措置されている分が73万7,000円になります。こちらの部分につきましては、調整交付金ですけれども、純粋に調整交付金の算定期間というのをきちんと年度で算定されるものではないので、この中で令和2年度の調整交付金の未交付分なども含めておりませんので、実際に先ほど申し上げた特別調整交付金の73万7,000円のうち、49万4,000円が令和3年度のコロナ減免分に対して措置されたものでございます。

コロナ減免の関係は以上でございます。

続きまして、2点目の主要施策の中の認定者数等でございますが、こちらの部分につきましてお答え申し上げます。

まず、要支援者の人数ですけれども、要支援につきましては、昨年度と比較して47人の増ということになっておりまして、要介護の方全体で見ますと、昨年度と比較して31人の増ということになっております。率で言うと1.1%になります。ただ、要介護認定者数も、内訳で見ていくと、要介護1とかは4人ですけれども、減っておりますが、そのほかにつきましては増えているような状況でございます。そういったところと、あと全体でいきますと増えているということもありますので、これをもってコロナの影響とかをどう読み解くかというのは、この人数だけからは難しいかと思っております。したがいまして、包括支援センター等に特にご意見とかを求めていないような状況でございます。

続きまして、3点目ですけれども、主要施策の保険給付費の内訳の中で、この表に記載されている下の3つにつきまして、延べ利用件数と給付の金額、ともに前年度対比で減額となっているというところですけれども、こちらにつきましては、まず一番最初の高額介護のところですけれども、高額介護サービス等費につきましては、令和3年8月に制度改正がございまして、同一世帯に年収が770万円以上の高齢者の方がいる場合、毎月の利用者負担の上限額が見直されたところでございます。具体的には、年収が約770万円以上、約1,160万円未満の方がいる世帯は、世帯の毎月の上限額がこれまで4万4,400円だったものが9万3,000円に、年収約1,160万円以上の方がいる世帯は、世帯の毎月の上限額4万4,400円が14万100円に変更されたところでございます。

次に、高額医療合算ですけれども、こちらについては特に制度改正等はございませんでしたので、減となった要因につきましては、特に考えられるものはないというところでござい

ます。

最後に、特定入居者介護サービス等費ですけれども、こちらも令和3年8月から制度改革がございまして、このサービス等費につきましては、住民税の非課税世帯等、所得が低い方、低所得の方が特養とかの介護保険施設とかショートステイなどを利用した場合の居住費ですかと滞在費、食費に限度額を設けまして、限度額を超える部分を直接保険給付費として施設等に保険者から給付するものでございます。令和3年の見直しでは、対象者の預貯金の要件と食費の負担限度額、こちらが見直されました。それによりまして減額になったものと考えております。

そのほか、制度改革について、ケアマネの方や利用者からのご意見等、そういった部分でございますけれども、窓口や電話などでこの見直しについてご意見をいただくことはございましたが、その場合につきましても、職員から制度改革の趣旨を丁寧に説明しまして、ほとんどの方にご理解いただいているものと認識しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員、再質疑はありますか。

○2番 村田委員 結構です。

○委員長 他に質疑ございますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 また何点か合わせて質疑させていただきます。

成果報告書の74ページ、地域支援事業、上段をまず伺います。これも各サービス、ほとんど前年度比で下がっているように思うんですね。令和2年の実績では、前年度比で増え多かったように、私、過去のを見ましたらそういう数字になっておるんですが、令和3年度で下がっているのが多いのは、要因はどのようなものと評価されているのか、それがまず1点。

それから、2点目は、同じく成果報告書の75ページ、地域支援事業の下の欄の包括的支援事業についてであります。いろいろな事業がありまして、改めて整理をしたいので、決算内容・実績等の欄で地域包括支援センター運営委託とある中で、地域ケア個別会議の開催件数の実績が出ておるんですが、この会議と、地域ケア推進会議というのがまた別のところでたしか出てきていたかと思うんですけども、これの違い、性格の違いというのはどういうものなのか、それぞれどういう会議なのか、その会議の成果というものが具体的にお示しいただけるものがあれば例示していただきたい。

それから、もう一つが地域包括支援センターの相談協力員というのが一番下にあるんです

けれども、私、各自治会にお願いをしているというような説明もあったのかと思うんですが、これは何か資格とか、あるいは経験といった、それをお願いするに当たっての一定の基準といいますか、要件みたいなのを持っているのか、それと実際これはどういうことを行っているのか。地域の困った方、介護が必要じゃないかとか、予防事業が必要じゃないかという方の相談の窓口としては民生委員がその機能を果たしているのかと私は思っているんですが、この民生委員との役割の違い、異なるのかどうなのか、この辺の実際の様子を教えてください。

それから、もう1点いります。次のページ、76ページの上の任意事業ですけれどもね。この年度は大体実績も回復しているかと見ているんですが、この紙おむつの給付事業、これの実績が下がっているんですよね。これは給付要件の変更を行ったんだったかどうか、この要因についてお答え願います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木副参事。

○健康福祉部副参事 順次お答え申し上げます。

まず、1点目が、介護予防・生活支援サービスの事業に関しまして、利用件数が減っているのではないか、2年度よりも減っているということで、その要因は何かというご質問であったかと思います。

令和3年度は、訪問介護、通所型サービスとともに利用件数が減少しておりますが、この減少は、埼玉県に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が発令された直後に、主として通所型のサービスが減少しております。また、利用者の実人数は、令和2年度と比べてみたのですが、大きく減少はしておりません。利用回数のみが令和2年度と比べて令和3年度は減少しておりました。そういうことから、その期間において、緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置の期間においての利用控え、そのコロナによる影響というのは多少なりともあるのかと考えております。

続きまして、2番目ですね、包括的支援事業の中の地域ケア個別会議と地域ケア推進会議、こちら2つの会議がございますが、この2つはどのような会議であるか、会議の成果等はあるかというお話をございました。1つずつ順にご説明させていただきます。

地域ケア個別会議とは、地域包括支援センターが主催するものでございます。内容としては、個別の事例を通じて、その地域包括支援センターの圏域内の地域のネットワークの

構築、それから困難事例があって、それを援助しなければならない事例等の検討を行うものでございます。昨年度は、2つの地域包括ケアセンターで計6回実施しております。高齢者の支援者間の情報共有、それから家族を含めた関係者との支援、そのようなものを調整することができました。

次に、地域ケア推進会議についてでございますが、これは行田市が主催するものでございます。利用者の自立支援、それからその利用者の方の重度化防止に向けて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者が作成するケアプランやサービス内容について、専門家であります歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、薬剤師で構成する専門的なアドバイザーの方の助言、指導を行うものです。これによりまして、利用者の方の心身の向上に向けた対応、それから支援者の方の支える力の向上をつなげる、図ることができたと考えております。また、個別のケースの検討としまして、地域課題の把握もそこから出てくるものを把握して行っております。その中で通いの場の創出を含めて、必要なサービスの創出などにつなげることができたかと考えております。なお、令和3年度、地域ケア推進会議につきましては、全8回、21ケースの検討を行っております。

続きまして、3番目の地域包括支援センターの相談協力員、こちらの方はどのような方がなるのか、またどのようなことを行っているのか、それから民生委員と役割の違いがあるのかというお話をございましたが、地域包括支援センター相談協力員は、各自治会が推薦された方で、地域の高齢者の見守りや声かけの活動を行っておられます。また、見守りを通して支援が必要な方がいた場合、地域包括支援センターや民生委員などの支援機関へつなぐ役割を担っております。推薦の要件につきましてでございますが、特に必要な資格などはありませんが、社会福祉に理解のあること、健康な方であること、見守り活動等の活動が可能な方であること、秘密が保持できる方であることなどを要件としており、任期につきましては、民生委員との連携を視野に入れまして、民生委員と同様の3年間としております。それから、委嘱人数は1自治会ごと300世帯当たり1人に委嘱させていただきまして、令和3年度末で199人の方を委嘱しております。

そして、民生委員との役割の相違点でございますが、民生委員はより具体的な支援の調整を行うことに対しまして、地域包括支援センターの相談協力員につきましては、地域の見守り的な要素、それから民生委員とか地域包括支援センターにこういう事例がありました、こういう人がいましたというつなぎ的な要素が強い点というのが民生委員と違う役割と認識しております。

次に、4番目ですね、任意事業費の中の要介護者等紙おむつ給付事業、こちらについて、利用者数、利用額が減少しているというところで、何か変更があったのか、要因はどのようなものかというお話をございます。

令和2年11月に厚生労働省の老健局から通知がございまして、内容といたしましては、令和3年4月1日以降の地域支援事業交付金に該当する介護用品、紙おむつなどですね、こちらの支給対象者が変更で示されました。本人、課税者等につきましては、地域支援事業交付金の対象外となることになっています。これによりまして、対象外になった方につきましては市として一般会計で対応するということになりましたので、特別会計上の対象人数や額が減少したものでございます。なお、一般会計、それから特別会計ですね、こちらを合わせた全体の支給対象者及び支給額につきましては増加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 それぞれ分かりやすいご説明、答弁ありがとうございました。

1点、地域包括支援センター相談協力金の点ですけれども、私、包括センターに行っていなかったので、それぞれで大体40人程度、それで報酬の単価が500円ぐらいなのかと勝手に試算してみたんですが、この計算式は成り立たないみたいで、1自治会300世帯程度で1人を配置するということで、報酬額は幾らなのか教えてください。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木副参事。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

活動報酬額につきましては、1人1月当たり500円をお支払いしております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

村田委員。

○2番 村田委員 続けて申し訳ございません。端的に質疑させていただきます。

在宅医療介護連携推進事業について続けて質疑いたします。この連携推進センターの運営、もう何年か経過すると思うので、安定的に行われているのかと思うんですが、この運営委託、800万円弱ありますけれども、この経費の内訳はどういうものなのか、主な内容で結構です、どういう経費ということを教えてください。

2点目は、この支援センターへの相談、どんなところからどのような相談なのかというこ

とですが、先ほどの説明では包括支援センターやケアマネから相談ということですが、主にどんな内容なのか、そこを改めて伺いたいと思います。

3点目ですが、その上で、包括支援センターの役割との違いですね、包括支援センターも、例えば入院されている高齢者の方が退院後、在宅で可能なのか、あるいはほかの施設系のところに、それでも種類によって受け入れ可能じゃないとか、いろいろ選択肢がその個別のケースで出てくると思う。そのときの調整役といいますか、総合的な案内、相談窓口というのは包括なのかと考えるんですが、そうすると、機能的には重なるところもあるのか、いや、そうではなくて、この仕組みではこういうふうに役割分担になっていますというのがあれば、そこを整理して教えてください。

次に、いってします、最後までね。あと3点ほど。

生活支援体制整備事業、次の77ページになるんでしょうかね。この生活支援コーディネーターが2人から1人に減っていると思うんですよね。それでいいのか確認の上で、減っているとすると、なぜ1人になったのかという理由を教えてください。

それから、第2層協議体と、こうあるんですけれども、これ、第2層というのはどういうものなのか。この協議体、メンバー、どんな方で構成されて、具体的にどういう協議を行っているものなのか、こんなふうな成果も見えていますというところを教えていただければ。この実績をもう少し具体的に教えてください。

それで、課題と支援のマッチング、それから新たなサービスの創出というのが、地域課題の抽出、それからそれによって、その解消、成果も出ているということが今言われたんですけども、こういう出された課題を解決していくための実際に動く、調整する方がこの生活支援コーディネーターということなのか、あるいはそうではなくてということなのか、このコーディネーター事業とその周辺の事業との関係みたいなことを教えていただければと思うんですけども。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大木副参事。

○健康福祉部副参事 また順次お答え申し上げます。

まず、1点目の在宅医療・介護連携支援センターの運営委託料、こちら内訳ということでございますが、委託料の内訳でございます。行田市医師会と協議しまして、事業を行うための在宅医療支援コーディネーター、相談員の方ですね。こちらの方、常勤換算分ということ

で1.5人分、及び事務職員といったしまして、常勤換算の方ということで0.5人分の人工費ということで、合計2人ということの人工費、合計こちらが約720万円になります。それと、年3回発行する広報紙ですね、「行田人」という広報紙ですが、こちらの印刷製本費といったしまして約47万円、それから各種研修会を開催するための講師の謝金になります。こちらが12万円となっておりまして、それでおおよそ800万円ということになっております。

それから、次にこちらの在宅医療・介護連携支援センターの相談につきまして、どんなところからどのような相談がございますかというお話をございますが、相談につきまして、昨年度は550件ございました。主な相談者は、市民からの相談というのが全体の32%の177件、医療・介護機関の関係者の方からが全体の65%に当たります360件となっております。相談内容につきましては、主に在宅医療に関する相談が多く寄せられておりまして、その他、介護保険サービスのこと、それから訪問看護サービスに関する相談など、医療・介護に関する相談が主な相談内容として上げられました。

次に、地域包括支援センターとの役割の違いにつきましてご説明させていただきます。

地域包括支援センターとの違いについては、在宅医療・介護連携支援センターならではの役割ということで、患者ご本人やそのご家族だけでなく、地域包括支援センターやケアマネジャーなど専門職からの医療に関する相談への対応、それから医療・介護の関係者の研修の開催、それから相談支援のほかに、在宅医療と介護のスムーズな連携促進に向けた取組等を行っております。そこが地域包括支援センターがやっていない、また違う役割の一つだと考えております。

次に、生活支援体制整備事業についてお答え申し上げます。

1つ目、生活支援コーディネーターが令和3年度から2人から1人に減っているというその理由ということでございますが、生活支援体制整備事業の委託先であります行田市社会福祉協議会では、令和3年4月から、より地域に密着した地域福祉の視点から地区担当制というのを導入して、地区ごとに社会福祉協議会の職員を配置しまして、地域の課題に応じた地域福祉の推進を図ることとしました。これを受けまして、地域づくりと一体的に進める生活支援体制整備事業において、より効果的に担当制を生かして事業を推進していくに当たりまして、統一的な旗振り役、調整役をしなければならないということもありますし、そうしますと、生活コーディネーターの方が複数名ではなく1人で行うほうが望ましいという申出が社会福祉協議会からございました。そこで、市と社会福祉協議会で協議した結果、生活支援コーディネーターを1名ということにいたしました。

なお、生活支援コーディネーター1名ということになりましたが、それぞれの地域で担当者が配置されまして、1人のコーディネーター、統括者と、地域の担当者で今、統一的なスムーズな調整が図られていると、行われているということから、大きな影響は出でていないものかと認識しております。

次に、第2層協議体というものはどういうものであるか、どのようなメンバーで行っているのか、具体的な成果はあるかというところでございますが、生活支援体制整備事業は高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができますよう、地域の担い手の養成、それから地域での話し合いの場の創出、支え合いの体制づくり、地域の課題と社会資源のマッチングなどを進めている事業であります。地域の話し合いの場を協議体と位置づけておりまして、また、より地域に密着した小地域の体制づくりを行う話し合いの場が第2層協議体ということで位置づけております。

現在、4つの地区で第2層協議体として話し合いが進められております。具体的な内容につきましては、まず持田地区で行っております事業につきましては、介護施設と地域住民とが協力して、子どもから高齢者を対象にしました多世代型の食堂やフードパントリーなどを実施しております。また、長野地区につきましては、防災の視点から、日頃の支え合いを考えるべく、避難行動要支援者情報を地域の地図に落とし込み、その支援方法について検討、考えているところでございます。また、埼玉地区につきましては、地域版の有償ボランティア制度の立ち上げを考えているところでございます。また、太田地区につきましては、地域の担い手である見守り活動の検討を行っております。こういうことを4つの地域で今行っておりまして、それぞれの地域で支援体制を確立すべく、話し合い、検討を進めているところでございます。

次に、課題と資源のマッチングや新しいサービスの創出についてでございますけれども、周辺事業との関係性ということでございますが、生活支援コーディネーターは地域での様々な話し合いなどを通じて把握した課題と、資源のマッチングや地域に不足したサービスの創出などの調整を行っております。各地域における課題は様々ございまして、市内全域に及ぶものもあれば、その地域独特の課題もあるところでございます。

市内全域に及ぶ課題につきましては、市に配置された第1層生活コーディネーターが対応して、これまで買物の課題や通いの場の不足など、地域ケア推進会議でも上がるような課題に対しまして、移動販売の創出の調整、それから一般介護予防と連動させた楽々グラウンドゴルフ事業や100歳体操の実施など、通いの場の創出につなげるような事業を、事業間の連動

を図りながら実施しております。

また、地域における課題への対応につきましては、先ほど申したとおり、社会福祉協議会が配置された第2層生活コーディネーターが行っており、地域独自の課題や要望、それとその地域の資源を生かした支援の調整、その地域に合わせた形でこちらの調整を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 いろいろありがとうございました。似ているような名前の人や似ているような事業が多いように思えまして、どうも整理ができないものですから、少し理解が深まったかと思うんですが、生活支援コーディネーターが市社協からの申入れで1人に減らして、同一人物が同じように重ねて対応できるようにという工夫の一つというご説明ですが、1人で大丈夫なのかどうか、その辺は私もこれから地域の声、住民の声を注目していきたいと思いますけれども、しっかりとお願いしたいと思います。質疑ではありません。

○委員長 他に質疑ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第63号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

討論の申出がありますので、発言を許可します。

2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、介護保険事業特別会計の決算認定、反対の討論を行います。

質疑の中で、改めて各事業の状況、いろいろ工夫をしながら努力されている点ですとか、そうしたものも確認できました。しかし、高額介護サービス等の費用、高額医療合算、あるいは特定入居者の介護サービス、こうした制度において利用者負担の増を招いた制度の改定が行われました。必要な方が必要なサービスをしっかりと利用できる、こういうふうにうたい文句を掲げてこの事業をやってきたと思うんですけれども、こうしたうたい文句も少しづつ危うい状況が広がっているのではないかというのがその数字的な結果からも見て取れるのかと。保険料の市独自の軽減も併せて、市民の生活を保障しながら、十分なサービス、必要な方に十分な利用ができるそういう努力がまだ足りない。したがいまして、反対ということ

を発言させていただきます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

△議案第63号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第63号 令和3年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第63号はこれを認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 22分 休憩

---

午後 3時 29分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

---

△議請第2号について

○委員長 続いて、請願の審査に入ります。

議請第2号 国に対して75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止の意見書提出を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

[請願文書朗読]

---

△議請第2号の意見

○委員長 次に、意見を求めます。

意見のある方は、順次ご発言願います。

村田委員。

○2番 村田委員 私は、後期高齢者医療と言わず、高齢者、国民全体が非常に公的な部分での支出増で、非常に生活が苦しくなっている、そういう状況の中で、この10月から後期高齢

者の方への一部の窓口負担2割化が国の制度として予定されているということで、この請願には賛同をするんですけれども、先ほど代理のイワミ氏から生活者の実態の話が出されました。もう一つ補足するならば、支出が、年金暮らしの中で、現在非常な物価上昇である。それから、他の公共料金や、例えば介護保険料ですとか、もちろんの工夫、節約が自分でやろうにもできない、そういう支出が物すごく増える。じわじわと、年々変わらずに負担が増えているんですよね。そういう中で、これだけを切り取って、年収200万以上ですか、だから耐えられる、まだ大丈夫なんだ、この層の人には我慢してもらうしかない、こういうふうに見る向きもあるかと思うんですけども、実情は全くそうではなくて、大変苦しんでいる層なんだということを僕は見て取るべきではないかと思うわけです。ぜひそのことも皆さん検討に加えて、よく考えていただければということで発言をさせていただきました。

○委員長 他にご意見ございますか。

3番 橋本委員。

○3番 橋本委員 この75歳以上の医療費窓口負担の2割化を中止して、75歳以上の人を守るというような内容の請願だと思うんですけども、私はこの人たちを支えている生産年齢層の人たちも守る必要があると思っております。また、この中の内容で、表現の仕方、または算出方法が分かりませんけれども、2割負担導入による現役世代の負担軽減効果が月額約30円、そして全員が医療費を払うわけではないですけれども、高齢者1人当たりの負担増が年間5万2,000円というこの極端な表現がどのような計算方法、どのような考え方を基に書かれているのかという疑問があるというところで、私は医療費が払える方々には、それは負担していただきたいほうが楽に決まっていますけれども、負担していただく、そして生産年齢層の方々を守っていく。これから先、どんどん高齢者が増えて、ピラミッドの逆になって生産年齢層が減っていくということを考えると、こういう2割をいただくという措置は必要で、今後考えるとすれば、75歳以上で200万円以上の人なんだけれども、生活が苦しいという人たちに対して負担軽減の措置の手を差し伸べるというような方法を取っていけば、私はいいと思っています。

以上です。

○委員長 他にご意見ございますか。

1番 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 では、私の意見を述べさせていただきます。

また今年はいわゆる団塊世代の方々が75歳になってくるということで、後期高齢者がたく

さん増えてまいります。ただし、それを支えているのは、先ほど橋本委員もおっしゃったとおり、現役世代の健康保険料から負担する後期高齢者の支援金の増加も同時に見込まれてしまうということを考えますと、2割増になってしまうのは年収200万円以上の方に相応の負担をしていただく必要があるのかとも思います。また、これには、時限ではありますけれども、激変緩和措置というものが組まれておりますし、3年間は負担増が最大月額3,000円までに抑えられています。それと、高額医療制度により、外来での自己負担は月額1万8,000円が上限で、年間では14万4,000円を上限とされているなどなどを考えると、相応の負担をしていただるべきか。若い世代を守っていかなくてはいけないというのも我々の役目であるために、私は反対ということを表明させていただきます。

○委員長 他にご意見ございますか。

5番 野本委員。

○5番 野本委員 私も今回のこの請願には反対の立場です。理由としては、75歳以上の高齢者が、団塊の世代が今後一気に800万人以上急激に増えるという社会状況がある中で、このシステム 자체を維持していくことが非常に困難という状況があると思います。もちろん、現在の様々な社会の福祉の制度には様々な問題があり、ただ、だからといって、それを破綻させて、すぐに新しい仕組みをつくれるかというと、私はそこはかなり厳しいと思っていて、何とかこれを存続させていく道を取らざるを得ないのかと考えています。そういうことから、確かに一部の方に負担を強いることではありますが、何とか今のこの仕組みを維持していくためには必要な措置なのではないかと考えております。ということから、今回の請願には反対とさせていただきます。

以上です。

○委員長 他にご意見ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に意見がないようですので、意見の開陳を終結いたします。

---

#### △議請第2号の討論

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

まず、反対の討論から、田中委員お願いいいたします。

○副委員長 議請第2号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

が、まず初めに申し上げたいことは、高齢者の暮らしと命、健康を守るこの思いは、本請

願を上程されるその思いと同じということをしっかりとお伝えしたいと思います。しかしながら、物価高騰、同時に長引く不況下において、また将来にわたって現役世代に対する生活、暮らしも同時に守らなければなりません。高齢者、現役世代双方に対して配慮した制度見直しかということを確認していきたいと思います。

本内容は、一定の所得がある75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる、課税所得28万円以上の、かつ年金年収プラスその他の合計所得金額が単身世帯で200万円以上、また複数世帯で合計320万円以上ですと2割負担となるわけでございます。なお、この年金の中には、遺族年金や障害年金は、年金収入は含まれないということでございます。

この2割となる対象者は、75歳以上の約20%であり、原則1割負担の枠組みは守られることがあります。もちろん、負担割合が2割になった人でも、入院などで医療費が高額になる場合においては、所得に応じて窓口負担の上限を求める高額療養費の適用で負担は抑えられます。一方、頻繁に外来受診をする人ほど見直しの影響を受けることになりますので、受診控えを防ぐ観点から、施行後、先ほどもお話にありましたけれども、3年間の外来受診の負担増を最大でも月3,000円とする配慮措置が設けられています。

現在、後期高齢者医療制度の財源は、国や自治体からの公費負担が約5割、現役世代からの拠出金、支援金ですが、約4割、残り約1割を75歳以上の方の保険料で賄われております。厚生労働省によりますと、この支援金は、2010年度には現役世代1人に対し4万4,000円でしたが、少子高齢化が進み、2020年度まででは6万3,000円と、およそ1.5倍まで上昇しており、例えば大企業の社員を中心とした健康保険組合や、中小企業の社員などが加入される全国健康保険協会など、赤字で経営が苦しい組織が少なくなく、中には解散する動きまで出てきています。さらには、2022年問題とまで言われた本年度には、団塊世代、先ほどもお話に出ましたけれども、806万人の方が75歳となり、2025年にはその全員が75歳となります。つまり、後期高齢者の医療費急増が明確に迫っているわけでございます。

厚生労働省では、今回の見直しで、2025年度には年間830億円の現役世代の負担を軽減できると見込んでいます。同時に、医療・介護分野のデジタル化などを進めながら、病気や介護予防につながる施策の充実に力を注いでいくものと思っております。今回の医療費制度改革は、給付は高齢者、負担は現役世代を中心という従来型の社会保障の構造を見直し、少子高齢化に対応した全世代型社会保障の構築に向けて必要不可欠なものと考えます。よって、本請願の採択には反対でございます。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○委員長 次に、賛成討論として、2番 村田委員。

○2番 村田委員 それでは、賛成の討論をさせていただきます。

先ほど来の各委員からの意見、あるいはただいまの反対の討論ですとか、改めて伺いながら、それぞれの見識を私なりにまたかみしめてみたところですけれども、大切な危惧されるところであるのは、その問題の所在については、異口同音に現役世代もしっかり守らなければいけない、この点が言われていたかと思いますが、私、皆様方に促したいのは、視点としてもう一つ大事な視点をお忘れではないか、そのことが心配になりました。それは、公、国の責任という視点です。国の財政負担という視点です。

口幅ったい言い方をあえていたしますが、憲法25条、国民の生存権を憲法が権利として認める、保障しているものです。それを具体的に国にやりなさいと、行政にやりなさいと求めているのが第2項、ご案内のとおりだと思います。皆様方、委員各位の問題設定というのは、高齢者の人、特に後期高齢者の人、それを支える現役世代の人、こここのところのどちらをどう守るかの中で、限られたその条件の中で、受忍の限度じやないか、いや、このくらいまではまだ仕方がない、こういったような、そこの二項対立的な発想、お考えに、何か小さくなってしまっているような懸念を持ちました。なものですから、憲法25条まで例示をして、私のこれが賛成に値する、つまり公の責任として国の財政出動によって財政的に支え、後期高齢者の方の窓口負担、2倍化、2割化も、これは国の責任として当然国民の権利を保障する点から中止すべきだと。恐らく、じや財政、どうするのという疑問も当然出てくると思いますが、それは例えば本当に一部の大富豪、日本でも、アメリカだけの話か、ヨーロッパだけの話かと思っていたら、とてつもない大富豪がここ10年、20年の中でもさらに大きくなつて発生して、そうした企業、大富豪への責任能力に応じた納税をいただくことで、それは解消できる。まあほかにももちろん財源としては申し上げることできますけれども、こうした視点までもう一回、広くこの仕組みと生きている国民、高齢者の方の生活実態を鑑みて、最終的な判断をお願いしたい。そのことで私の賛成の討論といたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議請第2号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議請第2号 国に対して75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止の意見書提出を求める請

願は、採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第2号は不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせにつきましては、最終日、9月29日午前8時30分から第2委員会で行いますので、委員各位は時間までにご参集願います。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 51分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 梁瀬里司

議　　会　　運　　營　　委　　員　　會

9　月　1　4　日　（水曜日）

## 令和4年行田市議会議会運営委員会会議録

- 開会年月日 令和4年9月14日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議請第4号 議会改革度調査結果の公表を求める請願  
議請第5号 議長選挙の公表を求める請願
- 審査日程 【請願】
  - 議請第4号 議会改革度調査結果の公表を求める請願
  - 議請第5号 議長選挙の公表を求める請願

○出席委員（7名）

委 員 長 香 川 宏 行 委員	3 番 田 中 和 美 委員
副 委 員 長 加 藤 誠 一 委員	4 番 福 島 ともお 委員
1 番 橋 本 祐 一 委員	5 番 村 田 秀 夫 委員
2 番 高 橋 弘 行 委員	吉 野 修 議長

---

○欠席委員（0名）

---

○事務局職員出席者

書 記 亀 山 智 弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様おはようございます。

太平洋上には3つの台風があるということで、非常に天候が乱れているというか、大変な感じもするときですけれども、大きな被害が出ないことを望んでいるところでございます。どうか皆さんも体調に気をつけていただきて議会運営を行っていただけますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、着座にて始めさせていただきます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、ご聴視のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

今回、当委員会に付託されました案件は、請願2件であります。

審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。

これより審査に入りますが、皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、発言は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、審査に入れます。

---

△議請第4号について

○委員長 まず、議請第4号 議会改革度調査結果の公表を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

事務局。

[事務局朗読]

○委員長 ありがとうございました。

以上で朗読が終わりました。

次に、意見を求めます。意見のある方は順次ご発言を願います。

それでは、挙手にて意見のある方、お願ひします。

田中委員。

○3番 田中委員 まず、提出者の思いというのがあるかと思うんです。提出者の方は紹介議員を信頼して提出していくものだと基本的に思っておりまます。提出者の思いというのは最終的には採択されるというところにあるかと思います。提出することだけが目的ではないはずでございます。

そういうったときに、信頼をして提出されたその思いを酌んで、最大限に合意形成をでき得るものにして差し上げる、紹介議員には、申し訳ないですけれども、責任があるかと思っております。そこが大前提と思っておりますので、そこに値しないのではないかと非常に思います。そう受け止めました。前提として、主観と推測に基づいているところが非常に多いと思います。合意形成がしにくいです。

一例を挙げさせていただきますと、「回答はすれど改革には手を染めない。要は改革する気持ちが一つもないだけである。」改革には手を染めない、手を染めないという表現が有効でしょうか。手を染めないというのはマイナスイメージのときに使う言葉であり、改革には着手していかないように見受けられるとか、進めていないとか、そういった言葉に推敲して差し上げるとか、また、要は改革する気持ちが一つもないだけである。一つもないと言い切れるんでしょうか。主観と推測に基づいているかと思います。

そういうったところを丁寧に見て差し上げて、合意形成しやすい、そういうたものにアドバイスして差し上げる、そしていいものにして提出する責任があるかと思いますので、採択するには当たらないと思いました。意見です。

○委員長 他に意見のある方は挙手願います。

いかがでしょうか。

高橋委員。

○2番 高橋委員 今回のこの請願の趣旨は、あくまでも議会改革結果の公表ですね、こういう資料があったならば市民の方に広く見せてほしいという、そういうことの請願でございまして、議会として、またはこれを扱った事務局としても、市民の要望があるならばそれに沿った形で、今後はできる限りやれることを模索すべきではないのかと思いまして、この

請願に対する意見といたします。

○委員長 他に意見のある方はいらっしゃいますか。

橋本委員。

○1番 橋本委員 先ほど田中委員からもありましたけれども、この請願の文章、請願の内容は請願した方のその思い、気持ちを最優先して、高橋議員が紹介議員となって提出されたと。多少いろいろな部分に表現がふさわしくない部分があつたりですとかはあるけれども、そこは昨日の答弁では表現の自由があるということをおっしゃっておりました。確かにそのとおりだとは思うんですけども、その場、その場での文章や言葉遣い、または内容の精査というものは必要になってくるかと。

今回、提出者の思いを最優先して、そういう部分は差し引いて内容だけを考えても、「総括質問方式から一問一答方式に、私の推測によると」というような内容等もあります。せっかく紹介議員の高橋議員がいらっしゃるのでしたら、内容をよく聞いて、そして調べて、推測でないことをお書きする、またそのように高橋議員がアドバイスをすると。アドバイスをしてもこのままいきたいということであれば、それは提出者の意思を尊重するという形で出したらよかったです。

そして、「改革委員会は2018年11月以降4年間開かれていません。」また、「こんな議会にタブレット方式などのデジタル化ができるのかと心配になる」という部分で、昨日も質疑がございましたけれども、その部分に関しては2018年のときの現状で質問をしているということでしたので、ここはアドバイスをして、現在の状況、現在はタブレット方式の、デジタル化は進んでおりますし、また、下のほうの、「紙の情報は全廃できないと思いますが」というところの部分も、全撤廃はできないとはＩＣＴ推進委員会でも出ています。紙資料も残しながらデジタル化を進めて徐々に移行、もしくはそのままいくかもしれないし、そういうことでいろいろ考えている内容もございます。

また、早稲田大学のマニフェスト研究所に了解を得て、そのホームページにリンクさせるという内容もございますけれども、それは少し、民間のホームページに市のホームページをリンクさせるというのは少々無理があるのかというようなことがありますので、この請願に対しては少し慎重に考えるべきだと私は思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他に意見のある方。

村田委員。

○5番 村田委員 請願文書、私なりに何度も読み返して考えたんですけども、いろいろなことが書かれておりまして、どう整理すればいいのかという戸惑いも正直なところござります。

私なりにぎゅっとこれをエッセンスに絞ってみると、この請願、行田市の議会改革が進んでいない、そういう認識の下に、早稲田大学のマニフェスト研究所、ここが実施した調査結果ですか、ホームページ等で掲載して、市民に報告を求めていらっしゃるわけですね。

なお、現在の議会改革の成果についてもホームページ、これへの掲載を求めていますけれども、請願内容としては、早稲田大学のこの研究所の調査結果のホームページ掲載、これが結論といいますか目的、こういう整理をしました。

議会改革を着実に行ってほしいと。この議会改革の中身というのはこの文面を見ただけでは不明で、何を求めているのか分かりませんけれども、市民にとってより良い議会運営、こう仮に私理解しまして、それをしっかりと市民に公表してほしい、こういう請願者の気持ち私はしっかりと受け止めたいと思います。

しかし、この請願事項であります早稲田大学の調査結果は、いろいろな団体が行ういろいろな調査研究の一つですよね。一機関が実施した調査結果を市のホームページに掲載するのは、私も、ほかではなくなぜこれを掲載するのか、その合理的根拠となります判断基準、これをしっかりと持って行う必要があると思うんです。現在の市のホームページの掲載基準、持っているかと思いますけれども、今の基準の中で判断できるのか、その辺も確認する必要があるのかと思っています。

結論としては、請願者のそうした心情は私、理解しますけれども、早稲田大学のこの調査結果の公表、ホームページ掲載については慎重な検討が必要であると思います。

請願事項にある調査結果の報告というのは、実施主体ではございません、行田市は。この報告という言葉には違和感を持ちます。したがって、これは反対と言わざるを得ないのかと。この請願内容では反対と言わざるを得ないのかというのが私の考え方であります。

○委員長 他に意見のある方はありますか。

副委員長。

○副委員長 村田委員に言っていただいたこととかありますけれども、早稲田大学のマニフェスト研究所が出したものについてが、あたかも金科玉条のようなものではないと思います。

それで、表題そのものは情報公開というか、求めるということで方向性としてはいいんで

すけれども、中に書かれている内容、特に2018年までの議会改革推進委員会、これは私も香川委員長も携わっていただきましたけれども、そのときの議論の進め方としては、いろいろと幅広く改革をしようとしたんですけども、委員に一人でも反対がいると、どうしてもそこから前に進めないというような状況がありました。あの年は14回ぐらいずっと何ヵ月もかかって、みんなへとへとになるまで改革したんですけども、そういうこともあって、取りあえず、かなりその後疲れたという部分もあります。

今、それと並行的にICT推進委員会で改革もやらせていただいているので、そういう面では、表題が掲げる方向性としては私は賛成ですけれども、中に書かれている部分については見解のそごがありまして、反対という意見です。

以上です。

○委員長 他に意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

次に討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

橋本委員。

○1番 橋本委員 反対の立場から討論させていただきます。

この請願、議会改革度調査結果の公表を求める請願については、先ほどから意見が出ていますように慎重に考えるべき。

私は議会改革度調査結果の公表は、これはしないほうがいいと思います。しかしながら、議会改革の内容、成果については市民に隨時公表していくべきだとは思っております。

ですから、議会改革についての情報は市民に積極的に開陳、情報公開をしていくべきというところですけれども、今回のこの議会改革度調査結果の公表については反対いたします。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第4号 議会改革度調査結果の公表を求める請願は採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第4号は不採択とすべきものと決しました。

---

△議請第5号について

○委員長 次に、議請第5号 議長選挙の公表を求める請願を議題といたします。

事務局に請願の朗読をお願いいたします。

[事務局朗読]

○委員長 ありがとうございました。

以上で朗読が終わりました。

次に、意見を求めます。

意見のある方は順次ご発言願います。挙手願います。

高橋委員。

○2番 高橋委員 それでは、内容について意見を述べさせていただきます。

1年で交代するということは、私も議員として来年の4月で12年間終わらせていただきましたけれども、そういう中で、1年交代ということが何か慣例としてできているのかという感じをしておりました。

例外として一つはここに載せてありますけれども、そのような慣習、または慣行で行うということの中であれば、事前に議会事務局でしっかりと現の議長、副議長との話合いの中から、例年どおりの考えているのかどうかということを事前にお話を聞いた上であれば、それで間に合うのであれば、日程表が公表できるのであれば、それはそうすべきではないのか。また、最終日にならないと意見は分からぬ、自分の考えはということであれば、現状のままになってしまうと思いますけれども、請願者が求めるこのような考え方であれば、そういうことも一つの視野に入るのではないかと私は思いました。

以上です。

○委員長 他に意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

福島委員。

○4番 福島委員 私からは、議請第5号の件に関しまして質疑もさせていただきましたけれども、「もう一年やりたいとのご意向により」というところは、私は小林友明議員のご本人の確認を取っています。当時そういう流れではなかったと聞いておりますので、こうしたエビデンスのないことが要旨の部分に入っている以上、賛成、賛同はできないということで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 次に、村田委員。

○5番 村田委員 この請願は議長、副議長の選挙、定例会日程表に明記して、市民が事前に知った上で傍聴ができる状態で実施してほしいという、そういう趣旨ですけれども、事務局に事前に確認したんですけれども、改めて確認したいと思うんですが、選挙が行われる本会議、これは夜遅い時間になっても時間に関係なく傍聴、あるいは家でインターネットでの視聴、生で、録画でもだと思うんですけれども、できるということでいいのか、もう一度確認したいんですけども。

○委員長 事務局。

○事務局書記 本会議につきましては、インターネット中継ということで時間に関係なく生放送で放映をさせていただいております。

○5番 村田委員 ですから、その点では公明正大に現行で手続としてはやられているということは確認できると思うんです。

請願者の方は、慣行で1年交代で議長、副議長選挙を行っている実態がある。それに即して要望しているということですけれども、これはあくまでも議長、副議長本人の辞表が出されて、受理されて初めて選挙が確定されるものですよね。慣行という表現をされておりますけれども、私の認識としては、申合せ合意事項、そういう意味での慣行、慣例ではない。手元に冊子で申合せ事項を文書化したものを各委員お持ちかと思うんですけれども、そういう内容ではありませんし、いわゆる慣行という認識ではないです。あくまでも当該議長の考えで行っていることなので、その点がこれを難しくしているというか、賛同するには難しい現状にあるんだなと私考えます。

高橋委員、一つの視野に入るということをおっしゃったわけですけれども、私としてはこの内容では賛成しかねる、反対ということになろうかと思います。

○委員長 ありがとうございました。

加藤委員。

○副委員長 事務局であらかじめ予定に書き込むということであれば、その辺で今現に議長なり副議長をやっている方に対する圧力になりますので、そういったことがあってはならないと思います。

また、随所に「市民の傍聴の下で公明正大」ということを書かれていますけれども、あたかも傍聴を制限しているとか傍聴をさせないということは、今村田委員も言わされたとおり、

事務局でもそういったことはないということになっていますので、そういった表現でこれを書かれることについてすごい違和感がありまして、反対します。

○委員長 他に意見はありますか。

橋本委員。

○1番 橋本委員 この文章の中で、「慣行を踏襲するために毎年6月の定例会最終日に議長選挙を実施しているのが実態」であると。毎年1年で交代することを否定しているような文章に読み取れます、1年交代をしていることを。

しかしながら、一番下のほうには、「市議会・市政を刷新するために1期目の議員でも議長・副議長に選任する「輪番制」も試行する価値がある」と。これは1年ごとの交代を肯定しているというような形で、多少矛盾があつて読み取りにくい。

また、先ほど福島委員からあったように、小林議員の意思と違うことも内容に、ここに書かれてしまっていることもあります。

そして、今の制度上、議長、副議長が辞表を提出するというところは分かりませんので、この日程表に組み入れることは事務手続上難しいのかと。

そして、先ほど来出ていますけれども、この「傍聴の下で公明正大に実施」ということは、傍聴もできる、しかもインターネット中継でライブでも放送しているということを考えれば、いろいろ総合的に考えると、私はこの請願文書には反対ということです。

以上です。

○委員長 では、よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に意見はないようですので、意見の開陳を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議請第5号 議長選挙の公表を求める請願は採択とするに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数と認めます。よって、議請第5号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

慎重なるご審査、誠にありがとうございました。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、今月9月29日の3常任委員会の読み合わせ終了後に第2委員会室で行いますので、ご参集願います。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 10時 02分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 香川宏行